

# 第29回岩手県文化芸術振興審議会

日時：令和2年1月29日（水） 14時00分から

場所：エスポワールいわて特別ホール

## 次 第

1 開 会

2 挨 拶

3 協 議

(1) 第3期岩手県文化芸術振興指針（案）の取りまとめについて

4 答 申

5 その他

6 閉 会

## 第29回岩手県文化芸術振興審議会 出席者名簿

### ○ 第6期岩手県文化芸術振興審議会委員

(任期：平成30年6月1日～令和2年5月31日)

氏 名	所 属 ・ 役 職 等	出欠
飯 森 千 加	いわて県南アートプロジェクト代表	欠席
板 垣 崇 志	社会福祉法人光林会るんびにい美術館 アートディレクター	出席
上 田 吹 黄	一級建築士ちいろば設計	出席
高 橋 嘉 行	公益財団法人岩手県文化振興事業団理事長	出席
木 村 敦 子	「てくり」編集人 アートディレクター	欠席
熊 谷 常 正	盛岡大学文学部教授	出席
五 日 市 健	公益社団法人全国高等学校文化連盟会長 岩手県立盛岡第四高等学校校長	欠席
齋 藤 桃 子	岩手町立石神の丘美術館主任学芸員	欠席
坂 田 裕 一	特定非営利活動法人いわてアートサポートセンター理事長	出席
佐々木 民夫	岩手県立大学名誉教授	出席
柴 田 和 子	一般社団法人岩手県芸術文化協会会長	出席
田 口 博 子	日本弦楽指導者協会会員	出席
長 坂 友 太	戸呂町神楽保存会代表	欠席
中嶋 奈津子	岩手県文化財保護審議会委員 佛教大学非常勤講師	出席
本 村 健 太	岩手大学人文社会科学部教授	出席
渡 辺 靖	慶応義塾大学環境情報学部教授	欠席

(令和元年8月1日現在、敬称略、五十音順)

○ 事務局

氏 名	所 属 ・ 職
菊 池 哲	岩手県文化スポーツ部長
岩 渕 伸 也	岩手県文化スポーツ部副部長兼文化スポーツ企画室長
高 橋 久 代	岩手県文化スポーツ部文化振興課総括課長
佐 藤 嘉 広	〃 世界遺産課長
菅 原 俊 樹	〃 文化芸術担当課長
大 越 治 仁	〃 文化交流担当課長
佐 藤 淳 一	岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課主任指導主事兼上席文化財専門員
佐 藤 充 弘	岩手県県土整備部都市計画課主任主査
和 田 英 子	岩手県県南広域振興局経営企画部特命課長（文化スポーツ振興）

## 第3期岩手県文化芸術振興指針（素案）に係るパブリック・コメント実施結果

## 1 実施期間

令和元年11月28日（木）から令和元年12月27日（金）まで

## 2 実施方法及び周知実績

- (1) 県ホームページへの資料等掲載
- (2) 報道機関への発表
- (3) 各市町村、文化芸術団体、関係機関等への通知
- (4) コーディネーター会議等での説明（県内3か所）
- (5) その他（いわての文化情報大事典 Facebook、Twitter での告知）

## 3 寄せられた意見の実績

## (1) 意見件数

受付方法	意見提出人数	意見件数
郵便（持参を含む。）	2人	2件
ファクシミリ	6人	15件
電子メール	10人	20件
公聴会又は説明会	15人	34件
計	33人	71件

## (2) 内容別意見数

内 容	意見数
I 岩手県文化芸術振興指針策定の趣旨等	1件
II 岩手の文化芸術を取り巻く情勢と現状認識	5件
III 基本的方向性	7件
IV 施策の具体的推進	52件
V 指針の推進	4件
その他	2件
合 計	71件

(3) 意見の反映状況

区 分	内 容	意見数
A：全部反映	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの	11件
B：一部反映	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの	12件
C：趣旨同一	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの	20件
D：参考	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの	25件
E：対応困難	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの	0件
F：その他	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）	3件
合 計		71件

## 意見検討結果一覧表

(案名：第3期岩手県文化芸術振興指針（素案）)

番号	章	項	号	意見	類似意見 件数 (件)	検討結果 (県の考え方)	決定への 反映状況
1	I	2		対象とする文化芸術の範囲として「玩具、遊戯」といった分野も対象として明記して欲しい。遊びを通じて様々な経験ができ、好奇心が育まれ、より深く幅広い文化芸術につながる。		対象とする文化芸術の範囲は、岩手県文化芸術振興基本条例により規定されており、生活文化は、「茶道、華道、書道、方言、衣食住等に係る生活様式その他の生活に係る文化」とされています。生活文化の裾野は極めて広く、例示以外にも多様なものが含まれています。	C: 趣旨 同一
2	II	1	(2)	令和元年度に陸前高田市市民文化会館が完成する予定とあるが、現在の進捗見込みに合わせた表現にすべき。		表現を修正しました。	A: 全部 反映
3	II	4	(1)	文化芸術に関する意識調査のモニターの地域や年齢構成を公開して欲しい。地域や年代の偏りが生じないようにすべきであり、人数が少なすぎる。		巻末の資料に「希望郷いわてモニターアンケート」の結果概要を掲載しました。 また、様々な機会を通じてアンケートや意見交換等の実施により県民ニーズの把握に努めていきます。	A: 全部 反映
4	II	4	(2)	文化芸術団体や民俗芸能団体の担い手の高齢化が進み、後継者育成が課題となっている。	1	同様の現状と課題については、「関係団体等との意見交換」に記載しています。 また、民俗芸能の保存・継承については、重点的に取り組む事項として取組を記載しています。	C: 趣旨 同一
5	II	4	(2)	加盟団体数、会員の減少が課題。少子化と自分の時間の使い方の多様化は文化芸術活動から遠のく傾向にあるのではないか。		文化芸術協会等の加盟団体数、会員の減少については、同様のご意見を「関係団体等との意見交換」に記載しています。	F: その 他

6	Ⅲ	1		「豊かな歴史や文化を感じ、県民誰もが文化芸術に親しみ創造できる岩手」、について、具体的にどこに向かうのかということをきちんと明示したほうがいいのではないか。もっとわくわくするようなフレーズ、県民がよしっ、やろうよと思うフレーズをつくっていくということが必要ではないか。		基本目標の趣旨を説明する記載を追加しました。 表現は、幅広く県民に受け入れていただくことができるよう、文化芸術の分野の取組をできる限り包含する表現としています。	B：一部反映
7	Ⅲ	2		人口減少の背景を踏まえて、それに対して文化芸術がどのような方針で取り組むのかが見当たらない。例えば、県内外の若手アーティストの活用も有効と考えるが、県としての基本理念を示してほしい。		文化芸術を通じた県内外の地域間交流を積極的に推進することが重要と考えており、基本理念の一つとして掲げています。	C：趣旨同一
8	Ⅲ	4	(2)	内陸と沿岸が一体となって文化芸術を盛り上げて欲しい。	3	居住する地域に関わらず、県民の身近な場所で、県民誰もが文化芸術に触れ、活動できるよう支援していきます。 また、岩手の特色ある取組を進めることにより、文化芸術を通じた交流人口の拡大や地域活性化にもつなげる取組を進めます。	D：参考
9	Ⅲ	4	(4)	文化は領域横断をするということを標榜していい唯一の部局であり、書く必要があるのではないか。		文化芸術の分野だけでなく、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育といった様々な分野や領域を横断して、協力、連携し、互いの力を活用し、相乗効果を生み出していく体制を推進することを記載しています。	C：趣旨同一
10	Ⅳ	1	(1)	「さんりく防災復興プロジェクト 2019」と同じようなイベントを、今後も開催して欲しい。	1	文化芸術を生かした交流人口の拡大を図ることは重要であると考えており、復興支援や三陸防災復興プロジェクト 2019 を機に培われた芸術家との交流や文化イベントなどを展開することを記載しています。	C：趣旨同一

11	IV	1	(1)	<p>これまでは、復興支援で公演に補助が出ていたが、今後は無くなっていく。無料公演時は、参加していたが、有料公演になると参加しなくなる。軟着陸させることが必要。</p>		<p>東日本大震災津波からの復興と文化交流の推進の取組を記載しており、その具体的な推進に当たって参考とさせていただきます。</p>	D: 参考
12	IV	1	(3)	<p>「民俗芸能の保存・継承の支援」(観光分野をはじめとした幅広い分野への活用を進める)について、保護や育成を重視し、「活用」後も、継続的な自主活動が図られるように配慮すること。</p>		<p>民俗芸能の保存・継承には、民俗芸能団体等の交流を促進することが重要であると考えており、取組の表現を修正しました。</p>	A: 全部 反映
13	IV	1	(4)	<p>目指す姿の「全ての無形文化財の映像等の記録が整備され」について、十分な調査研究と丁寧な資料等の収集を行い権威のある資料の発行と映像の記録を併せて行う必要がある。</p>		<p>地域に伝わる民俗文化財の保護・継承を行うため、関係団体と連携を図り、歴史的価値などの調査を進めることなどについて記載しているところであり、取組の推進に当たって、より効果的な取組となるよう、地域や市町村と連携して取組を進めていきます。</p>	D: 参考
14	IV			<p>施策の具体的推進の指標を「中間目標値(R4)」に修正すべき。最終目標値を記載できないことは理解したが、中間年の具体的目標値であることがわかるように記載すべき。</p>		<p>指針の期間に合わせ、目標値を令和6年度の目標としました。</p>	B: 一部 反映
15	IV	1	(5)	<p>「豊かな歴史」のイメージが県民にとって理解できるように示されていない。旧来のものではなく、サブカル世代に理解しやすいものを積極的に導入してとっつきのよいものとして岩手の文化芸術のイメージを改良していくことが必要。</p>		<p>幅広い層で本県への理解や関心を高めることは重要と考えています。文化をめぐる新しい動きへ対応した取組の推進として、幅広い層に訴求力のあるマンガを生かした取組を推進することなどについて記載しており、その具体的な推進に当たって参考とさせていただきます。</p>	D: 参考



16	IV	1	(6)	アウトリーチは古いと言われてきている中なので、もっと先進的な取組(レジデンスとか)を盛り込んでほしい。		文化芸術を通じた交流の推進が重要であると考えており、「文化芸術を通じた交流の推進」の項目を追加し、アーティスト・イン・レジデンスなどの取組を記載しました。	A: 全部 反映
17	IV	1	(6)	地方活性化が大きなテーマであり、文化芸術を交流人口拡大や地域活性化に生かさないとならない。	1	文化芸術を通じた交流人口の拡大や地域活性化にもつなげていくことが重要と考えており、「施策の基本方向」に趣旨を盛り込んだほか、「文化芸術を通じた交流の推進」の項目を追加し、取組を記載しました。	B: 一部 反映
18	IV	1		アール・ブリュット(脚注)について、「子ども・素人芸術家」は定義に入らないのではないか。いわて県民計画、岩手県文化スポーツ振興戦略での説明と整合をとるべき。		アール・ブリュットについて、県の他の計画における記載を踏まえて、表現を修正しました。	A: 全部 反映
19	IV	2	(1)	観客が高齢者、演者が若者というギャップを埋めるとともに、後継者(若者)がお客さんを連れてこれるようになればいい。		「岩手芸術祭」では、新たな分野の拡大を図るとともに、芸術体験イベントや地域の文化催事との連携イベントを開催するなど、多くの文化芸術に幅広い年齢層が参加、鑑賞できるよう取組を進めており、その具体的な推進に当たって参考とさせていただきます。	D: 参考
20	IV	2	(1)	盆栽や伝統的な音楽等の発表の場が少なく感じるとともに、伝統芸能に肩入れしすぎではないか。		「岩手芸術祭」では、新たな分野の拡大を図るとともに、芸術体験イベントや地域の文化催事との連携イベントを開催するなど、多くの文化芸術に幅広い年齢層が参加、鑑賞できるよう取組を進めており、その具体的な推進に当たって参考とさせていただきます。	D: 参考

21	IV	2	(1)	岩手の演劇の発展に期待しているが、展開を支援する施策が少ない。岩手の団体は内向きな雰囲気なところが多く、多様な団体と触れ合うきっかけづくりが大切。		県民の文化活動の支援について、取組を記載しており、その具体的な推進に当たって参考とさせていただきます。	D: 参考
22	IV	2	(4)	若い人が文化芸術に親しむ環境を作るために県がニーズ調査をして、最終的にどのようなやり方がいいか県が市町村に共有していければいいのではないか。		県民ニーズの把握は重要と考えており、事業を実施した際にはアンケートを行うなどにより事業の改善に努めているほか、様々な機会を通して多くの方々からご意見を頂き、市町村と共有していきます。	D: 参考
23	IV	2	(5)	「高齢者の文化芸術活動の支援」について、豊富な自由時間を所有する高齢者への文化芸術活動への誘導を積極的に行い、文化芸術活動の担い手として高齢者を参画させる施策こそが高齢化時代に必要。		文化芸術の担い手として高齢者は大きな役割を果たしていると考えており、高齢者が身近に文化芸術活動に参加できる環境づくりを記載しています。	C: 趣旨 同一
24	IV	2	(5)	「高齢者の文化芸術活動の支援」について、高齢者が参画するためには移動手段が課題。送迎の車やバスなどが利用しやすい環境であれば参加しやすい。		文化芸術の担い手として高齢者は大きな役割を果たしていると考えており、高齢者が身近に文化芸術活動に参加できる環境づくりを記載しており、その具体的な推進に当たって参考とさせていただきます。	D: 参考
25	IV	3	(1)	若い人たちや子どもたちに向けた文化情報の発信をもっとすべき。		インターネットを活用した情報発信に期待がよせられており、「いわての文化情報大事典」ホームページや SNS、動画サイトなど多様な情報発信手段を活用して情報発信を行うことを記載しています。	C: 趣旨 同一
26	IV	3	(1)	「文化をめぐる新しい動きへ対応した取組」について、「食の匠」も高齢化してきている。食の匠の郷土料理、伝統料理の作り方の記録整備が必要。		伝統的生活文化などの情報収集と発信が重要と考えており、県文化芸術ホームページや SNS 等による情報の発信の取組を記載しています。	C: 趣旨 同一

27	IV	3	(1)	「生活を豊かにする文化芸術情報の発信」について、文化芸術関連の SNS 数は当てにならない。適切な時間帯に投稿を続けて目に留まるようにする必要がある。		適時適切に情報発信を行うなど、効果的な情報発信に努めていきます。	D: 参考
28	IV	4	(1)	団体(人)と他の団体(人)をつなぐコーディネーター的な役割をする力がほしい。		団体、企業、行政等が一体となって文化芸術活動を支援し、活性化を図るためのネットワーク形成が必要と考えており、文化芸術鑑賞・活動を支援するネットワークの形成において、コーディネーターの配置の記載を追加しました。	B: 一部 反映
29	IV	4	(1)	施策の具体的推進に文化芸術情報の発信を上げているが、多方向通信の時代に入っている。文化芸術関係者が有機的に結びつくプラットフォームの活用について県の姿勢を示してほしい。		文化芸術に関する人材のネットワークの形成は重要であると考えており、文化芸術鑑賞・活動を支援するネットワークの形成の取組を記載しており、その具体的な推進に当たって参考とさせていただきます。	D: 参考
30	IV	4	(3)	助成金、補助金制度の活用にあたり、申請方法の簡素化や要件の緩和、新制度の創設などにより、現場のニーズに対応して欲しい。	1	岩手県文化振興基金事業については、公益財団法人岩手県文化振興事業団の意見も聴きながら、取組の具体的な推進に当たって参考とさせていただきます。	D: 参考
31	IV	5	(1)	「障がい者による文化芸術活動の支援」について、今年度はじめて「アール・ブリュット巡回展」を見て感銘を受けた。広く周知するためにも開催地区の振興局からもっと住民への情報発信があっても良かった。		「いわてアール・ブリュット巡回展」の周知については、TVCM、新聞広告、ポスター掲出、チラシの配布などにより行いましたが、その周知方法について更なる改善に努めます。	D: 参考
32	IV	5	(1)	「施策の具体的推進」にアール・ブリュットや障がい者という言葉があり、障がい者の芸術活動の支援にとどまらず、すべての県民に彼らの創造や作品が持つエネルギーが及ぶ施策が語られていることは 20 年前には想像もつかなかったことでありがたい。		本指針は、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づく地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画にも位置付けることとしており、引き続き、障がい者の文化芸術活動への支援に取り組んでいきます。	F: その 他

33	IV	5	(2)	障がい者文化芸術活動の支援について、アート支援やアドバイザーを派遣するような制度が必要。		障がい者芸術活動支援センターを中核として、障がい者の文化芸術活動を総合的に支援しており、取組の推進に当たって参考とさせていただきます。	D: 参考
34	IV	5	(2)	②障がい者による文化芸術活動の支援に【再掲】があるため、取組・3つ目には【再掲】は不要ではないか。		【再掲】の標記は「・」の取組内容ごとに付することとして整理しました。	B: 一部反映
35	IV	5	(5)	障がい者文化芸術活動の支援について、個展やグループ展など、質の高い展覧会の開催を促進するため、会場費などの補助があればよいのではないか。		県内の障がい者による文化芸術活動のより一層の活性化を促進するため、岩手県文化振興基金により、障がい者の文化芸術活動を支援します。	C: 趣旨同一
36	IV	6	(3)	民俗芸能の発表機会を充実させるため、町内だけでなく、外に出て発表する機会の充実が必要で、補助があるといい。		公演機会の充実は、民俗芸能の保存・継承のうえで重要な取組と考えており、県内外での発表機会の充実や岩手県文化振興基金による民俗芸能団体の備品整備や後継者育成の取組への助成などについて取組を記載しています。	C: 趣旨同一
37	IV	6	(3)	「民俗芸能の保存・伝承の支援」について、えさし藤原の郷では、4月から11月の毎週日曜日に、江刺の鹿踊り団体が定期公演を行っている。県内に多くの発表の場を創設、継続していくための支援が必要。		公演機会の充実は、民俗芸能の保存・継承のうえで重要な取組と考えており、県内外での発表機会の充実や岩手県文化振興基金による民俗芸能団体の備品整備や後継者育成の取組への助成などについて取組を記載しています。	C: 趣旨同一
38	IV	6	(3)	「民俗芸能の保存・継承の支援」について、後継者の育成が最重要課題。学校での継承支援活動が重要であり、指導者の確保や経費の補助などの課題があり、対応が必要。		部活動を通じた民俗芸能団体の活動の充実が重要と考えており、民俗芸能の保存・継承の支援において取組を記載しており、その具体的な推進に当たって参考とさせていただきます。	D: 参考
39	IV	6	(3)	「岩手の特徴を生かした文化芸術の振興」について、民俗芸能の保存は急務。積極的な保存を進めるべき。		民俗芸能の保存・継承は重要な取組と考えており、重点的取組事項としてその取組を記載しています。	C: 趣旨同一

40	IV	6	(3)	後継者難、指導者不足が課題となっているが、この指針の中で、後継者難、指導者不足についてどうしていくのかというところが盛り込まれてないのではないか。		民俗芸能の保存・継承のために、後継者育成は重要な課題と考えており、市町村や関係団体と連携して、後継者の育成等民俗芸能団体の取組を支援していくことを記載しました。	A: 全部 反映
41	IV	6	(4)	障がい者の文化芸術活動の理解については、未だ十分とは言えない状況にある。県障がい者文化芸術祭とアール・ブリュット巡回展だけでは不十分。優れたアート作品を県の公共施設に常設展示することなどを取組方向に加えて欲しい。		アール・ブリュットをはじめとした障がい者の芸術活動の理解促進は重要であると考えており、「障がい者による創造性あふれる創作活動の支援」に公共施設等における展示について記載を追加しました。	B: 一部 反映
42	IV	6	(4)	社会福祉事業団では、日本博「東北ブロックイベント」を 2021 年に企画予定であり、今後の取組方向において、当該事項が読み取れる内容の記載ができないか。		東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機とした情報発信について記載を追加しました。	A: 全部 反映
43	IV	6	(4)	『「岩手県障がい者文化芸術祭」や「いわて・きららアートコレクション」を支援してきました。』について、実態に合わせ、『「岩手県障がい者文化芸術祭」の開催や「いわて・きららアートコレクション」の開催を支援してきました。』等と修正すべき。		表現を修正しました。	A: 全部 反映
44	IV	6	(4)	平成 28 年に開催されたのは「アール・ブリュットいわて～希望郷いわて大会開催記念～」が正式名称であり、平成 24 年に岩手県立美術館で開催された小展覧会「アール・ブリュットいわて」展と混同することから正式名称を記載すべき。		表現を修正しました。	A: 全部 反映
45	IV	6	(4)	障がい者文化芸術活動の支援について、アール・ブリュット巡回展は良いと思うが、児童生徒を対象とした出前授業や出前出張展覧会など、福祉教育の面でも進めて欲しい。		アール・ブリュット等の障がい者の文化芸術活動の支援として「障がい者による創造性あふれる創作活動の支援」に取組を記載しており、その具体的な推進に当たって参考とさせていただきます。	D: 参考

46	IV	6	(4)	障がい者の芸術活動支援について、支えているのは福祉事業所の職員であり、芸術活動の重要性を保健福祉部とも連携して周知して欲しい。		障がい者の文化芸術活動を支える人材育成は重要であると考えています。「障がい者による創造性あふれる創作活動の支援」において、その取組を記載しており、その推進に当たっては保健福祉担当部局と連携して取り組んでいきます。	C: 趣旨 同一
47	IV	6	(5)	文化芸術の振興のためには、施設担当者だけではなく、他の担当者のスキルアップが必要であり、研修、アドバイザー派遣、県と地域の合同公演等を行ってほしい。	1	公立文化施設と連携したアウトリーチ(芸術普及活動)の実施について、「官民一体による文化芸術推進体制の構築」において取組を記載しています。	C: 趣旨 同一
48	IV	6	(5)	盛岡や北上だけが勝ち組になるのではなく、各地域それぞれが光るためにも、県内状況の調査を時間がかかってもいいので進めてもらい、岩手ならではのアーツ・カウンシルを実現してほしい。		本県の実情に合った岩手版アーツカウンシルを構築する必要があると考えています。「官民一体による文化芸術推進体制の構築」に取組を記載しているところであり、具体的な推進に当たっては、県内の状況を踏まえ、様々な方々からの意見も伺いながら進めていきます。	D: 参考
49	IV	6	(5)	公立文化施設、公立文化施設担当者だけに特化したアウトリーチを実施するのは疑問を感じる。		公立文化施設と連携したアウトリーチの実施については、「官民一体による文化芸術推進体制の構築」に記載しているところであり、具体的な推進に当たっては、県内の状況を踏まえ、様々な方々からの意見も伺いながら進めていきます。	D: 参考
50	IV	6	(5)	文化芸術を生かした地域づくりを進めるためには若手の芸術家やアートマネージャーを育成する必要がある。具体的な育成プログラムを継続して実施し、芸術家やアートマネージャーが広く分野を横断して活躍できる場を作る必要がある。		文化芸術に取り組む人材の育成は重要であり、文化芸術に取り組む人材育成のためアートマネジメント研修の実施などについて記載しており、その具体的な推進に当たって参考とさせていただきます。	D: 参考

51	IV	6	(5)	アーツカウンシルをどのように構築するのが重要。その行程を示すべき。		アーツカウンシルについては、現在、構築に向けた調査、研究を進めているところであり、しかるべき時期に行程等を示していきます。	B: 一部 反映
52	IV	6	(5)	専門家の確保のためにもその人たちが就職できる受け皿が必要。	1	文化芸術に取り組む人材の育成は重要であり、文化芸術に取り組む人材育成のためアートマネジメント研修の実施などについて記載しており、その具体的な推進に当たって参考とさせていただきます。	D: 参考
53	IV	6		『「岩手県障がい者文化芸術祭」の開催支援』について、支援の言葉は不要ではないか。		表現を修正しました。	A: 全部 反映
54	IV	6		岩手県文化スポーツ振興戦略で記載されている、アール・ブリュット作品に係る施策を具体的な取組として記載すべき。		岩手県文化スポーツ振興戦略で掲げられている、公共施設、商店街等における展示、ホームページ等を活用した作品の情報発信について記載を追加しました。	A: 全部 反映
55	IV	6		重点的取組事項がなぜそれが重点なのかが分からない。それぞれの実行程と5年後の目標がわからない。		重点的取組事項について、背景や課題などの記載を追加しました。	B: 一部 反映
56	IV			施策の具体的推進を5つに分類しているが、そのどれが基本理念のどの部分に対して不十分だったかわからないので示してほしい。		施策の具体的推進の項目は、「施策の基本的方向」に対応しており、各施策の方向性の記述の中で、課題などを記載しています。	C: 趣旨 同一
57	V	1	(6)	「学校・教育機関等の主な役割」について、学校を始めとする教育機関が、より積極的に地域と関わりながら、協同で子どもたちを見守っていく取組が文化の継承に欠かせない。		学校を始めとする教育機関が地域との連携をより深め、積極的に協働することが重要と考えています。学校・教育機関等の主な役割を記載しています。	C: 趣旨 同一
58	V	1	(2)	行政と団体のほかに、企業も入って、物産販売や観光面でも連携することが必要。		文化芸術を振興する上で、企業も大きな役割を担うことを期待しており、企業等の役割について、記載を追加しました。	B: 一部 反映

59	V	1	(8)	県の役割が見えにくい。市町村や文化施設の役割とは別に、市町村やホールなどの連携については県の役割があり、明記すべき。	1	県の責務について記載を追加しました。	B：一部 反映
60	その他			指針全般について、単年度で終わるのではなく、失敗することを見越したうえで、成功事例を伸ばしていくような長期的な展望をもってほしい。		本指針は令和6年度までを期間とし、文化芸術の振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を定めたものであり、今後も文化芸術の振興に努力していきます。	C：趣旨 同一
61	その他			市町村の地方文化芸術推進計画づくりへのサポートが必要。		国の施策と連携して市町村の計画づくりへの支援を行っていきます。	F：その他

備考1 「類似意見件数」欄については、類似の意見をまとめて公表するときに当該類似の意見の件数の記入に用いるものとし、それ以外の場合は削除するものとします。

2 「決定への反映状況」欄には、次に掲げる区分を記載するものとします。

区 分	内 容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）

3 意見（類似の意見をまとめたものを含む。）数に応じて、適宜欄を追加して差し支えありません。

4 計画等の案の項目区分に応じて、適宜表を分割して差し支えありません。



## 第28回岩手県文化芸術振興審議会における委員からの主な意見と対応方向

指針案項目			意見	対応方向
章	項	号		
I 岩手県文化芸術振興指針策定の趣旨等	1 指針策定の趣旨		網羅的にできているが、岩手県文化芸術の振興について、新しいものの特徴をどこに見出していくのか。岩手の特徴とは何なのかというところが前面に出ていないのではないかな。	岩手の歴史や風土を背景とした文化芸術について記載を追加しました。【P.1】
			基本目標が新しい言葉となった。もう少しこれまでの流れが書いてあれば、わかりやすくなるのではないかな。改めて岩手の文化芸術や歴史や文化というのは何なのかというところを記載して欲しい。その上で岩手の特徴というので、妖怪や漫画など様々なことを盛り込んでいくべき。	
I 岩手県文化芸術振興指針策定の趣旨等	2 対象とする文化芸術の範囲		学校の世界では、「文学・文芸・音楽・美術」と「工芸・書道」というのはセットなのだが、指針では、生活文化の方に茶道、華道、書道となっており、理由があるのか。	分類は条例の定義によるものとなっており、書道は、生活全般にわたる文化として、「生活文化」に分類しています。【P.2】
II 岩手の文化芸術を取り巻く情勢と現状認識	1 社会経済情勢等の変化	(3)文化芸術への関心の高まり	障がい者芸術について、岩手県の中で他県に先んじて進められているものとして、どう推し進めていくというか、特徴なども、前文のところでは先に説明した方がよいのではないかな。	障がい者による文化芸術に係る取組について記載を追加しました。【P.4】
II 岩手の文化芸術を取り巻く情勢と現状認識	1 社会経済情勢等の変化	(4)世界遺産登録等の取組の進展	無形文化遺産の説明に早池峰神楽を入れるべき。	早池峰神楽の記述を追加しました。【P.5】
II 岩手の文化芸術を取り巻く情勢と現状認識	4 文化芸術に関する意識	(3)課題の抽出	意識調査の結果の表現について、4人うち3人という表現をパーセントで表すなど分かりやすくすべき。	表現を「74.6%」に修正しました。【P.13】

指針案項目			意見	対応方向
章	項	号		
Ⅲ 基本的方向性	1 基本目標		基本理念の「文化芸術を通じた県内外の地域間交流の積極的な推進」が基本方向や施策の具体的推進に余り記載がないことから、記載を追加すべき。	【基本目標】 豊かな歴史や文化を受け継いで県民誰もが文化芸術に親しみ創造できる魅力あふれる岩手と修正しました。【P.14】
Ⅲ 基本的方向性	4 施策の基本方向	(1)岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進		【施策の基本方向】 「(1) 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興」を「(1) 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進」と修正したほか、交流人口の拡大の記載を追加しました。【P.17】
Ⅳ 施策の具体的推進	1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進	(6)文化芸術を通じた交流の推進		【施策の具体的推進】 新たに「(6) 文化芸術を通じた交流の推進」の項目を立てて、取組を追加しました。【P.24】
Ⅲ 基本的方向性	2 基本理念		「県民一人ひとりの自主性・創造性の尊重」について、尊重では、創造性の発揮や活発に表舞台に出てくるということにつながるように感じるので、より積極的にそこを活性化させていくような意味合いを持った語彙が来るべきではないか。	「・ 県民一人ひとりの主体性の尊重と創造性の発揮」と修正しました。【P.14】
Ⅲ 基本的方向性	3 各分野等における目指す姿	(2)伝統文化	「全ての無形文化財の映像等の記録が整備され、伝統文化の発信や優れた技の伝承等に活用されている。」とあるが、非常に有効な施策である。 無形文化財に指定されたところだけではなく、それ以外にも例えば、市町村の推薦を得たものについて配慮がなされる必要もあるのではないか。	「全ての指定文化財や優れた民俗芸能等」と修正しました。【P.16】
Ⅲ 基本的方向性	4 施策の基本方向	(2)県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備	基本目標や基本理念にある「県民誰もが」という表現には、「どの地域でも」という意味もある。地域間格差を配慮した表現があるといい。	「居住している地域に関わらず」等の記載を追加しました。【P.17】

指針案項目			意見	対応方向
章	項	号		
Ⅲ 基本的方向性	4 施策の基本方向	(1)岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進	<p>景観について、具体的な施策、基本的方向性になどにも記載すべき。</p> <p>景観を保全するということについて、例えば平泉などと具体例を挙げないと、捉えどころがないし、余りにも文化芸術の範囲が際限なく拡大していくのではないかと。</p>	<p>【施策の基本方向】</p> <p>「(1) 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進」に景観の記載を追加しました。【P.17】</p>
Ⅳ 施策の具体的推進	1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進	(4)文化財等の保存と活用	<p>文化芸術基本法では、国際交流や、教育分野、福祉分野との領域横断型の文化施策が重視されている。領域横断ということが施策の基本方向には余り盛り込まれていない。</p> <p>法律をもとにするのであれば、領域横断の協働体制をどう構築するかまで踏み込むべきではないかと。</p>	<p>【施策の具体的推進】</p> <p>「(4) 文化財等の保存と活用」に景観に関する取組を追加しました。【P.23】</p>
Ⅲ 基本的方向性	4 施策の基本方向	(4)文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築	<p>文化芸術基本法では、国際交流や、教育分野、福祉分野との領域横断型の文化施策が重視されている。領域横断ということが施策の基本方向には余り盛り込まれていない。</p> <p>法律をもとにするのであれば、領域横断の協働体制をどう構築するかまで踏み込むべきではないかと。</p>	<p>観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育といった様々な分野と領域を横断して協力連携していく体制を推進することを記載しました。【P.18】</p>
Ⅳ 施策の具体的推進	1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進	(5)文化をめぐる新しい動きへ対応した取組の推進	<p>本県の多彩な魅力の発信とブランド力の向上を図るため、合唱、箏曲、民謡などを初めとするがあるが、なぜこの3つが特色的な魅力ある地域文化というふうな認識になるのかというのが、説明がないのでわかりにくい。例えば岩手県は、市民参加演劇は県内18カ所で行われており、これは全国一。こういったことが特色として挙げられるべきではないかと。</p>	<p>「(5) 文化をめぐる新しい動きへ対応した取組の推進」中、例示に市民参加劇等を追加しました。【P.23】</p>
Ⅳ 施策の具体的推進	1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進	<p>(1)東日本大震災津波からの復興と文化交流の推進</p> <p>(6)文化芸術を通じた交流の推進</p>	<p>文化芸術というのは、そこに住んでいる人だけでは、どうしても上を目指す、あるいは良いものをつくらうとしたときに限界がある。ほかから芸術家を呼んで一緒にになって体験して、自らの表現を高めていくことが必要であり、アーティスト・イン・レジデンスについても記載すべき。</p>	<p>「(1) 東日本大震災津波からの復興と文化交流の推進」【P.22】</p> <p>「(6) 文化芸術を通じた交流の推進」【再掲】【P.24】</p> <p>上記2か所に、アーティスト・イン・レジデンスの取組を追加しました。</p>
Ⅳ 施策の具体的推進	1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進	(4)文化財等の保存と活用	<p>「民俗芸能等の地域に伝わる無形文化財」との表現について、文化財保護法を踏まえて表現を修正すべき。</p>	<p>「(4) 文化財等の保存と活用」中、表現を「民俗芸能等の地域に伝わる民俗文化財」に修正しました。【P.23】</p>

指針案項目			意見	対応方向
章	項	目		
IV 施策の 具体的推進	4 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築	(4) 県立文化施設の整備や機能の拡充	「県民会館、美術館、県立博物館による県内各地での普及啓発活動」について、現在、博物館の世界では、普及から支援、学習支援などの言葉にシフトしているので表現を修正すべき。	「(4) 県立文化施設の整備や機能の拡充」中、表現を「文化芸術活動の支援」に修正しました。【P.28】
IV 施策の 具体的推進	5 障がい者による文化芸術活動の総合的推進	指標	「岩手県障がい者文化芸術祭出展数」、「岩手県障がい者音楽祭参加団体数」という指標が挙げられているが、障がい者にだけの指標のみを提示してしまうと、そこに全部集約してしまうような流れを強めてしまうのという心配もあるため、広がりのある指標が設定できないか。	指標に「岩手芸術祭参加者数(人)」及び「岩手芸術祭への出展数(件)」を指標に追加しました。【P.30】
IV 施策の 具体的推進	5 障がい者による文化芸術活動の総合的推進	(1) 障がい者による創造性あふれる創作活動の支援	アール・ブリュットは障がい者だけではなく、専門教育を受けていない美術の話だが、それを障がい者だけでくくってしまっているのか。考え方を整理した方が良い。 アール・ブリュットは定義の広い言葉だが、岩手県で進めている障がい者の方々の芸術活動の推進はぶれないで、定義が広いからといって、広げていかなければいけないというものではないのではないかと。	【IV 施策の具体的推進】 新たに、「(1) 障がい者による創造性あふれる創作活動の支援」の取組項目を立て、そのほかの障がい者による文化芸術活動の振興の取組と分けて整理しました。【P.29】  【VI 重点的取組事項】 「(4) 障がい者による創造性あふれる創作活動の支援」として、アール・ブリュットを中心とした取組を記載しました。【P.34】
IV 施策の 具体的推進	6 重点的取組事項	(4) 障がい者による創造性あふれる創作活動の支援	県が取り組む施策を起点にしながら、多様性とユニバーサルな芸術文化活動に広がっていくとしているのだと思いますし、一方では新しい法律に基づく地方自治体の計画という形で障がい者の文化芸術の推進もある。誤解がないように、かといって変に限定しないで専門家の意見を聞きながら進めて欲しい。	
IV 施策の 具体的推進	6 重点的取組事項	(3) 民俗芸能の保存・継承の支援	課題として次世代、高齢化によって次世代育成が必要と書かれているが、具体的に盛り込むことは非常に難しいが、例えば研究会をつくって指針や方策を考えていくのというところまで踏み込むことはできないものか。	
IV 施策の 具体的推進	6 重点的取組事項	(3) 民俗芸能の保存・継承の支援	民俗芸能の維持、保存には必ず、必ず支援するという言葉がついている。実際にどういう形で支援するのかというところが読む方にとっては非常に興味があるところであり、行政の支援を具体的に書いた方がいい。	記載している支援の内容をより具体的に記載しました。【P.33】

指針案項目			意見	対応方向
章	項	目		
IV 施策の 具体的推進	6 重点的 取組事項	(5)官民一 体による文 化芸術推進 体制の構築	「アートプログラム実施推進体制の定着化及び自立化に向けた支援」の中に、「試行的なアウトリーチ」というのがあるが、すでに北上や宮古の文化ホールでは、全国レベルのアウトリーチが進んでいることから、改めてここで試行的と載せる必要はない。	「② アートプログラム実施推進体制の定着化及び自立化へ向けた支援」中、「試行的」を削除しました。 【P.36】
IV 施策の 具体的推進	6 重点的 取組事項	(5)官民一 体による文 化芸術推進 体制の構築	「① 岩手版アーツカウンシルの体制の検討」の中に、「公立文化施設担当者等を対象としたスキルアップのための研修の実施」があるが、アーツカウンシルは文化会館から独立すべきであり、文化施設担当者等を対象とした研修会の開催は、アーツカウンシルができた後にアーツカウンシルは何なのかということを考えているところではないか。	「公立文化施設担当者等を対象としたスキルアップのための研修の実施」の取組について、「① 岩手版アーツカウンシル体制の検討」から「② アートプログラム実施推進体制の定着化及び自立化に向けた支援」に項目を移動しました。【P.36】
V 指針の 推進			「指針推進の考え方」について、指針推進の考え方という言葉自身は前文にくるのではないかと。以下は、役割などについて記載しているので、構成を考えて欲しい。	各主体の連携や施策の評価を記載している箇所であるため、章のタイトルを「 <u>指針の推進</u> 」と修正しました。 【P.38】
V 指針の 推進	1 多様な 主体が参画 した文化芸 術の推進	(6)学校・ 教育機関等 の主な役割	官民一体で協力体制をつくっていくことが重要。その中に学校あるいは教育という言葉を入れるときに、中文連とか高文連という言葉もあったほうが良い。	中文連、高文連の役割を記載しました。【P.39】
その他			「障がい者」の「がい」の字が漢字と平仮名の箇所がある。法律上の問題もあるのかもしれないが、表記に揺れがあるのが気になる。	基本的に平仮名を使用していますが、法律や国の計画名などの固有名詞として漢字を使用しているものについては、漢字で表記しています。
その他			指針素案は文字だけなので、県民に見ていただくときに、写真など分かりやすくなるよう工夫して欲しい。	写真などを活用して配布用冊子を作成します。

○以下、個別の施策内容等への御意見・御質問については、施策を実施する中で留意して取組を進めていきます。

項目	意見
II 岩手の文化芸術を取り巻く情勢と現状認識 4 文化芸術に関する意識	意識調査のアール・ブリュットの設問について、設問で定義に触れているために、認知度の数値が高くなっているのではないかと。今後は、設問の見直しが必要。
III 基本的方向性 4 施策の基本方向	岩手の特徴を生かした文化芸術の振興というものに官は重きを置けば良いのではないかと。
IV 施策の具体的推進 1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進	ユネスコ無形文化遺産に関して、省庁の方々が来県された機会を捉えて説明するなど、アピールするということが効果的なのではないかと。
IV 施策の具体的推進 2 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備	芸術家の派遣授業について、教育活動の中で事業を組み入れるのには1年以上前からやっていたいかなければならない。学校現場とも実際にやりとりする仕組みを作って欲しい。
IV 施策の具体的推進 3 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信	「いわての文化情報大事典」も充実してきている。今後はページ自体のことを宣伝することが必要ではないかと。
IV 施策の具体的推進 4 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築	岩手県文化振興基金について、アーツカウンシルと一体となって、基金はどうなるのかということも検討していかなければいけないのではないかと。

## 「パブリック・コメント意見反映版」に係る委員からの主な意見と対応方向

指針案項目			意見	対応方向
章	項	号		
IV 施策の 具体的推進	1 岩手の 特徴を生か した文化芸 術の振興と 交流の推進	(5)文化を めぐる新し い動きへ対 応した取組 の推進	本県の特徴ある文化芸術の例示に は民俗芸能も必要ではないか。	「(5)文化をめぐる新し い動きへ対応した取組の推 進」中、例示に民俗芸能を 追加しました。【P.23】
IV 施策の 具体的推進	2 県民誰 もが文化芸 術を鑑賞、 参加、創造 できる環境 の整備  5 障がい 者による文 化芸術活動 の総合的推 進	(6)障がい 者による文 化芸術活動 の支援  (2)文化芸 術活動を発 表・鑑賞で きる機会 の充実	「岩手芸術祭」の新たな分野の拡 大について、新たな分野の拡大を含 め、障害者の岩手芸術祭への参加促進 が図られるような表現を取り入れて いただきたい。	「(6)障がい者による文 化芸術活動の支援」中、障 がい者の参加を促進する ことについて、記載を追加し ました。【P.26】  「5 障がい者による文化 芸術活動の総合的推進」 「(2)文化芸術活動を発 表・鑑賞できる機会の充実」 も同様に記載を追加しまし た。【P.29】
IV 施策の 具体的推進	6 重点的 取組事項	(4)障がい 者による創 造性あふれ る創作活動 の支援	「いわて・きららアートコレクショ ン」については、民間の取組であり、 固有名詞の記載は控えるべき。	「民間による障がい者の 芸術作品の展覧会」と記載 を修正しました。【P.34】
IV 施策の 具体的推進	6 重点的 取組事項	(4)障がい 者による創 造性あふれ る創作活動 の支援	障がい者の芸術作品の商品化につ いて、商品化による普及効果や経済活 動にもつながっている面があるとは いえ、主眼はそこではない。ここに記 載するのは踏み込みすぎであるよう に感じる。	「本県においても芸術性 を認められた障がい者による 芸術作品から様々な商品 も生まれています。」の記述 を削除しました。【P.34】
IV 施策の 具体的推進	6 重点的 取組事項	(4)障がい 者による創 造性あふれ る創作活動 の支援	「障がい者本人の意志を尊重する とともに」の文言を盛り込めたことに 意義を感じている。障害者の芸術活動 の推進がなされるほどに、外部から見 えにくい場所で本人の意志がないが しろにされるケースが生じるリスク を感じている。関係者が本人の意志の 斟酌に常に努めるよう促すため、強調 の文言を加えて欲しい。	「障がい者本人の意志を 常に尊重するとともに」と 記載を修正しました。 【P.35】

指針案項目			指針案項目	意見
章	章	章		
IV 施策の 具体的推進	6 重点的 取組事項	(4)障がい 者による創 造性あふれ る創作活動 の支援	(2) 障がい者芸術作品の評価、販 売に係る検討」の販売に対応する取組 がないことから、具体的な取組がない のであれば項目を修正すべき。	「障がい者芸術作品の評 価、販売に係る検討」を「障 がい者芸術作品の評価に係 る検討」と修正しました。 また、これまで作品とし て認識されづらかった新し い価値につながる取組事例 の調査を追加しました。 【P.35】
IV 施策の 具体的推進	6 重点的 取組事項	(4)障がい 者による創 造性あふれ る創作活動 の支援	「発掘」という表現について、社会 に実在して人生を送っている人間に ついて、その創作表現が社会に知られ ていないというだけのことをもって 「埋もれたもの」として表現すること は、人の尊厳を考えた際に不適切な表 記だと感じている。	「新たな作家・作品の調 査・発掘」を「新たな作家・ 作品の調査」と修正しまし た。【P.35】
IV 施策の 具体的推進	6 重点的 取組事項	(5)官民一 体による文 化芸術推進 体制の構築	アーツカウンシル構築に向けた取 組について、具体的に記載すべき。	岩手版アーツカウンシル 構築のに向けた記載を修正し たほか、ロードマップの策 定、アーティスト・イン・ レジデンスの促進について 取組を追加しました。 【P.36】
V 指針の 推進			社会的包摂(ソーシャルインクルー ジョン)に注釈が欲しい。また、文化 芸術の分野ではまだ、その視点が定着 してきているとまでは言えないので はないか。	注釈を追加しました。ま た、表現を修正しました。 【P.38】



第3期岩手県文化芸術振興指針（素案→答申案）の主な変更内容

資料4

素案	答申案	該当頁	摘要
<p>I 岩手県文化芸術振興指針策定の趣旨等</p> <p>1 指針策定の趣旨</p>	<p>I 岩手県文化芸術振興指針策定の趣旨等</p> <p>1 指針策定の趣旨</p> <p><u>ここ岩手の地では、雄大な山々や母なる大河北上川、豊かな三陸の海など、岩手の変化に富んだ大地と風土が多様な生活文化を育み、交流により磨かれた共生の文化を築いてきました。</u></p> <p><u>このように岩手に根付いた文化の基礎は、縄文時代まで遡ることができ、この地には、自然の移り変わりに寄り添いながら、人々が長期間に渡って定住生活を続けてきた御所野遺跡など、縄文時代の宝庫と呼べるほど膨大な遺跡が分布しています。</u></p> <p><u>また、自然豊かな岩手は、かつて金や鉄に代表される資源と馬や漆などの特産品に恵まれていました。この恵みに支えられ、平泉を中心として、浄土思想の考え方に基づいて多様な寺院・庭園が造られるなど独自の黄金文化が花開きました。</u></p> <p><u>近世になり、良質の砂鉄と燃料となる木材が豊富な北上山地では「たたら製鉄」が盛んとなり、その後、釜石で鉄鉱石を原料とした洋式高炉による製鉄も行われ、全国へと広がりました。</u></p> <p><u>近代に入って、本格的政党内閣を築いた原敬、「武士道」など優れた著書を残した新渡戸稲造、水沢緯度観測所を建設した田中館愛橘、また文学、芸術の世界で多くの優れた作品を残した石川啄木、宮沢賢治、萬鐵五郎など、今もって国内に加えて海外にも名を馳せる多彩な偉人が輩出されました。</u></p>	<p>1</p>	<p>議会、審議会意見を反映 (岩手の歴史について記述を追加すべき)</p>

素案	答申案	該当頁	摘要
<p>県では、一人ひとりが豊かな文化芸術とともに生きる地域社会の形成を目指し、平成 20 年 3 月に岩手県文化芸術振興基本条例（平成 20 年岩手県条例第 5 号）を制定しました。</p> <p>[略]</p> <p>このため、第 2 期の指針の期間の終了に伴い、これまでの施策の検証を行うとともに、社会経済情勢の変化等を踏まえ、<u>今後 5 年間の文化芸術施策を総合的に推進するために、第 3 期岩手県文化芸術振興指針（以下「指針」という。）を策定するものです。</u></p>	<p><u>一方で、岩手には、日本最大の一木造りの守護神である兜跋毘沙門天立像に代表される優れた仏像の数々があり、また、神仏に無病息災、五穀豊穡、魔霊退散などを祈る儀式の中でそれぞれの地域で鹿踊、剣舞、神楽などが奉納され、小正月の田植踊りやえんぶりなどの予祝芸能や、盆の念仏踊りなどの先祖供養のように、人々の生活に密着した祭りや民俗芸能が数多く生まれました。</u></p> <p><u>岩手の文化芸術は、こうした豊かな歴史の積み重ねと時代時代の新たな動きを取り込みながら今に至っています。</u></p> <p><u>物質的な豊かさに加え、経済的な尺度では測ることのできない心の豊かさや、人々や地域の絆の大切さが強く求められている今日においてこそ、岩手の文化芸術の普遍的価値を認識し、これを継承し、県内外との交流を通じて発展させることは極めて重要な意義を持っています。</u></p> <p>県では、一人ひとりが豊かな文化芸術とともに生きる地域社会の形成を目指し、平成 20 年 3 月に岩手県文化芸術振興基本条例（平成 20 年岩手県条例第 5 号）を制定しました。</p> <p>[略]</p> <p>このため、第 2 期の指針の期間の終了に伴い、これまでの施策の取組状況と社会経済情勢の変化等を踏まえ、<u>文化芸術の面からも、幸福を守り育て、次世代へと引き継いでいく不断の取組を進めるため、今後 5 年間の文化芸術振興に関する総合的な目標及び施策の方向等を示す第 3 期岩手県文化芸術振興指針（以下「指針」という。）を策定するものです。</u></p>	1	

素案	答申案	該当頁	摘要
<p>Ⅲ 基本的方向性</p> <p>1 基本目標</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>豊かな歴史や文化を感じ、 県民誰もが文化芸術に親しみ創造できる岩手 <u>(仮)</u></p> </div>	<p>Ⅲ 基本的方向性</p> <p>1 基本目標</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>豊かな歴史や文化を受け継いで 県民誰もが文化芸術に親しみ創造できる <u>魅力あふれる岩手</u></p> </div> <p><u>岩手の風土に培われた豊かな歴史や文化を次世代に受け継いでいくとともに、県民誰もが文化芸術に親しみ、創造できる環境づくりを進めることにより、より豊かな文化芸術へと発展させていくことを通じて、魅力あふれる岩手を実現します。</u></p>	14	<p>議会、審議会意見を反映（歴史や文化を受け継ぐこと、また文化芸術の振興に留まらず、文化芸術を発展させていくことを通じて魅力ある岩手を形成することとして、表現を整理。）</p>
<p>Ⅲ 基本的方向性</p> <p>2 基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 東日本大震災津波からの復興</li> <li>・ 県民一人ひとりの<u>自主性・創造性の尊重</u></li> </ul>	<p>Ⅲ 基本的方向性</p> <p>2 基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>文化芸術を通じた東日本大震災津波からの復興</u></li> <li>・ 県民一人ひとりの<u>主体性の尊重と創造性の発揮</u></li> </ul>	14	<p>字句精査及び審議会意見を反映（尊重だけでは、創造性の発揮や活発に表舞台に出てくることにつながらないのでは。）</p>
<p>Ⅲ 基本的方向性</p> <p>4 施策の基本方向</p> <p>(1) 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興 [略]</p> <p>本県の自然や歴史・風土に生まれ、先人たちが培ってきた多くの豊かな文化芸術や文化財の魅力に触れ、理解するとともに、新たな文化芸術を創造し、次世代に継承していくことが必要です。</p> <p>また、文化をめぐる新しい動きに対応し、岩手の特色ある取組を進めることにより、文化芸術を通じた地域活性化にもつなげていくことが必要です。</p>	<p>Ⅲ 基本的方向性</p> <p>4 施策の基本方向</p> <p>(1) 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と<u>交流の推進</u> [略]</p> <p>本県の自然や歴史・風土に生まれ、先人たちが培ってきた多くの豊かな文化芸術や文化財、<u>景観等</u>の魅力に触れ、理解するとともに、新たな文化芸術を創造し、次世代に継承していくことが必要です。</p> <p>また、文化をめぐる新しい動きに対応し、岩手の特色ある取組を進めることにより、文化芸術を通じた<u>交流人口の拡大や地域活性化</u>にもつなげていくことが必要です。</p>	17	<p>審議会意見を反映項し、項目名の修正及び景観、交流に関する記載を追加） （景観について記載すべき。交流人口拡大や地域活性化に通じる交流について十分に記載すべき。）</p>

素案	答申案	該当頁	摘要
<p>Ⅲ 基本的方向性</p> <p>4 施策の基本方向</p> <p>(2) 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備</p> <p>[略]</p> <p>そのため、<u>県民の身近な場所で文化芸術に触れる機会や、子ども、若者、高齢者、障がい者などの文化芸術活動を支援するとともに、県内で行われる文化芸術活動を奨励し、その振興と水準向上を図ることも重要です。</u></p>	<p>Ⅲ 基本的方向性</p> <p>4 施策の基本方向</p> <p>(2) 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備</p> <p>[略]</p> <p>そのため、<u>居住する地域に関わらず、県民の身近な場所で子ども、若者、高齢者、障がい者など、県民誰もが文化芸術に触れ、活動できるよう支援するとともに、その振興と水準向上を図ることが重要です。</u></p>	17	<p>審議会意見を反映し、「居住する地域に関わらず」等を追加</p> <p>(「県民誰もが」という表現には、「どの地域でも」という意味もある。地域間格差を配慮した表現があるといい。)</p>
<p>Ⅲ 基本的方向性</p> <p>4 施策の基本方向</p> <p>(4) 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築</p> <p>文化芸術の推進のためには、団体、企業、関係機関・施設、行政機関などが連携し、文化芸術活動を支援し、活性化を図ることが重要であるとともに、<u>文化芸術の分野だけでなく、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育といった様々な分野と領域を横断して、協力、連携し、互いの力を活用し、相乗効果を生み出していく視点も大切です。</u></p>	<p>Ⅲ 基本的方向性</p> <p>4 施策の基本方向</p> <p>(4) 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築</p> <p>文化芸術の振興のためには、企業、団体、文化施設、教育機関、行政などが連携し、文化芸術活動を支援し、活性化を図ることが重要です。<u>また、文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、アーツカウンシルのような官民が一体となった文化芸術活動を支援する体制を構築することが重要です。</u></p> <p>文化芸術の分野だけでなく、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育といった様々な分野や領域を横断して、協力、連携し、互いの力を活用し、相乗効果を生み出していく体制を推進することも必要です。</p>	18	<p>政策会議幹事会(11月)の意見を反映</p> <p>(いわて県民計画の「文化・スポーツレガシープロジェクト」にも掲げていることから「アーツカウンシル」の言葉を記載した方がいい。)</p> <p>そのほか字句精査</p>

素案	答申案	該当頁	摘要									
<p>IV 施策の具体的推進 (指標と目標値)</p> <table border="1" data-bbox="165 284 902 518"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状値</th> <th>〔参考〕 R4 目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>観光客数（歴史・文化に関する観光地点での入込客数）（千人）</td> <td>3,325</td> <td>3,375</td> </tr> <tr> <td>「世界遺産授業」の受講者数（人）〔累計〕</td> <td>999</td> <td>4,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>〔略〕</p> <p>※ 現状値は 2017 年の値、〔参考〕 R4 目標値は、いわて県民計画（2019～2028）の第 1 期アクションプラン（政策推進プラン（2019 年度～2022 年度））に掲げる目標値であり、令和 5 年度以降の目標値については、第 2 期アクションプランの策定と併せて検討し更新することとします。（以下同じ。）</p>	指標	現状値	〔参考〕 R4 目標値	観光客数（歴史・文化に関する観光地点での入込客数）（千人）	3,325	3,375	「世界遺産授業」の受講者数（人）〔累計〕	999	4,000	<p>IV 施策の具体的推進 (指標と目標値)</p> <p>【指標と目標値】</p> <p>■観光客数（歴史・文化に関する観光地点での入込客数）：3,395 千人〔H29 実績値 3,325 千人〕</p> <p>■「世界遺産授業」の受講者数〔累計〕：6,000 人〔H30 実績値 1,283 人〕</p> <p>〔略〕</p> <p>(脚注)</p> <p>【指標と目標値】 施策ごとの令和 6 年度に達成すべき成果目標。</p>	<p>24</p> <p>26</p> <p>27</p> <p>28</p> <p>30</p>	<p>議会意見を反映し、目標値を令和 6 年度のものとする。</p> <p>（素案の指標は令和 4 年度が目標値となっているが、指針の期間は令和 6 年度までとなっていることから、5 カ年計画の指標にするべき。）</p>
指標	現状値	〔参考〕 R4 目標値										
観光客数（歴史・文化に関する観光地点での入込客数）（千人）	3,325	3,375										
「世界遺産授業」の受講者数（人）〔累計〕	999	4,000										
<p>IV 施策の具体的推進</p> <p>1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興</p> <p>① 東日本大震災津波からの復興と文化交流の推進</p> <p>〔略〕</p> <p>（アーティスト・イン・レジデンスに関する取組の記載はなかったもの）</p>	<p>IV 施策の具体的推進</p> <p>1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進</p> <p>① 東日本大震災津波からの復興と文化交流の推進</p> <p>〔略〕</p> <p>・ 国内外の芸術家等が地域に滞在して創作活動を行うアーティスト・イン・レジデンスなどの取組を促進し、国内外との交流を推進します。</p>	<p>22</p>	<p>審議会意見を反映（ほかから芸術家を呼んで一緒になって体験して、自らの表現を高めていくことが必要であり、アーティスト・イン・レジデンスについても記載すべき。）</p>									

素案	答申案	該当頁	摘要
<p>IV 施策の具体的推進</p> <p>2 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備</p> <p>⑦ 文化財の保存と活用</p> <p>[略]</p> <p>(景観に関する取組の記載はなかったもの)</p>	<p>IV 施策の具体的推進</p> <p>1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進</p> <p>(4) 文化財等の保存と活用</p> <p>[略]</p> <p>・ <u>地域の祭りや市日等の地域性豊かな賑わいや、寺社仏閣等の信仰の場など、地域の歴史と文化が今に引き継がれている姿を感じることができるよう、地域の景観点検や景観学習の実施を通じて、景観の価値を高める活動を促進するとともに、次世代の景観づくりの担い手の育成を図ります。</u></p>	23	<p>審議会意見を反映し「景観」の取組を追加 (景観について、具体的な施策も記載すべき。)</p> <p>そのほか字句精査</p>
<p>IV 施策の具体的推進</p> <p>1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興</p> <p>④ 文化をめぐる新しい動きへ対応した取組の推進</p> <p>・ 本県の多彩な魅力の発信とブランド力の向上を図るため、<u>合唱、箏曲、民謡</u>などを始めとした本県の特色ある文化芸術の取組について、文化をめぐる新しい動向などを踏まえながら、国内外への展開や観光分野をはじめとした幅広い分野への活用を進めます。【再掲】</p>	<p>IV 施策の具体的推進</p> <p>1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進</p> <p>(5) 文化をめぐる新しい動きへ対応した取組の推進</p> <p>・ 本県の多彩な魅力の発信とブランド力の向上を図るため、<u>合唱、民謡、箏曲、市民参加劇、舞踊、民俗芸能</u>などを始めとした本県の特色ある文化芸術の取組について、文化をめぐる新しい動向などを踏まえながら、国内外への展開や観光分野をはじめとした幅広い分野への活用を進めます。</p>	23	<p>審議会意見を反映し、「市民参加劇、民俗芸能」等を追加 (岩手県は、市民参加演劇は県内18カ所で行われており、これは全国一。こういったことが特色として挙げられるべきではないか。)</p>

素案	答申案	該当頁	摘要
<p>IV 施策の具体的推進</p> <p>1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興</p>	<p>IV 施策の具体的推進</p> <p>1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進</p> <p><u>(6) 文化芸術を通じた交流の推進</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>文化芸術を通じた交流人口の拡大を図るため、復興支援や三陸防災復興プロジェクト 2019 を機に培われた著名な芸術家との交流や文化イベントなどを展開します。【再掲】</u></li> <li>・ <u>国内外の芸術家等が地域に滞在して創作活動を行うアーティスト・イン・レジデンスなどの取組を促進し、国内外との交流を推進します。【再掲】</u></li> <li>・ <u>民俗芸能や歴史的建造物、郷土食などの文化、郷土史に関する知識や伝統技術を有する人材等の地域資源について、住民生活や地域産業との調和を図りながら、観光資源としてその価値を創造するとともに、広く発信し、活用していきます。</u></li> <li>・ <u>地域の歴史的文化財や民俗芸能などの伝統文化や若者に人気のあるマンガなどを活用した、本県ならではの観光コンテンツの磨き上げや売込みを行います。</u></li> <li>・ <u>「平泉の文化遺産」「明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）」の2つの世界遺産、世界遺産登録を目指す「御所野遺跡」や、「十和田八幡平国立公園」「三陸復興国立公園」の2つの国立公園など、岩手ならではのコンテンツを活用した観光を推進します。</u></li> </ul>	<p>24</p>	<p>審議会意見を反映し、新たに「文化芸術を通じた交流の推進」の項目を立て取組を追加（基本理念の「文化芸術を通じた県内外の地域間交流の積極的な推進」が基本方向や施策の具体的推進に余り記載がないことから、記載を追加すべき。）</p>

素 案	答申案	該当頁	摘 要
<p>5 障がい者による文化芸術活動の総合的推進</p> <p><u>① 文化をめぐる新しい動きへ対応した取組の推進【再掲】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民のオール・ブリュットへの関心を高めるため、県内の優れたオール・ブリュット作品を集めた巡回展を開催し、県民がより身近に作品に触れることができる機会を提供します。</li> </ul> <p><u>② 障がい者による文化芸術活動の支援【再掲】</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者の文化芸術活動の活性化を図るため、障がい者文化芸術祭や障がい者音楽祭を開催し、積極的に文化芸術活動に取り組むことができるよう発表の場を確保します。</li> <li>・ <u>障がい者芸術活動支援センターを中核として、障がい者の文化芸術活動を総合的に支援していきます。</u></li> <li>・ <u>県民のオール・ブリュットへの関心を高めるため、県内の優れたオール・ブリュット作品を集めた巡回展を開催し、県民がより身近に作品に触れることができる機会を提供します。【再掲】</u></li> </ul>	<p>5 障がい者による文化芸術活動の総合的推進</p> <p><u>(1) 障がい者による創造性あふれる創作活動の支援</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県民のオール・ブリュットへの関心を高めるため、県内の優れたオール・ブリュット作品を集めた巡回展を開催し、県民がより身近に作品に触れることができる機会を提供します。【再掲】</li> <li>・ <u>作家の権利が適切に保護され、安心して、創作活動に取り組むことのできる環境づくりを進めます。</u></li> <li>・ <u>障がい者の文化芸術活動を支援する事業所職員等の資質の向上を図るため、支援者育成研修を実施するほか、支援者のネットワークを構築し、障がい者の文化芸術活動に取り組む環境の充実を図ります。【再掲】</u></li> <li>・ <u>障がい者芸術活動支援センターを中核として、障がい者の文化芸術活動を総合的に支援していきます。【再掲】</u></li> </ul> <p><u>(2) 文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>県民の文化芸術活動の活性化を図るため、「岩手芸術祭」の新たな分野の拡大を図るとともに、芸術体験イベントや地域の文化催事との連携イベントの開催を通じて障がい者の参加を促進するなど、県民が身近に文化芸術を体験できる機会を提供します。【再掲】</u></li> <li>・ <u>子どもたちの興味・関心の向上や文化芸術活動への参加促進し、多くの子どもたちに文化芸術に触れる機会を提供するため、特別支援学校等への芸術家派遣などの取組を進めます。【再掲】</u></li> <li>・ 障がい者の文化芸術活動の活性化を図るため、障がい者文化芸術祭や障がい者音楽祭を開催し、積極的に文化芸術活動に取り組むことができるよう発表の場を確保します。</li> </ul>	29	<p>項目整理</p> <p>「障がい者による創作活動の支援」と「文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実」に項目、取組内容を整理。</p>



素案	答申案	該当頁	摘要
<p>V <u>指針推進の考え方</u></p>	<p>V <u>指針の推進</u></p>	38	<p>審議会意見を反映し字句を精査 (「指針推進の考え方」という言葉は前文にくるのではないか。)</p>
<p>V <u>指針推進の考え方</u> (5) 企業等の主な役割 <u>従業員や関係者の文化芸術活動や地域活動への参加支援・配慮等を通じ、地域の文化芸術活動に寄与することを期待するとともに、メセナ活動などを中心とする企業等の社会貢献活動を通じ、地域の文化芸術の振興に一層貢献していくことを期待します。</u></p>	<p>V <u>指針の推進</u> (2) 企業等の主な役割 <u>冠コンサートの実施や協賛、タイアップ事業の実施など、企業による文化事業やメセナ活動などによる地域の文化芸術活動への積極的な参画と支援、従業員や関係者の文化芸術活動や地域活動への参加支援・配慮等を通じ、地域の文化芸術の振興に一層貢献していくことを期待します。</u></p>	38	<p>議会意見を反映し、企業の役割の記載を追加 (企業に期待感を持っている。企業の役割をもっと記載すべき。)</p>
<p>V <u>指針推進の考え方</u> (6) 学校・教育機関等の主な役割 <u>豊かな人間性を育む場として、授業やクラブ活動における指導等を通じ、文化芸術への興味を喚起し積極的な活動を助長することによって、児童生徒の豊かな情操を養い、創造性を高め、ひいては人間性の涵養に一層貢献していくことを期待します。</u> [略]</p>	<p>V <u>指針の推進</u> (6) 学校・教育機関等の主な役割 <u>学校を始めとする教育機関、中学校文化連盟、高等学校文化連盟等が連携し、授業やクラブ活動における指導、文化行事の開催、指導者の育成等を通じ、文化芸術への興味を喚起し積極的な活動を助長することによって、児童生徒の豊かな情操を養い、創造性を高め、ひいては人間性の涵養に一層貢献していくことを期待します。</u> [略]</p>	39	<p>審議会意見を反映し、中文連、高文連の記載を追加 (学校や教育の役割に中文連とか高文連という言葉も入れるべき。)</p>
<p>V <u>指針推進の考え方</u> (8) 県の責務と主な役割 <u>県は、文化芸術振興基本条例に定められている責務を十分に果たすとともに、県民が一体となった文化芸術の振興に向けて、それぞれが期待される役割を十分に担えるよう必要な支援を行っていきます。</u></p>	<p>V <u>指針の推進</u> (8) 県の責務と主な役割 <u>県は、文化芸術振興施策を総合的に策定し実施するほか、国、市町村等との連携、協力により、文化芸術振興施策の効果的な推進に努めるとともに、それぞれの主体が期待される役割を十分に担えるよう必要な支援を行っていきます。</u></p>	39	<p>パブリックコメントの意見を反映し、県の役割を具体的に記載 (誰が推進していくのかということが弱いのではないか。)</p>

# 第3期岩手県文化芸術振興指針(答申案)の概要

## I 岩手県文化芸術振興指針策定の趣旨等

<b>1 指針策定の趣旨</b> 岩手県文化芸術振興指針は、文化芸術振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため定めるものである。現行の第2期指針は、平成27～31年度を計画期間としており、本年度はその最終年度となることから、県や国の動き、社会経済情勢等の変化を踏まえた上で、第3期の指針を策定する	<b>3 指針の位置付け</b> 岩手県文化芸術振興基本条例に基づく指針 文化芸術基本法及び障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づく地方自治体の計画
<b>2 対象とする文化芸術の範囲</b> 「芸術・芸能」「伝統文化」「生活文化」	
<b>4 指針の適用期間</b> 令和2年度から令和6年度（5年間）	

## II 岩手の文化芸術を取り巻く情勢と現状認識

<b>1 社会経済情勢等の変化</b> (1)人口の減少と少子高齢化の急速な進行 (2)東日本大震災津波からの復興の進展 (3)文化芸術への関心の高まり (4)世界遺産登録等の取組の進展
<b>2 県や国の動き</b> (1)文化スポーツ部の新設 (2)いわて県民計画(2019～2028)の策定 (3)文化芸術基本法の成立 (4)障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の成立
<b>3 施策の取組状況</b> 第2期岩手県文化芸術振興指針に掲げる4つの「主な施策方向」ごとの、これまでの主な取組状況
<b>4 文化芸術に関する意識</b> (1)希望郷いわてモニターの方々を対象に実施した「文化芸術に関する意識調査」の概要 (2)市町村、芸術文化協会、民俗芸能や障がい者芸術の関係者等との意見交換を通じた活動の現状や課題等の把握 (3)意識調査と意見交換を踏まえた課題の抽出

## III 基本的方向性

<b>1 基本目標</b> <p style="text-align: center;"><b>豊かな歴史や文化を受け継いで 県民誰もが文化芸術に親しみ創造できる 魅力あふれる岩手</b></p>
<b>2 基本理念</b> ①文化芸術を通じた東日本大震災津波からの復興 ②県民一人ひとりの主体性の尊重と創造性の発揮 ③県民誰もが鑑賞・参加・創造できる環境の整備 ④県民の共通財産としての将来世代への継承 ⑤文化芸術を通じた県内外の地域間交流の積極的な推進 ⑥県民、民間団体等、市町村、県の役割への理解と協働 ⑦文化芸術活動を行う個人や団体、県民の意見の反映
<b>3 各分野等における目指す姿</b> 「芸術・芸能」「伝統文化」「生活文化」の3つの分野と、歴史的、文化的な「景観」の目指す姿を記載
<b>4 施策の基本方向</b> (1)岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進 (2)県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備 (3)日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信 (4)文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築 (5)障がい者による文化芸術活動の総合的推進
<b>5 施策体系</b> 基本目標から、施策の基本方向と具体的推進までを施策体系として整理

## IV 施策の具体的推進 (★重点的取組事項)

<b>1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進</b> (1)東日本大震災津波からの復興と文化交流の推進【拡充】★ (三陸防災復興プロジェクト2019を契機とした交流の展開等) (2)世界遺産登録に向けた取組と保存管理・活用の推進【拡充】★ (「北海道・北東北の縄文遺跡群」の新規登録、「平泉の文化遺産」の拡張登録へ向けた取組等) (3)民俗芸能の保存・継承の支援【拡充】★ (国内外に向けた民俗芸能の魅力の発信) (4)文化財等の保存と活用【新規】 (保存と活用に関する大綱の策定、適切な保存管理への支援等) (5)文化をめぐる新しい動きへ対応した取組の推進【新規】 (合唱、民謡、箏曲、市民参加劇、舞踊、民俗芸能、マンガなどを通じた文化振興の推進等) (6)文化芸術を通じた交流の推進【新規】 (アーティスト・イン・レジデンス※1の促進等)	※【新規】:項目を新たに追加記載したもの 【拡充】:項目の取組内容を拡充したもの
<b>2 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備</b> (1)県民の文化芸術活動の支援【拡充】 (芸術体験イベントの実施、文芸活動の振興) (2)優れた芸術活動や美術活動への顕彰の実施 (3)児童生徒の文化芸術の鑑賞機会の提供と文化芸術活動の支援 (4)若者の文化芸術活動の支援 (5)高齢者の文化芸術活動の支援 (6)障がい者による文化芸術活動の支援【拡充】 (障がい者芸術活動支援センターを核とした支援等)	<b>指標の例</b> ・ 岩手芸術祭参加者数 ・ 文化施設入場者数
<b>3 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信</b> (1)県文化芸術ホームページやSNSなどによる情報の発信【拡充】 (2)自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載 (3)国内外における公演や展示などへの支援【拡充】 (4)大型イベントなどを契機とした文化プログラムの実施【新規】 (東京オリパラを契機とした魅力発信)	<b>指標の例</b> ・ 文化芸術関連SNSフォロワー数 ・ 「いわての文化情報大事典」ホームページ訪問者数
<b>4 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築</b> (1)文化芸術鑑賞・活動を支援するネットワークの形成 (2)文化芸術を生かした地域づくりに取り組む人材の育成 (3)岩手県文化振興基金による文化芸術活動の支援 (4)県立文化施設の整備や機能の拡充【拡充】 (5)官民一体による文化芸術推進体制の構築【新規】★ (岩手版アーツカウンシル※2の構築)	<b>指標の例</b> ・ アートマネジメント研修参加者数 ・ 岩手県文化芸術コーディネーターの活動件数
<b>5 障がい者による文化芸術活動の総合的推進</b> (1)障がい者による創造性あふれる創作活動の支援【新規】★ (アール・ブリュット※3の展示会の開催、支援者の育成等) (2)文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実 (3)県文化芸術ホームページやSNS等による情報の発信 (4)自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載 (5)岩手県文化振興基金による文化芸術活動の支援	<b>指標の例</b> ・ 岩手県障がい者文化芸術祭出展数 ・ 岩手県障がい者音楽祭参加団体数

## V 指針の推進

<b>1 多様な主体が参画した文化芸術の推進</b> 地域、企業、団体、文化施設、学校・教育機関、市町村、県等の役割を記載
<b>2 施策の評価</b> 各年度の成果は、岩手県文化芸術振興審議会において報告・審議

※1 アーティスト・イン・レジデンス:各種の芸術制作を行う芸術家等が、一定期間ある土地に滞在しながら作品の創作活動を行う取組。  
 ※2 アーツカウンシル:1946年に英国で生まれた組織で、美術、演劇、音楽、文学などの団体やプロジェクトに対する助成を軸に、専門的な立場から行政と協力して、文化芸術への支援策をより有効に機能させ文化振興の取組を牽引する組織。  
 ※3 アール・ブリュット:「生(き)の芸術」と訳され、伝統や流行、教育などに左右されず自身の内側から湧き上がる衝動のままに表現した芸術。

第 3 期岩手県文化芸術振興指針  
(答申案)

令和 2 年 1 月 29 日

岩手県文化芸術振興審議会

## 目 次

I	岩手県文化芸術振興指針策定の趣旨等	1
1	指針策定の趣旨	1
2	対象とする文化芸術の範囲	2
3	指針の位置付け	3
4	指針の適用期間	3
II	岩手の文化芸術を取り巻く情勢と現状認識	4
1	社会経済情勢等の変化	4
2	県や国の動き	5
3	施策の取組状況	6
4	文化芸術に関する意識	8
III	基本的方向性	14
1	基本目標	14
2	基本理念	14
3	各分野等における目指す姿	15
4	施策の基本方向	17
5	施策体系	20
IV	施策の具体的推進	22
1	岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進	22
2	県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備	25
3	日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信	27
4	文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築	28
5	障がい者による文化芸術活動の総合的推進	29
6	重点的取組事項	31
V	指針の推進	38
1	多様な主体が参画した文化芸術の推進	38
2	施策の評価	40
資料 1	岩手県文化芸術振興基本条例（平成 20 年岩手県条例第 5 号）	41
資料 2	文化芸術に関する県民意識調査結果の概要	47
資料 3	岩手県文化芸術振興審議会委員名簿	62
資料 4	岩手県文化芸術振興審議会における審議経過	63
資料 5	指針策定に当たっての意見募集結果	64

# 1 岩手県文化芸術振興指針策定の趣旨等

## 1 指針策定の趣旨

ここ岩手の地では、雄大な山々や母なる大河北上川、豊かな三陸の海など、岩手の変化に富んだ大地と風土が多様な生活文化を育み、交流により磨かれた共生の文化を築いてきました。

このように岩手に根付いた文化の基礎は、縄文時代まで遡ることができ、この地には、自然の移り変わりに寄り添いながら、人々が長期間に渡って定住生活を続けてきた御所野遺跡など、縄文時代の宝庫と呼べるほど膨大な遺跡が分布しています。

また、自然豊かな岩手は、かつて金や鉄に代表される資源と馬や漆などの特産品に恵まれていました。この恵みに支えられ、平泉を中心として、浄土思想の考え方に基づいて多様な寺院・庭園が造られるなど独自の黄金文化が花開きました。

近世になり、良質の砂鉄と燃料となる木材が豊富な北上山地では「たたら製鉄」が盛んとなり、その後、釜石で鉄鉱石を原料とした洋式高炉による製鉄も行われ、全国へと広がりました。

近代に入って、本格的政党内閣を築いた原敬、「武士道」など優れた著書を残した新渡戸稲造、水沢緯度観測所を建設した田中館愛橘、また文学、芸術の世界で多くの優れた作品を残した石川啄木<sup>1</sup>、宮沢賢治、萬籟五郎など、今もって国内に加えて海外にも名を馳せる多彩な偉人が輩出されました。

一方で、岩手には、日本最大の一木造りの守護神である兜跋毘沙門天立像に代表される優れた仏像の数々があり、また、神仏に無病息災、五穀豊穰、魔霊退散などを祈る儀式の中でそれぞれの地域で鹿踊、剣舞、神楽などが奉納され、小正月の田植踊りやえんぶりなどの予祝芸能や、盆の念仏踊りなどの先祖供養のように、人々の生活に密着した祭りや民俗芸能が数多く生まれました。

岩手の文化芸術は、こうした豊かな歴史の積み重ねと時代時代の新たな動きを取り込みながら今に至っています。

物質的な豊かさに加え、経済的な尺度では測ることのできない心の豊かさや、人々や地域の絆の大切さが強く求められている今日においてこそ、岩手の文化芸術の普遍的価値を認識し、これを継承し、県内外との交流を通じて発展させることは極めて重要な意義を持っています。

県では、一人ひとりが豊かな文化芸術とともに生きる地域社会の形成を目指し、平成20年3月に岩手県文化芸術振興基本条例(平成20年岩手県条例第5号)を制定しました。

この条例制定を受けて、同年12月、文化芸術振興に関する総合的かつ長期的な目標及

<sup>1</sup> 石川啄木: 啄の字は口偏に豕。

び施策の方向等を定めるため、岩手県文化芸術振興指針を新たに策定しました。

平成 27 年 3 月には、第 2 期の指針を策定し、文化芸術団体はもとより、県民、民間団体・企業、市町村等の皆さんとともに、様々な文化芸術施策に取り組んできたところです。

第 2 期の指針の期間には、明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）の世界遺産登録、東日本大震災津波からの復興支援を契機とした国内外との交流の進展、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会、三陸防災復興プロジェクト 2019、ラグビーワールドカップ 2019™等の開催を契機とした文化芸術プログラムの充実など、文化芸術の振興に関する様々な出来事がありました。

また、国においては、文化芸術基本法や障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が成立しました。

本県においても、文化スポーツ部が新設され、また、新しい県の総合計画として「お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」を目指す「いわて県民計画（2019～2028）」が策定されるなど、文化行政をめぐる動向にも大きな変化がありました。

このため、第 2 期の指針の期間の終了に伴い、これまでの施策の取組状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、文化芸術の面からも、幸福を守り育て、次世代へと引き継いでいく不断の取組を進めるため、今後 5 年間の文化芸術振興に関する総合的な目標及び施策の方向等を示す第 3 期岩手県文化芸術振興指針（以下「指針」という。）を策定するものです。

## 2 対象とする文化芸術の範囲

文化という言葉自体は、衣食住の日常生活上の慣習や習俗、さらには芸能、道徳、宗教、政治、経済といったものも含む意味でも用いられることがあり、非常に幅の広い言葉ですが、この指針の対象とする文化芸術の範囲は、次のとおりです。

### 【芸術・芸能】

文学、音楽、美術、工芸、デザイン、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術）その他の芸術及び歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）

### 【伝統文化】

文化財、伝統芸能、地域固有の年中行事その他の伝統的な文化芸術

### 【生活文化】

茶道、華道、書道、方言、衣食住等に係る生活様式その他の生活に係る文化

### 3 指針の位置付け

#### (1) 基本的な考え方

この指針は、岩手県文化芸術振興基本条例（平成 20 年岩手県条例第 5 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づき、文化芸術振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るための「文化芸術振興指針」として策定するものです。

#### (2) 文化芸術基本法に基づく地方文化芸術推進基本計画としての位置付け

本指針は、文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）第 7 条の 2 に規定する地方文化芸術推進基本計画としての位置付けも有するものです。

#### (3) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づく地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画としての位置付け

本指針は、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 47 号）第 8 条に規定する地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画としての位置付けも有するものです。

#### (4) いわて県民計画（2019～2028）との関係

本指針は、いわて県民計画（2019～2028）の「長期ビジョン」及び第 1 期アクションプラン「政策推進プラン」、「復興推進プラン」等における基本的な考え方や政策推進の基本方向等を踏まえ、一体的に推進していくものです。

また、本指針は、いわて県民計画（2019～2028）の政策の体系における「健康・余暇」分野をはじめ、各政策分野の文化芸術振興に関する施策を、条例（第 3 条）に基づき、横断的に進めるものです。

### 4 指針の適用期間

この指針の適用期間は令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 年間とします。

## II 岩手の文化芸術を取り巻く情勢と現状認識

### 1 社会経済情勢等の変化

#### (1) 人口の減少と少子高齢化の急速な進行

本県の総人口は、平成9年から減少局面に入り、また、平成12年からは、自然減と社会減があいまって人口が減少しており、令和元年10月1日時点の総人口は約123万人となっています。

人口の減少は、各地域において需要の減少をもたらし、地域経済をはじめ、地域の社会システムに様々な影響を与えることが指摘されています。

また、少子高齢化の影響や過疎化の進行により、県内の多くの民俗芸能や伝統行事などの担い手が減少し、こうした地域文化が衰退するなど、地域文化の継承に及ぼす影響や文化芸術活動の縮小が懸念されています。

こうした中、県では、平成27年10月に「岩手県人口ビジョン」を策定して、今後の人口の展望等を示しており、同ビジョンでは、自然減は若年女性の減少と出生率の低迷が原因であり、社会減は、進学期、就職期の若者の転出による影響が大きく、特に就職期の女性の転出が多い傾向があると分析するとともに、人口減少に歯止めをかけ、2040年に100万人程度の人口を確保することを目指しています。

#### (2) 東日本大震災津波からの復興の進展

東日本大震災津波からの復興に当たって、文化芸術の果たす役割の大きさが改めて認識されました。

沿岸地域では、平成29年12月には釜石市民ホール「TETTO」、平成30年6月には大槌町文化交流センター「おしゃっち」が開館したほか、令和2年度には、陸前高田市市民文化会館が開館し、文化ホール等の復旧・整備が完了する予定です。

また、復興支援を契機として、県内各地で、国内外の著名な芸術家等との文化交流の機会が生まれているほか、新たな芸術祭やイベントなどが開催されています。

被災した民俗芸能団体に対しては、破損、逸失した備品などの整備や、活動場所の復旧への支援などにより、活動環境の復旧・整備が進んでいます。

#### (3) 文化芸術への関心の高まり

希望郷いわて国体・希望郷いわて大会、三陸防災復興プロジェクト2019、ラグビーワールドカップ2019™などの大規模な大会を契機として民俗芸能公演や障がい者による芸術作品の展示など、様々な文化プログラムが実施されたほか、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を控え、日本文化への注目が集まっています。

また、本県ゆかりの作家や芸術家が目覚ましく活躍しており、芥川龍之介賞の連続受賞や国内外のピアノコンクールでの活躍などにより、文化芸術への関心が高まっています。



#### (4) 世界遺産登録等の取組の進展

平成 23 年に登録された「平泉の文化遺産」に加え、平成 27 年 7 月には、橋野鉄鉱山を含む「明治日本の産業革命遺産」が世界遺産に登録されました。

更には、「平泉の文化遺産」の拡張登録と、御所野遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」の本県 3 つ目となる世界遺産登録を目指す取組が進められています。

また、ユネスコ無形文化遺産では、平成 21 年に登録された「早池峰神楽」に加え、平成 30 年には吉浜のスネカを含む「来訪神：仮面・仮装の神々」が登録されました。それに続き、念仏剣舞、鬼剣舞などを含む「風流」の登録に向けた取組が進められています。

## 2 県や国の動き

### (1) 文化スポーツ部の新設

本県では、各部局が担当していた文化やスポーツの分野を一元化し、総合的に施策を推進するとともに、重要な観点である地域活性化にもつなげることを目的に、平成 29 年度から、専担組織である文化スポーツ部を設置しました。

### (2) いわて県民計画（2019～2028）の策定

平成 31 年 3 月に、県の政策推進の方向性や具体的な取組を示す最上位の計画であり、行政だけでなく、県民、企業、NPO などのあらゆる主体が、岩手県の将来像などを共有し、それぞれの主体が自ら取組を進めていくビジョンとなるものとして、「いわて県民計画（2019～2028）」が策定されました。

### (3) 文化芸術基本法の成立

平成 29 年 6 月に文化芸術振興基本法が改正され、新たな文化芸術基本法が公布、施行され、観光やまちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等の関連分野における施策との連携が加えられたほか、地方文化芸術推進基本計画の策定が努力義務とされ、平成 30 年 3 月には、国において「文化芸術推進基本計画」が策定されました。

### (4) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の成立

平成 30 年 6 月に障害者による文化芸術活動の推進に関する法律が公布、施行され、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとされたほか、地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画の策定が努力義務とされ、平成 31 年 3 月には、国において「障害者文化芸術活動推進基本計画」が策定されました。

### 3 施策の取組状況

平成 27 年 3 月に策定された第 2 期岩手県文化芸術振興指針に掲げる 4 つの「主な施策方向」ごとに、これまでの主な取組状況を取りまとめました。

#### (1) 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信

取組状況			
<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 29 年度の「岩手県世界文化遺産関連ポータルサイト」の整備や、平成 30 年度の県ホームページ「いわての文化情報大事典」のリニューアルにより、効果的な情報発信に努めました。</li> <li>平成 27 年に橋野鉄鉱山を含む「明治日本の産業革命遺産」が世界遺産に登録され、平成 30 年には、吉浜のスネカを含む「来訪神：仮面・仮装の神々」がユネスコの無形文化遺産に登録されるなど、岩手の文化芸術の価値が広く知られるようになってきています。</li> </ul>			
県ホームページ「いわての文化情報大事典」訪問者数（人）			
H27	H28	H29	H30
360,839	360,611	398,181	471,363

#### (2) 文化芸術と県民との交流支援体制の整備

取組状況			
<ul style="list-style-type: none"> <li>芸術の鑑賞や活動についての地域の相談や情報発信の窓口として、各広域振興圏に文化芸術コーディネーターを配置し、文化芸術活動を支援しています。</li> <li>「岩手芸術祭」の総合フェスティバルの一部を盛岡市以外の地域で開催する「地域連携イベント」や芸術祭と併せて「芸術体験イベント」を実施するなど、地域における文化芸術活動の支援を進めており、「岩手芸術祭」の来場者数は増加傾向にあります。</li> <li>「岩手県障がい者文化芸術祭」は平成 29 年度から開催期間を延長したことから来場者数が増加しています。</li> </ul>			
文化芸術コーディネーターの活動件数（件）			
H27	H28	H29	H30
280	435	402	433
岩手芸術祭の参加者数（人）		岩手県障がい者文化芸術祭の参加者数（人）	
H27	H28	H29	H30
22,981	22,775	25,191	26,506
H27	H28	H29	H30
3,680	3,600	11,842	11,719
※地域連携イベントを含み、芸術体験イベントを含まない。			

### (3) 豊かな創造性の涵養と文化芸術活動への支援

取組状況				
<ul style="list-style-type: none"> <li>文化庁及び青少年文化センターなどによる保育園、幼稚園、小中学校などへの芸術家の派遣や青少年劇場の実施などにより文化芸術の鑑賞機会を確保しています。</li> <li>「岩手県民俗芸能フェスティバル」の開催や「北海道・東北ブロック民俗芸能大会」への団体の派遣などにより、民俗芸能団体の発表の場を確保しているほか、「県民俗芸能フェスティバル」では、高校生枠を増設するなど、若者の活躍の場を増やしています。</li> <li>東日本大震災津波により被災した民俗芸能団体の施設や備品の整備への支援が進み、活動環境が進展してきています。</li> <li>国内外の芸術家による訪問コンサートなどが開催されるなど、引き続き、復興を支援する文化芸術活動が行われています。</li> </ul>				
文化庁及び青少年文化センターなどの芸術事業実施学校等数（校、件）				
	H27	H28	H29	H30
芸術家の派遣事業	2	15	8	30
青少年劇場本公演	135	134	114	117
文化振興基金被災地備品整備事業実施団体数（（団体）累計）				
H27	H28	H29	H30	
87	91	92	92	
郷土芸能復興支援事業実施団体数（（団体）累計）				
H27	H28	H29	H30	
20	22	22	24	

### (4) 文化芸術活動の担い手を支援するネットワークの形成

取組状況				
<ul style="list-style-type: none"> <li>観光・教育などの文化芸術団体以外の団体も参加した「文化芸術活動支援ネットワーク会議」を県内6ヶ所で開催しており、情報共有が進められています。</li> <li>希望郷いわて国体・希望郷いわて大会、ジャポニスム 2018をはじめ、様々なイベントなどで文化芸術団体が活動しているほか、文化芸術施設相互の連携による事業が実施されています。</li> </ul>				
文化芸術活動支援ネットワーク会議参加者数等（（人・団体）延べ）				
	H27	H28	H29	H30
参加者数（延べ）	131	144	169	193
参加団体数（延べ）	84	95	139	118

#### 4 文化芸術に関する意識

##### (1) 文化芸術に関する意識調査

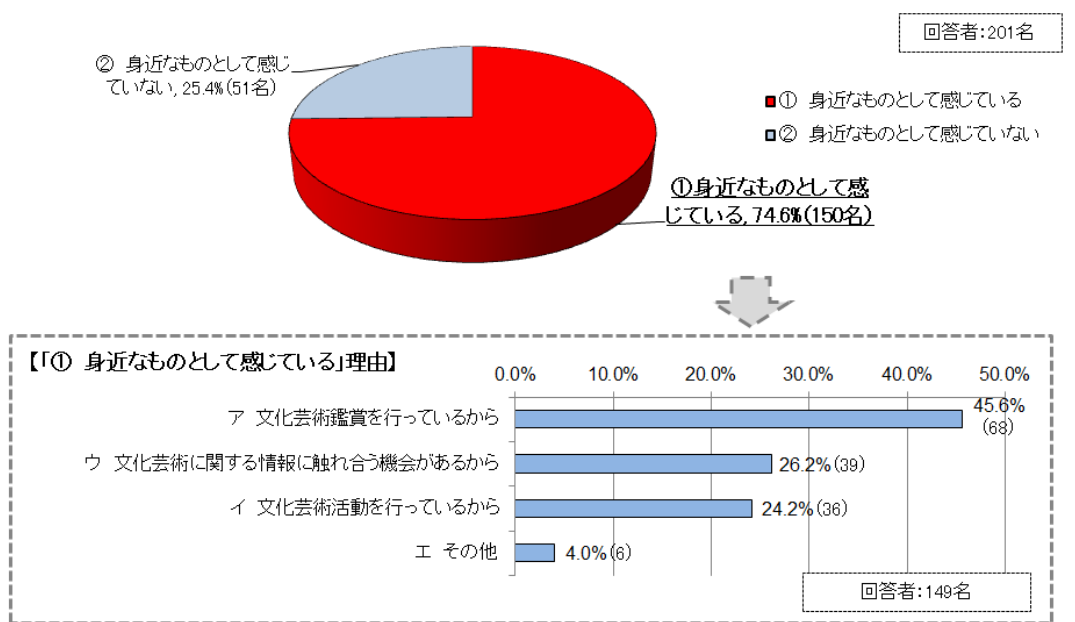
各種アンケートへのご協力をお願いしている県内在住の「希望郷いわてモニター」<sup>2</sup>の方々を対象に実施した「文化芸術に関する意識調査」の概要です。

##### 意識調査の概要

調査期間	令和元年7月10日(水)～7月24日(水)
調査方法	調査紙郵送及びインターネット
調査対象	令和元年度希望郷いわてモニター 258名
回答者数	201名(77.9%)

##### ① 文化や芸術への親近感

設問 文化や芸術を身近なものとして感じていますか。



文化や芸術への親近感に関する設問では、74.6%の回答者が「文化芸術を身近なもの」と感じており、その理由としては「文化芸術の鑑賞を行っているから」が最も多くなっています。

<sup>2</sup> 希望郷いわてモニター：岩手県民約300人をモニターとして委嘱し、県政に関するアンケートにお答えいただいているもの。県公式ホームページから報告書等が閲覧できる。(岩手県公式ホームページサイト内検索機能で「希望郷いわてモニター」を検索)

## ② 文化芸術活動等における課題

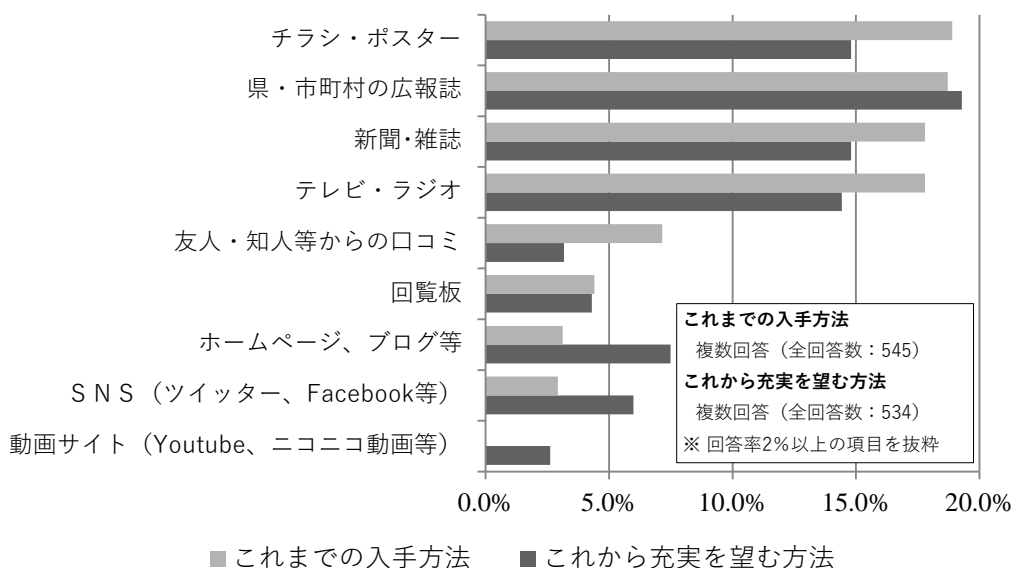
設問	文化芸術鑑賞や文化芸術活動において、現状どのような課題や支障があると感じていますか。
----	--

回答（上位4項目）	%（回答数）
次代の文化芸術の担い手・後継者の育成が十分でない	16.8%（59）
催し物や活動についての情報が少ない・見つけにくい	13.9%（49）
地域の文化芸術にどのようなものがあるか分かりにくい	13.1%（46）
鑑賞・体験の機会が少ない、鑑賞・体験できる施設が近くにない	13.1%（46）

文化芸術鑑賞や文化芸術活動における課題や支障についての設問では、「次代の文化芸術の担い手・後継者の育成が十分でない」、「催し物や活動についての情報が少ない・見つけにくい」、「地域の文化芸術にどのようなものがあるか分かりにくい」、「鑑賞・体験の機会が少ない、鑑賞・体験できる施設が近くにない」といった回答が多くなっています。

## ③ 情報の入手方法

設問	文化芸術活動への参加に関する情報をどのようなものから入手していますか。
----	-------------------------------------



文化芸術活動への参加に関する情報の入手方法についての設問では、「チラシ・ポスター」、「県・市町村の広報誌」、「新聞・雑誌」、「テレビ・ラジオ」の回答割合が高くなっています。また、これから充実を望む方法として、「ホームページ、ブログ等」や「SNS」などのインターネット関連項目の回答割合が特に高くなっており、期待が高いことが分かります。

④ 行政サポート

設問	文化芸術の担い手である県民に対する行政のサポートとして、どのようなものが大切だと考えますか。
----	--

回答（上位4項目）	%（回答数）
若手芸術家・後継者の発掘・育成	22.0%（122）
学校教育における文化芸術や伝統文化の学習機会の拡充	16.0%（89）
地域の活動者や団体等への指導者の派遣及び指導者の養成	13.3%（74）
文化芸術についての情報収集・提供	11.9%（66）

県民への行政サポートに関する設問では、「若手芸術家・後継者の発掘・育成」、「学校教育における文化芸術や伝統文化の学習機会の拡充」の回答割合が高くなっており、活動者、後継者（ひと）の育成と学校教育における文化芸術学習等の機会充実が望まれていることが分かります。

⑤ 望ましい将来像・理想像

設問	岩手の文化芸術を構築・振興するうえで、より望ましい将来像・理想像はどのようなものだと考えますか。
----	--

回答（上位4項目）	%（回答数）
多くの県民が日常的に岩手の文化芸術に慣れ親しんでいる姿	19.7%（112）
岩手の伝統的な文化芸術が受け継がれ発展していく姿	16.2%（92）
地域独自の文化芸術が活発に行われている姿	11.6%（66）
青少年が文化芸術に触れ、創造性や感性が育まれている姿	10.7%（61）

岩手の文化芸術を構築・振興するうえで、より望ましい将来像・理想像についての設問では、「多くの県民が日常的に岩手の文化芸術に慣れ親しんでいる姿」、「岩手の伝統的な文化芸術が受け継がれ発展していく姿」の回答割合が高くなっています。

(2) 関係団体等との意見交換

市町村や芸術文化協会（芸文協）、岩手県文化芸術コーディネーター、岩手県芸術文化協会加盟専門団体（専門団体）などの関係団体、民俗芸能や障がい者芸術の関係者等との意見交換を通して、各主体の活動の現状や課題等について把握を行いました。

項目	意見	団体
民俗芸能	出演依頼は多いが、対応できる民俗芸能団体が少なくなっている。	市町村
	コミュニティにとって、民俗芸能の必要性が希薄になっている。	芸文協
	各地域が学校と結びついて取り組んでいるのが岩手の民俗芸能の特徴となっている。	民俗芸能関係者
	民俗芸能の公演機会を増やしていく必要がある。	市町村
	後継者不足による継承問題へ対応していく必要がある。	市町村
	コーディネーターや協議会などの周辺団体を支える必要がある。	民俗芸能関係者
鑑賞機会	公演などを企画しているが、市町村面積が大きいいため、アクセスに課題がある地域もある。	市町村、芸文協
	子どもたちが文化に触れる機会を増やしていく必要がある。	市町村、芸文協
岩手芸術祭	高校生の出展者も出てくるなど若手育成の成果が出ている分野もあるが、全体的には、若い人の参加が減っている。	専門団体
	総合フェスティバルを一か所だけではなく広域圏単位での開催も検討して欲しい。	市町村
市町村芸術祭	出展者の高齢化や新規性が乏しいなどの課題がある。	市町村
	芸術祭入場者数が伸び悩んでいる。	市町村、芸文協
文化芸術団体	芸術文化協会の構成団体が減少している。	市町村、芸文協
	担い手不足対策、後継者育成が課題となっている。	市町村、芸文協、専門団体

項目	意見	団体
障がい者による文化芸術活動	埋もれている作家もいる。実際に事業所等を訪れて、作家や作品を見つけることも多い。	障がい者芸術関係者
	著作権等の法的知識に関しては、家族等も含め、関わる者の意識がまだまだ低く、取組を進めることが重要である。	障がい者芸術関係者
	障がい者の方が、実際に作品を創る（創作活動をする）機会を充実する必要がある。	障がい者芸術関係者
	障がい者芸術に携わる人材を育てていく必要がある。	障がい者芸術関係者
文化財	守ってきた文化、芸術、芸能等の原形を崩さないような、保存や記録を行っていく必要がある。	市町村、芸文協
情報発信	「いわての文化情報大事典」はリニューアルだけでなくアップグレードしていくことも大事である。	コーディネーター
	若い人や海外に向けての情報発信やPRを強化していく必要がある。	市町村、芸文協
	広域でポスターを制作するなど、地域全体で情報を発信する必要がある。	市町村
人材育成	芸術祭への参加が若手の門戸となっており後継者育成に役立っている。	専門団体
	優秀な人材が流出している。県に戻って来るアーティストを増やしていく必要がある。	コーディネーター
資金調達	クラウドファンディング <sup>3</sup> 等による資金調達を考える必要がある。	市町村、専門団体
	事業への助成などの支援を推進して欲しい。	芸文協、専門団体
文化施設	ハード（施設）だけでなく運営スタッフの育成をしていく必要がある。	コーディネーター
	鑑賞や創作を行う場や施設を充実させる必要がある。	市町村
	公立文化施設の老朽化に対応する必要がある。	市町村
	文化施設の修繕に際し、社会包摂や都市計画、住民からの視点も取り入れる必要がある。	コーディネーター
芸術文化推進体制	近隣市町村との連携を検討していく必要がある。	市町村

<sup>3</sup> クラウドファンディング：「群衆（クラウド）」と「資金調達（ファンディング）」を組み合わせた造語で、インターネットを介して不特定多数の人々から資金を調達する方法。



### (3) 課題の抽出

「文化芸術に関する意識調査」及び「関係団体等との意見交換」の結果を踏まえ、指針を推進するに当たっての主な課題を次の通り抽出しました。

#### ① 文化芸術に関する意識調査

- ・ 望ましい将来像として、「多くの県民が日常的に岩手の文化芸術に慣れ親しんでいる姿」、「岩手の伝統的な文化芸術が受け継がれ発展していく姿」が挙げられていること。
- ・ 文化芸術活動を身近なものとして感じている方は全体の 74.6%となっているが、それは文化芸術鑑賞や文化芸術情報に触れることによって醸成されていることから、鑑賞機会や情報発信を充実する必要があること。
- ・ インターネットを通じた情報発信の充実が望まれていること。
- ・ 次代の文化芸術の担い手、後継者の育成が十分でないことが課題として挙げられているほか、若手芸術家・後継者の発掘・育成が行政サポートとして求められていること。

#### ② 関係団体等との意見交換

- ・ 民俗芸能団体と地域や学校とのつながりを大切にしながら、民俗芸能の公演機会の充実などにより、継承問題へ対応していく必要があること。
- ・ 市街地からのアクセスなど地域特性に配慮し、鑑賞機会の充実を図っていく必要があること。
- ・ 文化芸術団体の後継者育成が課題であり、岩手芸術祭も若手の参加が減少している傾向にあるが、一方で若手育成の効果が出ている分野もあること。
- ・ 障がい者による文化芸術の振興のためには、作家や作品の発掘とともに、支援者の人材育成が重要であること。
- ・ 若い人や海外に向けて、多様な手段による情報発信を充実させていく必要があること。
- ・ 文化芸術に携わる人材の育成を進める必要があること。
- ・ クラウドファンディングなど、文化芸術活動を支える資金の様々な調達方法を検討する必要があること。
- ・ 公立文化施設の老朽化へ対応する必要があるほか、運営スタッフの育成が重要であること。

### III 基本的方向性

#### 1 基本目標

豊かな歴史や文化を受け継いで  
県民誰もが文化芸術に親しみ創造できる  
魅力あふれる岩手

岩手の風土に培われた豊かな歴史や文化を次世代に受け継いでいくとともに、県民誰もが文化芸術に親しみ、創造できる環境づくりを進めることにより、より豊かな文化芸術へと発展させていくことを通じて、魅力あふれる岩手を実現します。

#### 2 基本理念

条例に基づくほか、東日本大震災津波の経験を踏まえて、文化芸術の振興に当たっての考え方の基盤となるものとして、次の7つを基本理念とします。

- ・ 文化芸術を通じた東日本大震災津波からの復興
- ・ 県民一人ひとりの主体性の尊重と創造性の発揮
- ・ 県民誰もが鑑賞・参加・創造できる環境の整備
- ・ 県民の共通財産としての将来世代への継承
- ・ 文化芸術を通じた県内外の地域間交流の積極的な推進
- ・ 県民、民間団体等、市町村、県の役割への理解と協働
- ・ 文化芸術活動を行う個人や団体、県民の意見の反映

### 3 各分野等における目指す姿

条例に掲げられている文化芸術の「芸術・芸能」、「伝統文化」、「生活文化」の3つの分野と、地域の歴史的、文化的な「景観」について、指針に基づく施策を通して、次の「目指す姿」の実現を図っていきます。

#### (1) 芸術・芸能

文学、音楽、美術、工芸、デザイン、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術をいう。）その他の芸術及び歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）

- ① 県民の日常の暮らしの中に、地域の芸術・芸能情報が満ち溢れ、誇りとなっているほか、無理のない負担で鑑賞できている。また、情報を容易に入手することができ、希望すれば、芸術・芸能活動を始めすることができる環境にある。
- ② 県民が、優れた数多くの芸術・芸能に触れる機会が確保されている。また、様々な希望に応じ、優れた芸術・芸能鑑賞の紹介、橋渡し、アドバイスなどが行われ、気軽に利用できている。
- ③ 芸術・芸能活動を行う非営利団体等の活動に対し、幅広い人的・物的支援ネットワークが構築され、団体の活発な活動につながっている。また、その活動成果を発表できる機会が整備され、広くその活動が知られている。
- ④ 幼少期から優れた文化芸術に触れる機会があるとともに、創造性と個性が育まれ、岩手の文化芸術の次代を担う人材が育っている。また、新たに活動を行う芸術・芸能の選択肢（分野・種類）が数多く設けられている。
- ⑤ 芸術・芸能を地域振興の核としようとする地域において、活動者、県民、行政、文化施設などが連携した取組が展開されるとともに、メディア芸術等の発信力を生かした取組が効果的に行われている。
- ⑥ 沿岸被災地において、芸術・芸能の再開と活性化がなされ、文化芸術を通じた地域振興が行われている。

#### (2) 伝統文化

文化財、伝統芸能、地域固有の年中行事その他の伝統的な文化芸術

- ① 県民が日々の暮らしの中で地域の伝統文化を実感でき、日常生活の一部として民俗芸能活動や文化財保護活動などの伝統文化活動に参加している。また、地域外に対して、地域の伝統文化の魅力が発信されている。
- ② 地域の宝として文化財や民俗芸能及び年中行事が地域住民に理解され、地域全体のものとして位置付けられている。また、学校、団体、企業、行政等がこれらの活動を理解し、活動支援や参加への配慮がなされ、十分な活動が行われている。
- ③ 活動者が活動場所を容易に確保できるとともに、地域の中において発表・交流

の場があり、地域に根ざした活動が展開されている。また、希望すれば、地域外で発表する機会が確保され、活動の活性化につながっている。

- ④ 全ての指定文化財や優れた民俗芸能等の映像等の記録が整備され、伝統文化の発信や優れた技の伝承等に活用されている。
- ⑤ 沿岸被災地において、民俗芸能などの伝統文化の復旧・再開がなされ、文化芸術を通じた地域振興が行われている。

### (3) 生活文化

茶道、華道、書道、方言、衣食住等に係る生活様式その他の生活に係る文化

- ① 各地域の住民が、その地域の文化、伝統、言葉、風習、食生活等の生活文化を総合的又は部分的に体験できる機会がある。
- ② 各地域の生活文化が総合的に記録されており、各地域の住民が家庭において体験できるとともに、実践できる環境にある。また、希望すれば地域の様々な生活文化を体験できる機会がある。
- ③ 各地域の生活文化の特徴が整理、紹介され、特徴ある生活文化が他の地域から認識されている。また、その成果が地域振興に活用されているとともに、その価値が地域住民の再認識につながっている。
- ④ 活動者が活動場所を容易に確保できるとともに、県全体や市町村内など多くの場所で、生活文化に関する発表会、交流会などが開催され、相互の情報交換や交流などにより、その活動が活性化できる場となっている。
- ⑤ 沿岸被災地において、生活文化が地域に継承され、文化芸術を通じた復興と地域振興が行われている。

### (4) 景観

地域の歴史的又は文化的な景観

- ① 各地域の住民が、景観の保全・活用などに関する活動に気軽に参加でき、歴史的、文化的な景観の価値が地域住民を始めとして広く認識されている。
- ② 景観と地域の文化の関わりが整理、発信され、地域の住民、団体、企業、行政等の総合的な文化振興活動につながっている。
- ③ 保存・活用に関する各種公的支援制度等が十分に活用され、経費的な課題が保存の支障となっていない。
- ④ 沿岸被災地において、地域の自然、歴史、文化などを背景とした景観が再生され、誇りと愛着を持てる「ふるさと」が形成されている。

#### 4 施策の基本方向

岩手の文化芸術の一層の振興を図るために、「岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進」、「県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備」、「日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信」、「文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築」、「障がい者による文化芸術活動の総合的推進」の5つを施策の基本方向とします。

##### (1) 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進

東日本大震災津波により大きな被害を受けた地域の文化芸術活動の復興を支援していくとともに、復興支援を契機として生まれた交流を定着させていくことが必要です。

本県の自然や歴史・風土に生まれ、先人たちが培ってきた多くの豊かな文化芸術や文化財、景観等の魅力に触れ、理解するとともに、新たな文化芸術を創造し、次世代に継承していくことが必要です。

また、文化をめぐる新しい動きに対応し、岩手の特色ある取組を進めることにより、文化芸術を通じた交流人口の拡大や地域活性化にもつなげていくことが必要です。

##### (2) 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備

文化芸術の一層の振興を図る基礎になるものとして、県民の幅広い層における文化芸術の鑑賞、参加、創造できる機会の充実を図っていくことが重要です。

そのため、居住する地域に関わらず、県民の身近な場所で子ども、若者、高齢者、障がい者など、県民誰もが文化芸術に触れ、活動できるよう支援するとともに、その振興と水準向上を図ることが重要です。

##### (3) 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信

県民が日々の暮らしを豊かにすることができるよう、多様化している情報発信の方法を活用し、文化芸術イベントや障がい者による文化芸術活動、伝統行事、文化財、食文化など、本県の豊かな文化芸術の情報を発信し、その魅力を伝えることが重要です。

また、「岩手らしさ」といった本県のアイデンティティー<sup>4</sup>を国内外に発信するために、県全体としての総合的な文化芸術の発信力、訴求力を強化していく必要があります。

---

<sup>4</sup> アイデンティティー：主体性。自己同一性。自己が環境や時間の変化にかかわらず、連続する同一のものであること。

#### (4) 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築

文化芸術の振興のためには、企業、団体、文化施設、教育機関、行政などが連携し、文化芸術活動を支援し、活性化を図ることが重要です。また、文化芸術への支援策をより有効に機能させるため、アーツカウンシル<sup>5</sup>のような官民が一体となった文化芸術活動を支援する体制を構築することが重要です。

文化芸術の分野だけでなく、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育といった様々な分野や領域を横断して、協力、連携し、互いの力を活用し、相乗効果を生み出していく体制を推進することも必要です。

#### (5) 障がい者による文化芸術活動の総合的推進

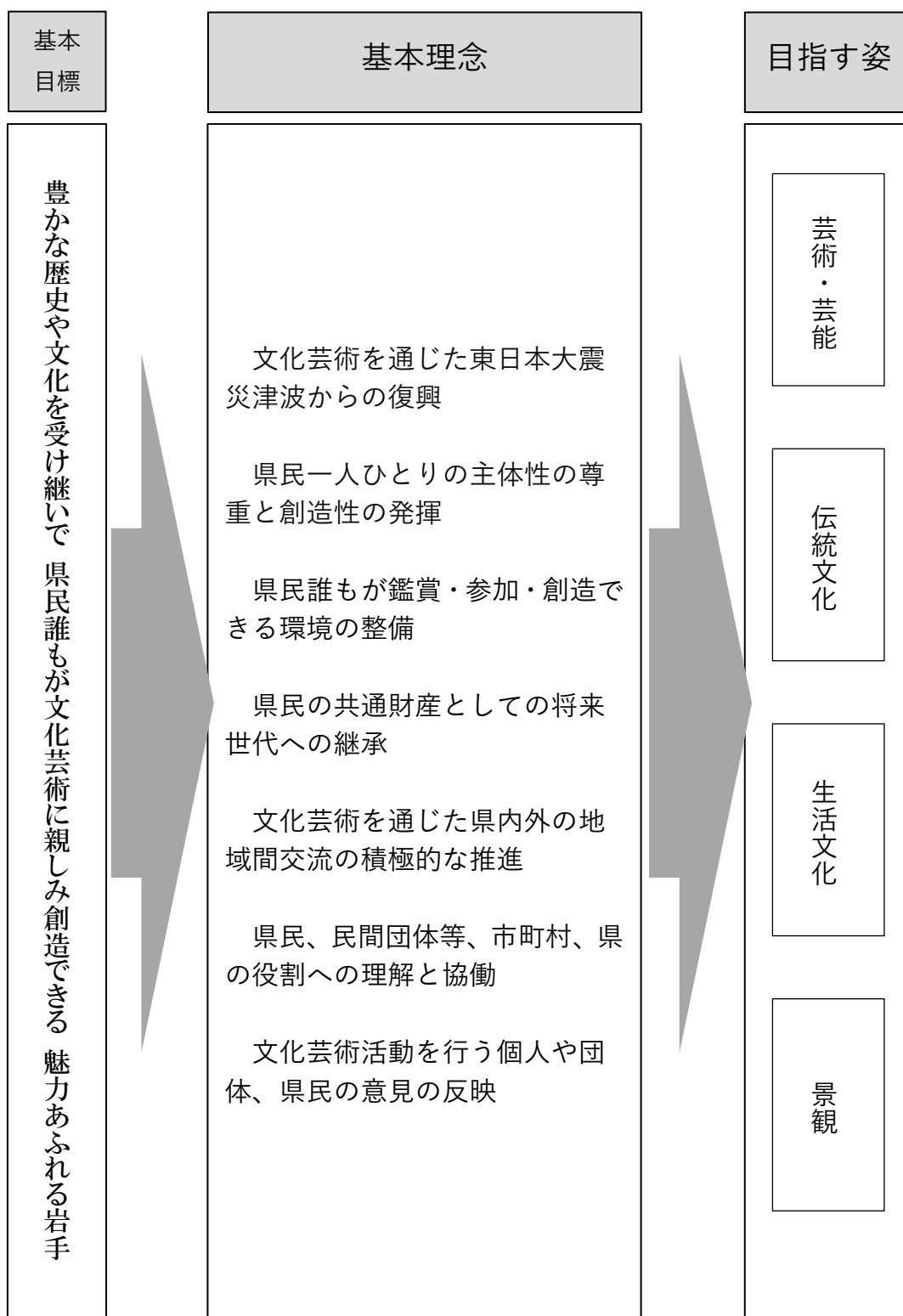
文化芸術は、これを創造・享受する者の障がいの有無にかかわらず、心の豊かさや相互理解をもたらすものです。平成30年の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」の成立を踏まえ、本県においても障がい者による文化芸術活動について幅広く促進していくことが必要です。

---

<sup>5</sup> アーツカウンシル：1946年に英国で生まれた組織で、美術、演劇、音楽、文学などの団体やプロジェクトに対する助成を基軸に、専門的な立場から行政と協力して、文化芸術への支援策をより有効に機能させ文化振興の取組を牽引する組織。



5 施策体系





## 施策の基本方向と具体的推進

(★重点的取組事項)

- 1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進
  - (1) 東日本大震災津波からの復興と文化交流の推進 ★
  - (2) 世界遺産登録に向けた取組と保存管理・活用の推進 ★
  - (3) 民俗芸能の保存・継承の支援 ★
  - (4) 文化財等の保存と活用
  - (5) 文化をめぐる新しい動きへ対応した取組の推進
  - (6) 文化芸術を通じた交流の推進
  
- 2 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備
  - (1) 県民の文化芸術活動の支援
  - (2) 優れた芸術活動や美術活動への顕彰の実施
  - (3) 児童生徒の文化芸術の鑑賞機会の提供と文化芸術活動の支援
  - (4) 若者の文化芸術活動の支援
  - (5) 高齢者の文化芸術活動の支援
  - (6) 障がい者による文化芸術活動の支援
  
- 3 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信
  - (1) 県文化芸術ホームページや SNS などによる情報の発信
  - (2) 自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載
  - (3) 国内外における公演や展示などへの支援
  - (4) 大型イベントなどを契機とした文化プログラムの実施
  
- 4 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築
  - (1) 文化芸術鑑賞・活動を支援するネットワークの形成
  - (2) 文化芸術を生かした地域づくりに取り組む人材の育成
  - (3) 岩手県文化振興基金による文化芸術活動の支援
  - (4) 県立文化施設の整備や機能の拡充
  - (5) 官民一体による文化芸術推進体制の構築 ★
  
- 5 障がい者による文化芸術活動の総合的推進
  - (1) 障がい者による創造性あふれる創作活動の支援 ★
  - (2) 文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実
  - (3) 県文化芸術ホームページや SNS 等による情報の発信
  - (4) 自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載
  - (5) 岩手県文化振興基金による文化芸術活動の支援

## IV 施策の具体的推進

### 1 岩手の特徴を生かした文化芸術の振興と交流の推進

#### (1) 東日本大震災津波からの復興と文化交流の推進

- ・ 被災地における民俗芸能団体の保存・継承を支援するため、民俗芸能団体などの活動再開を支援するとともに、被災地の民俗芸能団体の情報を発信します。
- ・ 東日本大震災津波により被災した美術作品や文化財の修復を進めます。
- ・ 文化芸術を通じた交流人口の拡大を図るため、復興支援や三陸防災復興プロジェクト 2019 を機に培われた著名な芸術家との交流や文化イベントなどを展開します。
- ・ 国内外の芸術家等が地域に滞在して創作活動を行うアーティスト・イン・レジデンス<sup>6</sup>などの取組を促進し、国内外との交流を推進します。

#### (2) 世界遺産登録に向けた取組と保存管理・活用の推進

- ・ 「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」の世界遺産への新規登録及び「平泉の文化遺産」の世界遺産への拡張登録について、関係自治体と連携し取組を進めます。
- ・ 世界遺産の価値や保存管理の重要性の理解を増進する取組により、本県が有する世界遺産を将来の世代へ継承していきます。
- ・ 世界遺産等の価値を広く伝え、また世界遺産を核とした県内外の広域交流を促進し地域振興に資するため、「平泉の文化遺産」ガイダンス施設を整備するとともに、御所野遺跡、橋野鉄鉱山の関連施設と連携した取組を実施します。
- ・ 世界遺産を核とした 3 つの文化遺産のネットワーク（平泉関連遺産群、製鉄関連遺産群、縄文関連遺産群）を構築し、人的・文化的交流に取り組みます。

#### (3) 民俗芸能の保存・継承の支援

- ・ 民俗芸能の保存・継承を促進するため、児童生徒の部活動などを通じた活動を充実します。
- ・ 「岩手県民俗芸能フェスティバル」の開催や「北海道・東北ブロック民俗芸能大会」の団体派遣などにより、民俗芸能団体の活性化と民俗芸能の魅力や価値を発信します。
- ・ 民俗芸能の魅力を様々な媒体を活用して発信するとともに、民俗芸能団体等の交流を促進します。

<sup>6</sup> アーティスト・イン・レジデンス：各種の芸術制作を行う芸術家等が、一定期間ある土地に滞在しながら作品の創作活動を行う取組。

- ・ 民俗芸能の保存・継承及び後継者の育成を促進するため、市町村や教育機関、関係団体と連携し、民俗芸能団体への支援を行います。
- ・ 被災地における民俗芸能団体の保存・継承を支援するため、民俗芸能団体などの活動再開を支援するとともに、被災地の民俗芸能団体の情報を発信します。【再掲】

#### (4) 文化財等の保存と活用

- ・ 地域ごとに文化財を継承していくため、文化財保護法の改正を踏まえ、文化財の保存と活用に関する大綱を策定するとともに、市町村の文化財保存活用地域計画の策定に向けて情報提供や助言を行います。
- ・ 地域に残されている貴重な建造物や美術工芸品等の有形文化財の保護とともに、民俗芸能等の地域に伝わる民俗文化財の保護・継承を行うため、関係団体と連携を図り、歴史的価値などの調査を進めながら、指定文化財の適切な保存管理がなされるよう、所有者に対する指導・助言、修理等の支援に取り組みます。
- ・ 文化財を生かした地域活性化を図るため、歴史的建造物や史跡公園などの文化財をユニークベニュー<sup>7</sup>や観光コンテンツとして活用するとともに、活用事例をホームページ等で国内外に広く発信します。
- ・ 東日本大震災津波により被災した美術作品や文化財の修復を進めます。【再掲】
- ・ 地域の祭りや市日等の地域性豊かな賑わいや寺社仏閣等の信仰の場など、地域の歴史と文化が今に引き継がれている姿を感じることができるよう、地域の景観点検や景観学習の実施を通じて、景観の価値を高める活動を促進するとともに、次世代の景観づくりの担い手の育成を図ります。

#### (5) 文化をめぐる新しい動きへ対応した取組の推進

- ・ 本県の多彩な魅力の発信とブランド力の向上を図るため、合唱、民謡、箏曲、市民参加劇、舞踊、民俗芸能などを始めとした本県の特色ある文化芸術の取組について、文化をめぐる新しい動向などを踏まえながら、国内外への展開や観光分野をはじめとした幅広い分野への活用を進めます。
- ・ 数多くの漫画家を輩出していることを踏まえ、本県への理解や関心を高めるため、幅広い層に訴求力のあるマンガを生かした取組を推進します。
- ・ 本県には数多くの民話が伝承されており、「妖怪」をテーマとして、関連する自治体と連携し、情報発信や地域間交流を推進します。
- ・ 県民のアール・ブリュット<sup>8</sup>への関心を高めるため、県内の優れたアール・ブリュッ

<sup>7</sup> ユニークベニュー：歴史的建造物、文化施設や公的空間等で、会議・レセプションを開催することで特別感や地域特性を演出できる会場。

<sup>8</sup> アール・ブリュット：「生の芸術」と訳され、伝統や流行、教育などに左右されず、自身の内側から湧き上がる衝動のままに表現した芸術のこと。

ト作品を集めた巡回展を開催し、県民がより身近に作品に触れることができる機会を提供します。

- ・ 農山漁村に受け継がれてきた伝統行事や食文化などの継承・振興や農山漁村への移住・定住等を見据えた都市と地域住民の交流・連携活動を促進します。
- ・ 地域における「食の匠」<sup>9</sup>の活動や学校・地域住民等を対象とした食文化伝承会の開催などの取組を支援します。

#### (6) 文化芸術を通じた交流の推進

- ・ 文化芸術を通じた交流人口の拡大を図るため、復興支援や三陸防災復興プロジェクト 2019 を機に培われた著名な芸術家との交流や文化イベントなどを展開します。  
【再掲】
- ・ 国内外の芸術家等が地域に滞在して創作活動を行うアーティスト・イン・レジデンスなどの取組を促進し、国内外との交流を推進します。【再掲】
- ・ 民俗芸能や歴史的建造物、郷土食などの文化、郷土史に関する知識や伝統技術を有する人材等の地域資源について、住民生活や地域産業との調和を図りながら、観光資源としてその価値を創造するとともに、広く発信し、活用していきます。
- ・ 地域の歴史的文化財や民俗芸能などの伝統文化、若者に人気のあるマンガなどを活用した本県ならではの観光コンテンツの磨き上げや売込みを行います。
- ・ 「平泉の文化遺産」「明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）」の2つの世界遺産、世界遺産登録を目指す「御所野遺跡」や「十和田八幡平国立公園」「三陸復興国立公園」の2つの国立公園など、岩手ならではのコンテンツを活用した観光を推進します。

#### 【指標と目標値】<sup>10</sup>

- 世界遺産等の来訪者数：950 千人〔H29 実績値 927 千人〕
- 「世界遺産授業」の受講者数〔累計〕：6,000 人〔H30 実績値 1,283 人〕
- 文化遺産ネットワーク構成資産数〔累計〕：20 箇所〔H30 実績値－〕
- 民俗芸能ネットワーク加盟団体数：396 団体〔H29 実績値 396 団体〕
- 岩手県民俗芸能フェスティバル鑑賞者数〔累計〕：4,800 人〔H30 実績値 980 人〕
- 国、県指定文化財件数〔累計〕：589 件〔H30 実績値 565 件〕
- コミックいわて WEB 訪問者数：202,000 人〔H30 実績値 169,250 人〕
- 「食の匠」組織による食文化伝承活動回数：38 回〔H29 実績値 26 回〕
- 観光客数（歴史・文化に関する観光地点での入込客数）：3,395 千人〔H29 実績値 3,325 千人〕

<sup>9</sup> 食の匠：岩手県の食文化の発信活動を促進し、地域活性化を促すために、永年培われてきた郷土料理等の優れた技術を有する者を「食の匠」として認定する制度。

<sup>10</sup> 【指標と目標値】：施策ごとの令和6年度に達成すべき成果目標。

## 2 県民誰もが文化芸術を鑑賞、参加、創造できる環境の整備

### (1) 県民の文化芸術活動の支援

- ・ 年齢、性別、障がいの有無に関わらず、県民が身近な場所で手軽に文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実を図ります。
- ・ 県民の文化芸術活動の活性化を図るため、「岩手芸術祭」の新たな分野の拡大を図るとともに、芸術体験イベントや地域の文化催事との連携イベントを開催し、県民が身近に文化芸術を体験できる機会を提供します。
- ・ 「文学の国いわて」の進展に向けた文芸活動の振興を図るため、本県ゆかりの作家とのつながりを広めながら県民の創作活動を支援します。
- ・ 雇用者等が地域の文化活動、祭りなどに参加しやすい職場環境づくり・雰囲気醸成を促進します。

### (2) 優れた芸術活動や美術活動への顕彰の実施

- ・ 県内で行われる文化芸術活動を奨励し、その振興と水準向上を図るため、優れた芸術・美術活動を行った方に岩手県芸術選奨・美術選奨などの顕彰を行います。

### (3) 児童生徒の文化芸術の鑑賞機会の提供と文化芸術活動の支援

- ・ 子どもたちの興味・関心の向上や文化芸術活動への参加を促進し、多くの子どもたちに文化芸術に触れる機会を提供するため、学校等への芸術家派遣などの取組を進めます。
- ・ 優れた文化芸術の鑑賞機会を生かして、児童生徒の豊かな心を育み、演奏技術等の向上を図るため、国際的評価の高い海外の音楽家や芸術家などとの交流機会を創出します。
- ・ 文化芸術への理解を深めるため、様々な文化芸術の鑑賞会や体験活動等の機会を充実させるとともに、文化部の生徒を対象とした技能講習会などに取り組みます。
- ・ 心豊かに生活する基盤をつくるため、博物館や美術館、図書館等と連携し、学校教育における文化芸術活動に関する講習会や発表の機会を支援します。

### (4) 若者の文化芸術活動の支援

- ・ 本県の文化芸術の次代を担う若手芸術家等の創作活動を支援します。
- ・ 若者の多様な文化活動を本県の力とするため、若者の個性と創造性が発揮される機会や学校・職場・地域の枠を超えた交流の機会を提供します。

#### (5) 高齢者の文化芸術活動の支援

- ・ 高齢者が健康で生きがいを持って暮らせるよう、身近に文化芸術活動に参加できる環境づくりを進めます。

#### (6) 障がい者による文化芸術活動の支援

- ・ 県民の文化芸術活動の活性化を図るため、「岩手芸術祭」の新たな分野の拡大を図るとともに、芸術体験イベントや地域の文化催事との連携イベントの開催を通じて障がい者の参加を促進するなど、県民が身近に文化芸術を体験できる機会を提供します。【再掲】
- ・ 子どもたちの興味・関心の向上や文化芸術活動への参加促進を図り、多くの子どもたちに文化芸術に触れる機会を提供するため、特別支援学校等への芸術家派遣などの取組を進めます。【再掲】
- ・ 障がい者の文化芸術活動の活性化を図るため、障がい者文化芸術祭や障がい者音楽祭を開催し、積極的に文化芸術活動に取り組むことができるよう発表の場を確保します。
- ・ 障がい者の文化芸術活動を支援する事業所職員等の資質の向上を図るため、支援者育成研修を実施するほか、支援者のネットワークを構築し、障がい者の文化芸術活動に取り組む環境の充実を図ります。
- ・ 障がい者芸術活動支援センターを中核として、障がい者の文化芸術活動を総合的に支援していきます。

#### 【指標と目標値】

- 岩手芸術祭参加者数：137,000人〔H30実績値26,506人〕
- 県内の公立文化施設における催事数：1,411件〔H29実績値1,316件〕
- 文化施設入場者数※：180千人〔H29実績値168千人〕
- 子どものための芸術家派遣事業公演数〔累計〕：405件〔H30実績値89件〕
- 様々な文化芸術に触れ、文化芸術に興味をわいたと感じている児童生徒の割合：小学生79%・中学生80%・高校生88%〔H30実績値小学生70%・中学生71%・高校生79%〕
- 岩手県障がい者文化芸術祭出展数〔累計〕：1,965件〔H30実績値312件〕

※岩手県内公立文化施設協議会加盟施設で行う自主催事入場者数

### 3 日常生活を豊かにする文化芸術情報の発信

#### (1) 県文化芸術ホームページや SNS などによる情報の発信

- ・ 本県の文化芸術の発信力、訴求力を強化するため、「いわての文化情報大事典」ホームページや SNS、動画サイトなど多様な情報発信手段を活用して、文化芸術に関する情報を国内外に広く発信します。
- ・ 伝統芸能・民俗芸能の優れた技、伝統的生活文化・文化財などの情報を収集し「いわての文化情報大事典」ホームページへの掲載を進めます。
- ・ 県立美術館・県立博物館が保有する文化芸術・文化財などに関するホームページなどによる情報の提供と活用を推進します。
- ・ 数多くの漫画家を輩出していることを踏まえ、本県への理解や関心を高めるため、幅広い層に訴求力のあるマンガを生かした取組を推進します。【再掲】

#### (2) 自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載

- ・ 県広報誌「いわてグラフ」をはじめとした、自治体広報誌や生活情報誌を活用して文化芸術情報を発信します。

#### (3) 国内外における公演や展示などへの支援

- ・ 様々な機会を捉えて、県外や海外における本県の文化芸術の公演や展示などを支援し、文化芸術を生かした国内外との交流を推進します。
- ・ 本県には数多くの民話が伝承されており、「妖怪」をテーマとして、関連する自治体と連携し、地域間交流を推進します。【再掲】

#### (4) 大型イベントなどを契機とした文化プログラムの実施

- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会など、大型催事の機会を捉えて、文化プログラムを実施し、本県の文化芸術の魅力を発信します。

#### 【指標と目標値】

■文化芸術関連 SNS フォロワー数：6,500 人〔H30実績値 5,914 人〕

■「いわての文化情報大事典」ホームページ訪問者数：423,000 人〔H29実績値 398,181 人〕

## 4 文化芸術活動を総合的に支援する体制の構築

### (1) 文化芸術鑑賞・活動を支援するネットワークの形成

- ・ 団体、企業、行政等が一体となって県民の文化芸術活動を支援し、活性化を図るため、各広域振興圏に文化芸術コーディネーターを配置するなどにより、活動者と鑑賞者それぞれの希望やニーズをマッチングさせ、交流の場を提案する人材のネットワークを形成します。

### (2) 文化芸術を生かした地域づくりに取り組む人材の育成

- ・ 各地域における文化芸術活動を支援するため、アートマネジメント<sup>11</sup>研修の実施などにより、文化芸術を生かした地域づくりなどに取り組む人材の育成や相互交流の促進を図ります。

### (3) 岩手県文化振興基金<sup>12</sup>による文化芸術活動の支援

- ・ 県内の文化芸術活動のより一層の活性化を促進するため、岩手県文化振興基金により、文化芸術団体の主体的な活動に対して支援を行います。
- ・ 本県の文化芸術の次代を担う若手芸術家等の創作活動を支援します。【再掲】

### (4) 県立文化施設の整備や機能の拡充

- ・ 県民会館、県立美術館、県立博物館による県内各地での文化芸術活動の支援を進めます。
- ・ 県立文化施設における利便性の向上や安全の確保を図るため、計画的に文化芸術活動の拠点としての施設の整備や機能の拡充を進めます。

### (5) 官民一体による文化芸術推進体制の構築

- ・ 文化芸術プログラムの企画や商品の創出、官民協働による新設のファンド等を活用した文化芸術団体への活動助成などを行う、官民一体による文化芸術推進体制「岩手版アーツカウンシル」を構築します。

#### 【指標と目標値】

- 岩手県文化芸術コーディネーターの活動件数〔累計〕：2,505 件〔H30 実績値 433 件〕
- アートマネジメント研修参加者数〔累計〕：240 人〔H30 実績値 55 人〕
- 県立文化施設（県民会館、県立博物館、県立美術館）利用者数：472,500 人〔H28 実績値 438,274 人〕

<sup>11</sup> アートマネジメント：公的機関や企業の文化支援についての新しい考え方。音楽や演劇などの芸術の世界に、企業経営の手法を取り入れようとするもので、より質の高い演劇や音楽を多くの人々が楽しめることを目的とした運営活動。芸術経営。

<sup>12</sup> 岩手県文化振興基金：昭和 55 年に設立した文化事業に対して助成を行う基金。公益財団法人岩手県文化振興事業団が所管。



## 5 障がい者による文化芸術活動の総合的推進

### (1) 障がい者による創造性あふれる創作活動の支援

- ・ 県民のアール・ブリュットへの関心を高めるため、県内の優れたアール・ブリュット作品を集めた巡回展を開催し、県民がより身近に作品に触れることができる機会を提供します。【再掲】
- ・ 作家の権利が適切に保護され、安心して、創作活動に取り組むことのできる環境づくりを進めます。
- ・ 障がい者の文化芸術活動を支援する事業所職員等の資質の向上を図るため、支援者育成研修を実施するほか、支援者のネットワークを構築し、障がい者の文化芸術活動に取り組む環境の充実を図ります。【再掲】
- ・ 障がい者芸術活動支援センターを中核として、障がい者の文化芸術活動を総合的に支援していきます。【再掲】

### (2) 文化芸術活動を発表・鑑賞できる機会の充実

- ・ 県民の文化芸術活動の活性化を図るため、「岩手芸術祭」の新たな分野の拡大を図るとともに、芸術体験イベントや地域の文化催事との連携イベントの開催を通じて障がい者の参加を促進するなど、県民が身近に文化芸術を体験できる機会を提供します。【再掲】
- ・ 子どもたちの興味・関心の向上や文化芸術活動への参加を促進し、多くの子どもたちに文化芸術に触れる機会を提供するため、特別支援学校等への芸術家派遣などの取組を進めます。【再掲】
- ・ 障がい者の文化芸術活動の活性化を図るため、障がい者文化芸術祭や障がい者音楽祭を開催し、積極的に文化芸術活動に取り組むことができるよう発表の場を確保します。【再掲】

### (3) 県文化芸術ホームページや SNS などによる情報の発信

- ・ 本県の文化芸術の発信力、訴求力を強化するため、「いわての文化情報大事典」ホームページや SNS、動画サイトなど多様な情報発信手段を活用して、障がい者による文化芸術活動の情報を国内外に広く発信します。【再掲】

### (4) 自治体広報誌・生活情報誌への文化芸術情報の掲載

- ・ 県広報誌「いわてグラフ」をはじめとした、自治体広報誌や生活情報誌を活用して、障がい者による文化芸術活動の情報を発信します。【再掲】

(5) 岩手県文化振興基金による文化芸術活動の支援

- ・ 県内の障がい者による文化芸術活動のより一層の活性化を促進するため、岩手県文化振興基金により、障がい者の文化芸術活動を支援します。【再掲】

**【指標と目標値】**

- 岩手芸術祭参加者数：137,000人〔H30実績値26,506人〕
- 岩手県障がい者文化芸術祭出展数〔累計〕：1,965件〔H30実績値312件〕
- 岩手県障がい者音楽祭参加団体数：20団体〔H30実績値14団体〕
- 障がい者文化芸術活動支援者育成研修受講者数：240人〔H30実績値86人〕

## 6 重点的取組事項

前節に記載しているとおり、文化芸術振興の取組は幅広く多岐にわたっています。

その中から、昨今の社会経済情勢等の変化により、特にも現在その対応が求められている 5 つの取組を「重点的取組事項」としてまとめ、その背景や、より具体的な取組を記載しました。

- (1) 東日本大震災津波からの復興と文化交流の推進
- (2) 世界遺産登録に向けた取組と保存管理・活用の推進
- (3) 民俗芸能の保存・継承の支援
- (4) 障がい者による創造性あふれる創作活動の支援
- (5) 官民一体による文化芸術推進体制の構築

### (1) 東日本大震災津波からの復興と文化交流の推進

平成 23 年に発生した東日本大震災津波は、本県に未曾有の被害をもたらしました。

県では、県民はもとより、市町村、企業、高等教育機関をはじめとする多様な主体と連携しながら、被害を受けた施設や備品、文化財等の復旧、民俗芸能団体の活動支援などに取り組んできた結果、復興の歩みは着実に進んでいます。

また、この東日本大震災津波からの復興に当たって、国内外から多くの芸術家などが岩手に支援に来ていただき、その文化芸術の力が子どもたちを始めとした被災者の心の大きな支えとなり、現在では、地域とのかけがえのない交流に発展しています。

こういった交流を発展、定着させていくとともに、交流から生まれた価値を大切にし、岩手の文化芸術の振興につなげていくことが重要です。

#### ① 被害を受けた民俗芸能団体等への支援

- ・ 県や文化振興基金による東日本大震災津波により被災した民俗芸能団体の活動再開等への支援

#### ② 復興支援を契機とした文化交流の定着

- ・ 海外との絆を生かしたコンサートの開催や文化イベント等の展開
- ・ 三陸防災復興プロジェクト 2019 を機に培われたつながりを生かした取組の展開
- ・ 国内外の芸術家等が地域に滞在して創作活動を行うアーティスト・イン・レジデンスなどの取組の促進

#### ③ 被災した美術作品等の修復

- ・ 東日本大震災津波により被災した美術作品や文化財の修復

#### ④ 児童生徒の文化芸術の鑑賞機会の提供と文化芸術活動の支援

- ・ 文化芸術に触れる機会を提供するための学校等への芸術家派遣
- ・ 国際的評価の高い海外の音楽家や芸術家などとの交流機会を創出
- ・ 鑑賞機会充実のため、児童生徒等の移動を支援

#### (2) 世界遺産登録に向けた取組と保存管理・活用の推進

本県は2つの世界遺産（文化遺産）を有し、加えて、現在、一戸町の「御所野遺跡」を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界遺産への登録を目指しています。

平成23年には、平泉に築かれた仏堂や庭園は、他に例の無いものとして、「平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－」が本県で初めて世界遺産に登録されました。

また、平成27年には、釜石市にある橋野鉄鉱山が、日本の製鉄産業における近代化の端緒として、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の一部として世界遺産に登録されました。

現在、本県3つ目となる世界遺産への登録を目指している御所野遺跡は、縄文時代の人々が長期間にわたって定住生活を続けてきた結果、800棟もの竪穴住居がつけられたと推測される大集落です。

「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界遺産に登録されると、本県は、縄文時代、平安時代、江戸・明治時代の3つの世界遺産を有する県となることから、これらの世界遺産等について、一体的に情報発信を行うことにより、各遺産の価値等の理解を深めるとともに、地域振興へもつなげていくことが必要です。

#### ① 「北海道・北東北の縄文遺跡群」（御所野遺跡）の世界遺産登録への取組

- ・ 関係自治体と連携した登録に向けた取組や適切な保存管理体制の構築の推進

#### ② 「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録への取組

- ・ 柳之御所遺跡の調査研究の推進や関連遺跡の調査等の支援

#### ③ 世界遺産等の適切な保存管理と活用の推進

- ・ 世界遺産の価値や保存管理の重要性の理解増進につながる教育活動や県民に向けた講演会等の取組の実施
- ・ 住民生活と調和した遺産の保存管理と活用の推進

#### ④ 世界遺産等を活用した文化的交流の推進

- ・ 「平泉学」を軸とした学術研究に基づく情報発信等の充実
- ・ 世界遺産等の価値を広く伝え、また世界遺産を核とした県内外の広域交流を促

進し地域振興に資するため、「平泉の文化遺産」ガイダンス施設の整備及び御所野遺跡、橋野鉄鉾山の既存施設と連携した取組の実施

- ・ 世界遺産を核とした3つの文化遺産のネットワーク（平泉関連遺産群、製鉄関連遺産群、縄文関連遺産群）の構築

### (3) 民俗芸能の保存・継承の支援

本県には、ユネスコ無形文化遺産に登録された、国指定重要無形文化財の「早池峰神楽」や「吉浜のスネカ」などをはじめ、古くから守り受け継がれてきた神楽・鹿踊・剣舞・田植踊など、多種多様な民俗芸能が数多く残されています。

また、民俗芸能は、地域の行事や学校教育において取り組まれています。しかし、少子高齢化による後継者の育成や指導者の高齢化が課題となっている団体も少なくありません。

一方、海外での公演や他県の芸術家との交流などにより本県の民俗芸能の価値が県内外に広がりつつあり、民俗芸能を通じた交流による地域コミュニティの活性化に取り組むことが重要です。

#### 【公演機会の充実と交流の促進】

民俗芸能は、各地域において生活と密接に結びついた集落行事として披露されており、各地の祭りや「岩手芸術祭」、「岩手県民俗芸能フェスティバル」などの全県的なイベントでも公演が行われています。

また、平成30年度には、フランスのパリで開催された「ジャポニスム2018」で県内4団体の公演が行われ好評を博しました。

民俗芸能団体の活性化を促進するとともに、岩手県の民俗芸能の魅力や価値を国内外の多くの方々に伝えるため、公演機会の充実に取り組みます。

また、後継者の育成を支援するため、民俗芸能を通じた地域間交流の活発化や地域コミュニティの活性化に取り組みます。

#### 【民俗芸能団体への支援】

市町村や関係団体と連携して、後継者の育成や活動に必要な備品の整備など、地域における民俗芸能団体の取組を支援していきます。

### ① 公演機会の充実と交流の促進

- ・ 「岩手県民俗芸能フェスティバル」の開催による民俗芸能の鑑賞の機会と発表の場の確保
- ・ 「北海道・東北ブロック民俗芸能大会」などの県外における公演の機会の提供
- ・ 県内外に向けた様々な広報媒体を活用した民俗芸能の魅力の発信

- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会など、大型催事の機会を捉えた公演などによる情報発信
- ・ 県外の民俗芸能団体等との交流による活動の活発化の促進
- ・ 国内外の芸術家等が滞在して創作活動を行うアーティスト・イン・レジデンスの促進

## ② 民俗芸能団体の取組への支援

- ・ 児童生徒の部活動などを通じた民俗芸能団体の活動の充実
- ・ 文化振興基金による民俗芸能団体の備品整備や後継者育成の取組への助成
- ・ 民俗芸能団体を対象とした人材育成に関する研修会の実施
- ・ 被災地における民俗芸能団体などの活動再開の支援

## (4) 障がい者による創造性あふれる創作活動の支援

県では、障がい者の芸術活動の鑑賞、発表の機会として、これまで「岩手県障がい者文化芸術祭」を開催してきたほか、民間による障がい者の芸術作品の展覧会などを支援してきました。

平成 28 年度には、「希望郷いわて大会」を契機として、「アール・ブリュットいわて～希望郷いわて大会開催記念～」を開催し、障がい者の芸術活動の紹介、作品の展示等を行いました。

平成 29 年度からは、県内各地で「いわてアール・ブリュット巡回展」を開催し、芸術上価値の高い作品等の展示や作家とのワークショップを実施しているほか、平成 30 年度には「障がい者芸術活動支援センター『かだあると』」を設置し、作家の権利保護の支援や人材育成など、障がい者による文化芸術活動の支援に取り組んでいます。

### 【障がい者芸術作品の鑑賞や発表機会の拡大】

アール・ブリュットとは、「生の芸術」と訳され、伝統や流行、教育などに左右されず、自身の内側から湧き上がる衝動のままに表現した芸術のことであり、その定義は広いものの、近年では障がいを持った方々が作り出す作品がアール・ブリュットの一つの作品群として注目を集めています。

県が開催している「いわてアール・ブリュット巡回展」は、これまでに 11 会場で開催され、延べ 1 万人以上が訪れました。

一方、令和元年度に実施した「文化芸術に関する意識調査」の結果によると、「アール・ブリュット」を「知っている」又は「鑑賞したことがある」と回答した人の割合は、31.8%にとどまっており、更なる周知、理解の促進が必要と考えられ、作品の鑑賞の機会の充実に取り組めます。

## 【創作活動への支援】

障がい者による文化芸術の活動の支援を進めるに当たっては、障がい者本人の意志を常に尊重するとともに、支援に携わる者も創造された作品等の諸権利について理解していくことが必要であり、特にも、自らの意思表示に困難を伴う障がい者に対しては、十分な配慮が必要です。

県では、平成 30 年度に「障がい者文化芸術作品における作家の権利保護に関する指針（ガイドライン）」を策定し、作家の権利が適切に保護され、安心して、創作活動に取り組むことのできる環境づくりを進めています。

また、平成 30 年度に「障がい者芸術活動支援センター『かだあると』」を設置し、ガイドラインの普及啓発や、障がい者やその家族、事業者への相談対応、創作活動を支援する人材の育成などを進めています。

### ① 障がい者芸術作品の鑑賞や発表の機会の拡大

- ・ アール・ブリュット作品の展覧会の開催や公共施設、商店街等における展示などによる、作品鑑賞機会の充実
- ・ 東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機とした情報発信
- ・ ホームページや SNS を活用した国内外への情報発信
- ・ 岩手芸術祭への出展支援
- ・ 「岩手県障がい者文化芸術祭」の開催

### ② 障がい者芸術作品の評価に係る検討

- ・ 新たな作家・作品の調査
- ・ これまで作品として認識されづらかった新しい価値につながる取組事例の調査

### ③ 著作権等の法的知識の普及による権利保護の推進

- ・ 「障がい者文化芸術作品における作家の権利保護に関する指針」の活用促進
- ・ 作家の権利保護に関する研修会の開催

### ④ 創作活動を支援する人材の育成

- ・ 創作活動を支援する人材育成のための研修会の実施
- ・ 支援者のネットワーク形成のための研修会の実施
- ・ 北海道、北東北ブロックなどの広域連携の推進

### ⑤ 文化芸術活動に関する相談支援体制の充実

- ・ 創作活動に係る相談窓口「障がい者芸術活動支援センター『かだあると』」の運営

## (5) 官民一体による文化芸術推進体制の構築

本県が誇る世界遺産や民俗芸能、希望郷いわて国体・希望郷いわて大会、三陸防災復興プロジェクト 2019 の成果や東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を通じた文化芸術への関心の高まりをレガシーとして次世代につなげていくため、官民一体による文化芸術の推進体制の構築などにより、県内各地の特色や得意分野を生かした魅力ある文化芸術のまちづくりを進めていきます。（「いわて県民計画（2019～2028）」文化・スポーツレガシープロジェクト<sup>13</sup>）

### 【アーツカウンシル】

アーツカウンシル（芸術評議会）は、1946 年に英国で生まれた組織で、美術、演劇、音楽、文学などの団体やプロジェクトに対する助成を基軸に、専門的な立場から行政と協力して、文化芸術への支援策をより有効に機能させ文化振興の取組を牽引する組織です。

日本では平成 23 年頃から試行的な導入が始まっており、平成 24 年には東京都や沖縄県に地域版アーツカウンシルが設置されました。現在では、大阪府・大阪市、新潟市、横浜市、静岡県などで設置されており、その規模や体制は自治体により様々であり、助成、調査研究、情報発信、人材育成など、各地域の実情に即した取組が進められています。

県では、本県の状況を踏まえて、文化芸術の力を一層発揮するための環境づくりに向け、岩手版アーツカウンシルの構築に向けた取組を進めています。

#### ① 岩手版アーツカウンシルの体制の検討

- ・ 先行自治体の事例や県内状況の調査、研究
- ・ 財源なども含めた組織体制の検討
- ・ 構築に向けたロードマップの策定

#### ② アートプログラム実施推進体制の定着化及び自立化へ向けた支援

- ・ 公立文化施設と連携したアウトリーチ（芸術普及活動）の実施
- ・ 公立文化施設担当者等を対象としたスキルアップのための研修の実施
- ・ 文化芸術に取り組む人材育成のため、アートマネジメント研修の実施

#### ③ 岩手版アーツカウンシルの取組の推進

- ・ 文化芸術プログラムの企画や商品の創出

---

<sup>13</sup> 文化・スポーツレガシープロジェクト：いわて県民計画（2019～2028）に「新しい時代を切り開くプロジェクト」の一つとして掲げられているプロジェクト。



- ・ 官民協働による新設のファンド等を活用した文化芸術団体への活動助成
- ・ 公演の企画等の高いスキルを有するアートマネージャーの設置・派遣
- ・ 国際的な文化芸術イベントの企画・開催
- ・ アーティスト・イン・レジデンスなどの取組の展開

## V 指針の推進

### 1 多様な主体が参画した文化芸術の推進

岩手の文化芸術を振興していくためには、県民、企業、団体、文化施設、教育機関、行政等が互いに連携、協力して取り組んでいくことが重要です。これまでも地域社会を構成する様々な主体が参画し、地域の歴史的、文化的、経済的、人的資源を活用しながら、文化芸術の取組を進めてきました。

また、文化芸術の取組を進める過程で、文化芸術が持つ多様な価値観の尊重や他者との相互理解が進むという機能により、多くの県民や多様な主体が社会の中でつながり、支え合う社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン<sup>14</sup>）を重視する視点が大切です。

#### （1）地域（地域住民）の主な役割

地域の文化は、地域で生まれ、育まれ、継承されていくものであり、その主役は地域住民自身です。各地域の文化芸術を支え、継承していく基盤となるものとして、地域文化を担い、人々が協力して取り組む活動や景観保全活動の主体となることを期待します。

また、生活文化の多くが家庭や地域における日常生活に根ざしていることから、一人ひとりが生活文化の担い手であるとの自覚を持ち、地域住民が、その実践、継承及び活用に関し、更に大きな役割を果たすことを期待します。

#### （2）企業等の主な役割

冠コンサートの実施や協賛、タイアップ事業の実施など、企業による文化事業やメセナ<sup>15</sup>活動などによる地域の文化芸術活動への積極的な参画と支援、従業員や関係者の文化芸術活動や地域活動への参加支援・配慮等を通じ、地域の文化芸術の振興に一層貢献していくことを期待します。

#### （3）文化芸術活動団体の主な役割

県や各地域における文化芸術活動・創造の中心として、岩手県芸術文化協会や市町村の芸術文化協会をはじめ、多様な文化芸術活動団体が、自発性・創造性を発揮し、特色ある文化芸術活動を独自に展開することを期待します。

また、他の文化芸術団体や文化施設、観光、教育、福祉等に関する団体などと積極的に連携、協力しながら、会員の文化芸術活動の支援や県民に対する鑑賞機会の

<sup>14</sup> ソーシャル・インクルージョン：全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

<sup>15</sup> メセナ：フランス語で「芸術・文化を保護・支援すること」の意味。企業が行う文化支援活動。

提供、講師派遣等により、本県の文化芸術の振興の牽引役として更に大きな役割を果たすことを期待します。

#### (4) 民間団体等の主な役割

地域には様々な民間団体等があり、これらの団体の中には（公財）岩手県文化振興事業団をはじめ、文化芸術活動を支援したり、地域振興のために文化芸術を活用しようというものがあります。これらの団体が、文化芸術活動家・団体や行政、企業、県民等とのネットワークを強め、活動を活発化させることによって、地域の文化芸術の活性化に更に大きな役割を果たすことを期待します。

#### (5) 文化施設等の主な役割

行政、民間団体、文化芸術団体等や文化施設相互のネットワークの強化により、文化芸術活動者や県民にとってより利便性の高いサービスを提供することを期待するとともに、文化芸術情報が集積・発信される、文化芸術の中核的な拠点としての役割や地域の発展を支える機能の一層の充実を期待します。

#### (6) 学校・教育機関等の主な役割

学校を始めとする教育機関、中学校文化連盟、高等学校文化連盟等が連携し、授業やクラブ活動における指導、文化行事の開催、指導者の育成等を通じ、文化芸術への興味を喚起し積極的な活動を助長することによって、児童生徒の豊かな情操を養い、創造性を高め、ひいては人間性の涵養に一層貢献していくことを期待します。

また、教育機関等が地域との連携をより深め、積極的に協働することにより、地域の文化芸術の継承に更に大きな役割を果たしていくことを期待します。

#### (7) 市町村の主な役割

市町村は、各地域に最も密着した行政体として、その区域の文化芸術情報の総合的な把握を行い、住民とともに各市町村における振興方向を定めるとともに、文化芸術に関する各種支援サービスの企画、活用勧奨や実施、体制の整備等により、文化芸術活動の活性化とその継承を支援する機能の一層の充実を期待します。

#### (8) 県の責務と主な役割

県は、文化芸術振興施策を総合的に策定し実施するほか、国、市町村等との連携、協力により、文化芸術振興施策の効果的な推進に努めるとともに、それぞれの主体が期待される役割を十分に担えるよう必要な支援を行っていきます。

## 2 施策の評価

指針に基づく施策の着実かつ継続的な実施を図るため、施策の取組状況を単年度ごとに評価・検証し、フォローアップを行います。

評価・検証に当たっては、指標を拠りどころとして、全体の進捗状況を把握するとともに、岩手県文化芸術振興審議会において指針の推進状況を審議いただきながら、施策の立案に生かしていきます。

また、社会経済情勢が大きく変化した場合などにあっては、随時、指標の見直しなども検討していきます。

## 資料1 岩手県文化芸術振興基本条例（平成20年岩手県条例第5号）

○岩手県文化芸術振興基本条例

平成20年3月27日条例第5号

改正

平成21年12月15日条例第70号

平成26年3月28日条例第20号

平成28年12月22日条例第78号

岩手県文化芸術振興基本条例をここに公布する。

岩手県文化芸術振興基本条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 文化芸術振興指針（第5条）

第3章 文化芸術の振興に関する基本的施策

第1節 文化芸術の振興（第6条—第8条）

第2節 文化芸術の認識及び創造（第9条—第12条）

第3節 文化芸術の発信等（第13条）

第4節 文化芸術の基盤整備（第14条—第17条）

第5節 地域の歴史的又は文化的な景観の保全等（第18条）

第6節 顕彰（第19条）

第7節 財政上の措置（第20条）

第4章 岩手県文化芸術振興審議会（第21条—第26条）

附則

文化芸術は、人々に楽しさや感動、心の安らぎや生きる喜びをもたらし、個性や多様性を認める人間性を養い、創造性をはぐくむ。とりわけ、地域の風土や伝統に根ざした文化芸術は、地域への誇りや愛着を深めるとともに、人づくりの基本となる。豊かな文化芸術とともに生きていくことは、私たちの変わらない願いである。

ここ岩手の地では、はるか縄文の時代から、緑あふれる山々や母なる大河北上川、雄大な三陸の海などの恵みの中で、風土に培われ、交流により磨かれた共生の文化を築いてきた。こうしてはぐくまれてきた岩手の心は、浄土思想を基調として自然と一体となった文化的景観を形成する平泉の文化遺産や、岩手の自然や風土との触れ合いから生まれた民話や鹿踊、剣舞、神楽などの伝統芸能、石川啄木、宮沢賢治の文学をはじめ、多くの文化芸

術に脈々と受け継がれている。また、自然と共生する人々の暮らしの中から生まれ培われてきた岩手の文化芸術は、人や地域の結び付きを強め、尊い支え合いの文化である結いを基礎とするコミュニティを形成してきた。

自然との共生の考え方の重要性を多くの人々が認識するとともに、人々や地域の絆(きずな)の大切さが強く意識されている今日においてこそ、このような岩手の文化芸術の普遍的価値を認識し、これを継承し、県内外との交流を通じて発展させていくことは、心豊かで活力ある地域社会の実現にとって極めて重要な意義を持つと確信する。

また、岩手は、国際的視野や高い志をもって物事に挑戦し、後世に業績を残した高野長英や新渡戸稲造をはじめ多くの優れた人材を輩出してきた。私たちは、これら先人たちの進取の魂を受け継ぎ、交流を通じて、多様な文化芸術を新たに創造していかなければならない。

ここに私たちは、文化芸術の価値を認識し、これをはぐくみ、新たに創造し、次世代に継承していくことにより、一人ひとりが豊かな文化芸術とともに生きる地域社会の形成を目指すことを決意し、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び民間団体等（国及び地方公共団体以外の団体をいう。以下同じ。）の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策（以下「文化芸術振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化芸術振興施策の総合的な推進を図り、もって県民が豊かな文化芸術とともに生きる地域社会の形成に寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第2条 文化芸術の振興に当たっては、県民一人ひとりの自主性及び創造性が尊重されなければならない。

- 2 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を創造し、及び享受することが人々の生まれながらの権利であることにかんがみ、県民が等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。
- 3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術が県民の共通の財産としてはぐくまれ、将来の世代に引き継がれるよう配慮されなければならない。
- 4 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術を通じた県内外の地域間の交流が積極的に推進されなければならない。
- 5 文化芸術の振興に当たっては、県民及び民間団体等並びに市町村及び県が、それぞれの責務又は役割について相互に理解し、及び協働するよう努めなければならない。
- 6 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。）その他広く県民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、基本理念にのっとり、文化芸術振興施策を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、国、市町村等との連携及び協力により、文化芸術振興施策の効果的な推進に努めるものとする。

(県民等の役割)

第4条 県民及び民間団体等は、自主的かつ主体的な文化芸術活動を通じて、文化芸術を振興する役割を果たすよう努めるものとする。

## 第2章 文化芸術振興指針

第5条 県は、文化芸術振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術振興指針を定めるものとする。

2 文化芸術振興指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 文化芸術の振興に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向

(2) 前号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関し必要な事項

3 県は、文化芸術振興指針を定めようとするときは、あらかじめ、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、岩手県文化芸術振興審議会の意見を聴かなければならない。

4 県は、文化芸術振興指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、文化芸術振興指針の変更について準用する。

## 第3章 文化芸術の振興に関する基本的施策

### 第1節 文化芸術の振興

(芸術及び芸能の振興)

第6条 県は、文学、音楽、美術、工芸、デザイン、写真、演劇、舞踊、メディア芸術（映画、漫画、アニメーション及びコンピュータ等を利用した芸術をいう。）その他の芸術及び歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(伝統文化の振興)

第7条 県は、伝統文化（文化財、伝統芸能、地域固有の年中行事その他の伝統的な文化芸術をいう。以下同じ。）の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(生活文化の振興)

第8条 県は、生活文化（茶道、華道、書道、方言、衣食住等に係る生活様式その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

### 第2節 文化芸術の認識及び創造

(文化芸術の認識及び理解)

第9条 県は、県民が地域における文化芸術を認識できるように必要な施策を講ずるよう

努めるものとする。

2 県は、県民が地域における伝統文化の系譜、由来等に関する学習又は研究を通じて文化芸術に関する理解を深めるために必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術の総合的把握及び記録)

第10条 県は、文化芸術の活用を促進するため、地域における文化芸術を総合的に把握し、及び記録するよう努めるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第11条 県は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術の保存及び活用を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(文化芸術創造活動に対する支援等)

第12条 県は、県民による自主的な文化芸術を創造する活動に対する支援その他の必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

### 第3節 文化芸術の発信等

第13条 県は、本県の文化的魅力を高めるため、地域における文化芸術に関する情報を効果的に発信するとともに、文化芸術活動の成果を発表する機会及び文化芸術を通じた交流の機会の充実を図るよう努めるものとする。

### 第4節 文化芸術の基盤整備

(人材の育成)

第14条 県は、文化芸術活動を担う人材を育成するため、次に掲げる事項に関する施策を講ずるよう努めるものとする。

(1) 県民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実

(2) 学校教育における文化芸術に関する体験学習等の充実

(3) 伝統芸能等の後継者の育成

(文化芸術活動に対する支援等)

第15条 県は、県民及び民間団体等の文化芸術活動に対し必要な支援に努めるとともに、メセナ活動(個人、企業等が社会への貢献の一環として行う文化芸術活動を支援する活動をいう。)その他の文化芸術活動に対する県民及び民間団体等の支援活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(連携の促進)

第16条 県は、文化芸術振興施策を講ずるに当たっては、県民及び民間団体等並びに市町村の連携が図られるよう配慮しなければならない。

(文化施設の活用及び充実)

第17条 県は、文化ホール、音楽ホール、美術館、博物館、図書館その他の文化施設が県民に文化芸術活動の場として積極的に活用されるよう、情報の提供、施設間の連携の確保等利便性の向上に努めるものとする。

2 県は、自らの設置に係る文化施設が、それぞれの目的に応じて地域における文化芸術



活動を支援し、又は文化芸術を発信する場となるよう、その充実に努めるものとする。

#### 第5節 地域の歴史的又は文化的な景観の保全等

第18条 県は、地域の歴史的又は文化的な景観を保全し、及び活用を図るため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

#### 第6節 顕彰

第19条 県は、文化芸術活動で顕著な成果を収めたもの及び文化芸術の振興に寄与したものの顕彰に努めるものとする。

#### 第7節 財政上の措置

第20条 県は、文化芸術振興施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

### 第4章 岩手県文化芸術振興審議会

#### (設置)

第21条 知事又は教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、岩手県文化芸術振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(1) 文化芸術の振興に関する基本的事項及びこの条例の規定によりその権限に属せられた事項

(2) 前号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関し必要な事項

#### (組織)

第22条 審議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから14人以内を、岩手県文化財保護審議会の委員のうちから2人を、それぞれ教育委員会の意見を聴いて、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第23条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第24条 審議会は、知事が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、第21条の調査審議に際し必要と認める場合には、岩手県文化財保護審議会の意見を聴くものとする。

#### (庶務)

第25条 審議会の庶務は、文化スポーツ部において処理する。

(会長への委任)

第26条 この章に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4章の規定は、平成20年5月1日から施行する。

附 則（平成21年12月15日条例第70号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日条例第20号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月22日条例第78号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

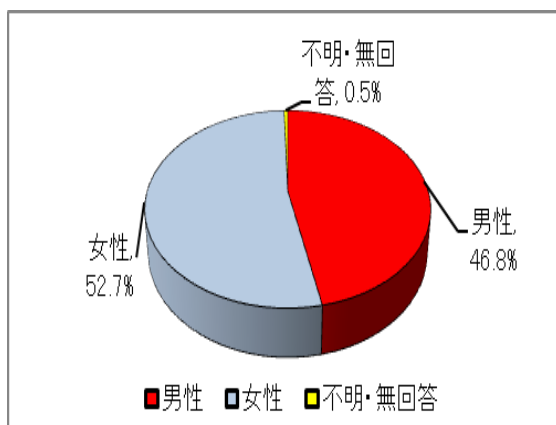
## 資料2 文化芸術に関する県民意識調査結果の概要

この調査結果は、県が各種アンケートへのご協力をお願いしている希望郷いわてモニターの方々に文化芸術に関するアンケート調査にお答えいただき、それを集計した結果の概要です。

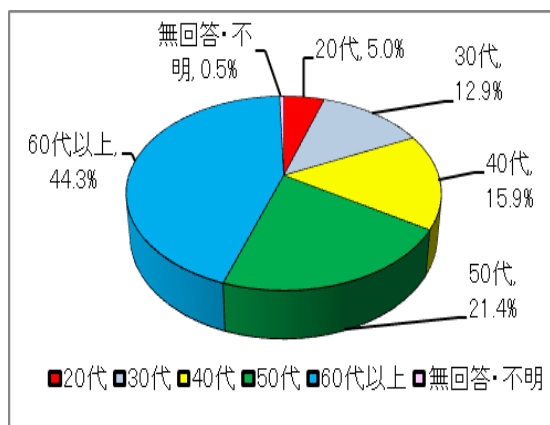
調査設計	調査対象	岩手県全域
	調査対象	令和元年度希望郷いわてモニター
	標本数	258人
	調査方法	調査紙郵送及びインターネット
	調査時期	令和元年7月
	調査主体	岩手県（文化振興課）
回収結果	有効回答数	201人
	有効回収率	77.9%

### 回答者内訳

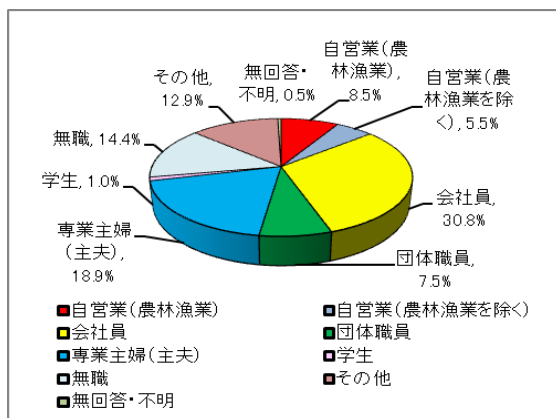
#### (1) 性別



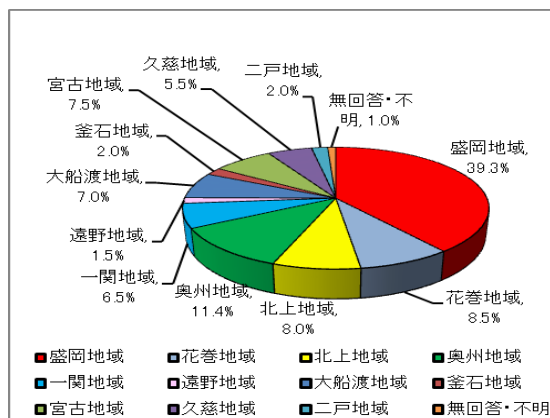
#### (2) 年齢



#### (3) 職業

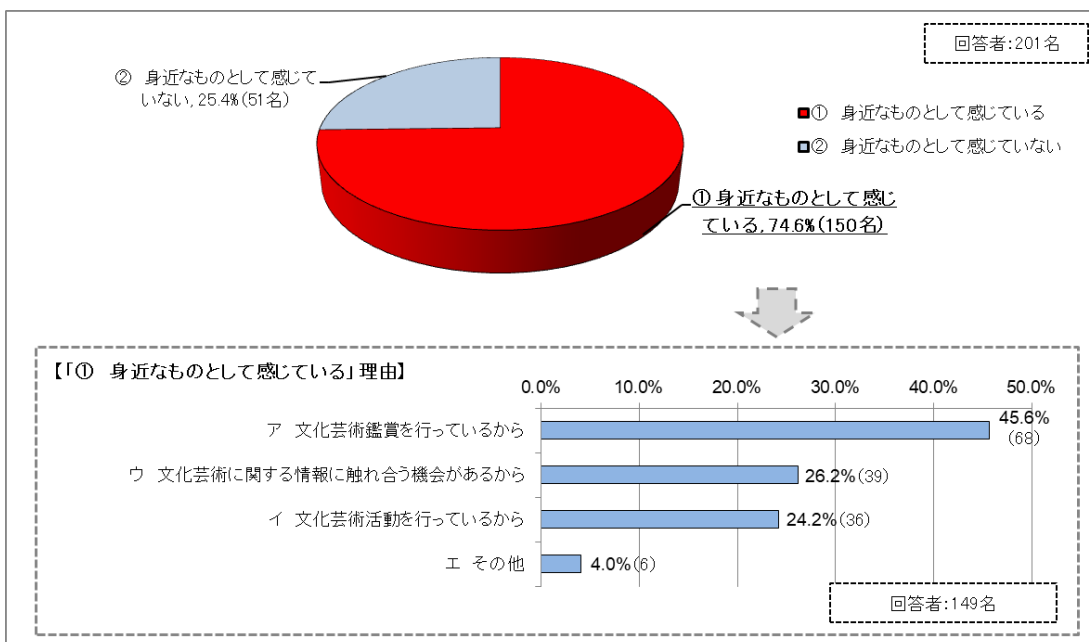


#### (4) 居住地



設問1 文化や芸術を身近なものとして感じていますか。

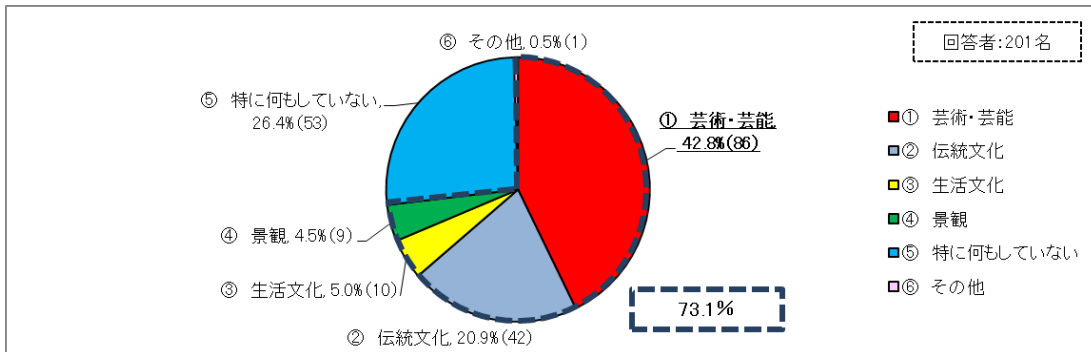
- ① 身近なものとして感じている
  - 【身近なものとする理由】
  - ア 文化芸術鑑賞を行っているから
  - イ 文化芸術活動を行う機会があるから
  - ウ 文化芸術に関する情報に触れる機会があるから
  - エ その他 ( )
- ② 身近なものとして感じていない



設問2 ここ1年間で主に行った文化芸術鑑賞や文化芸術活動について、「(1) 分野」を選択肢から1つ選択し、「(2) 内容」について各自記入。

- ① 芸術・芸能分野
- ② 伝統文化分野
- ③ 生活文化分野
- ④ 景観分野
- ⑤ 特に何もしていない (⇒設問4にお進みください。)
- ⑥ その他

(1) 分野



(2) 内容

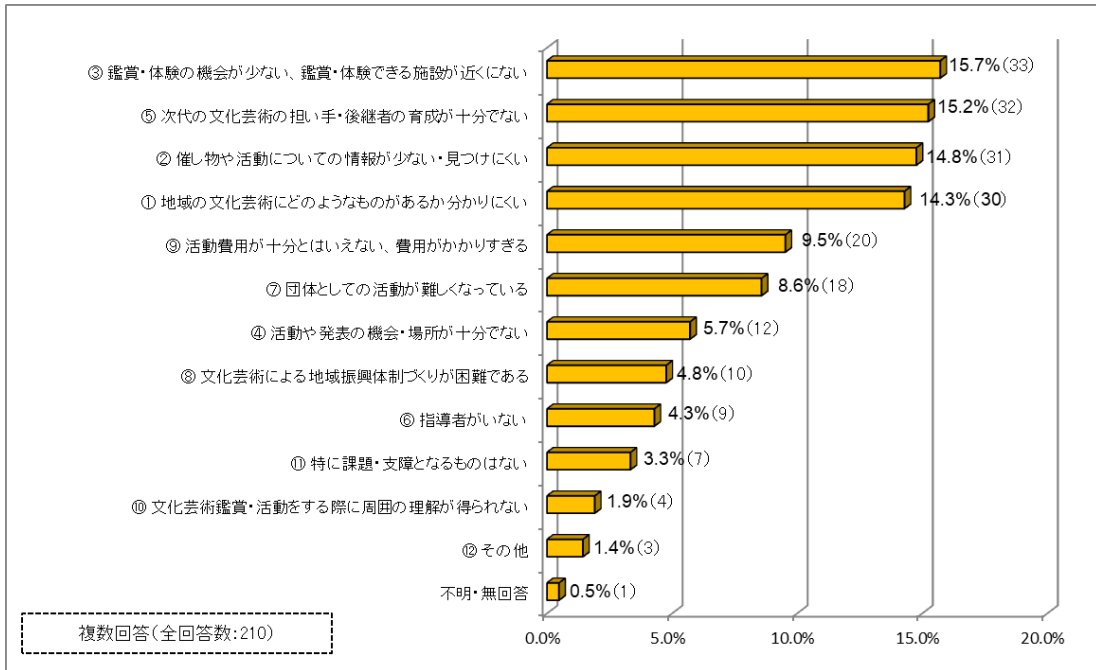
- 音楽鑑賞 (すべてのジャンル、コンサート鑑賞等を含む) [18]
- 美術・絵画鑑賞 (美術館見学なども含む) [18]
- 映画鑑賞[17]
- 民俗芸能への参加[14]
- 民俗芸能鑑賞[7]
- 様々な芸術芸能鑑賞[6]
- その他の芸術活動[5]
- 演劇・芝居鑑賞[4]、史跡・名勝・遺跡等の見学[4]
- 音楽活動 (演奏、作成等) [3]、書道 (活動) [3]
- 写真撮影・活動[2]、美術・絵画 (作成・描く等の活動) [2]、落語鑑賞[2]
- 華道 (活動) [1]、工芸制作[1]、茶道 (活動) [1]、伝統芸能鑑賞[1]、俳句創作[1]、漫画鑑賞[1]、メディア芸術鑑賞[1]、文学執筆[1]、民謡、三曲の鑑賞[1]

※ 鑑賞・活動の区分が不明であるもの  
 民俗芸能[3]、メディア芸術[2]、演劇[1]、書道[1]

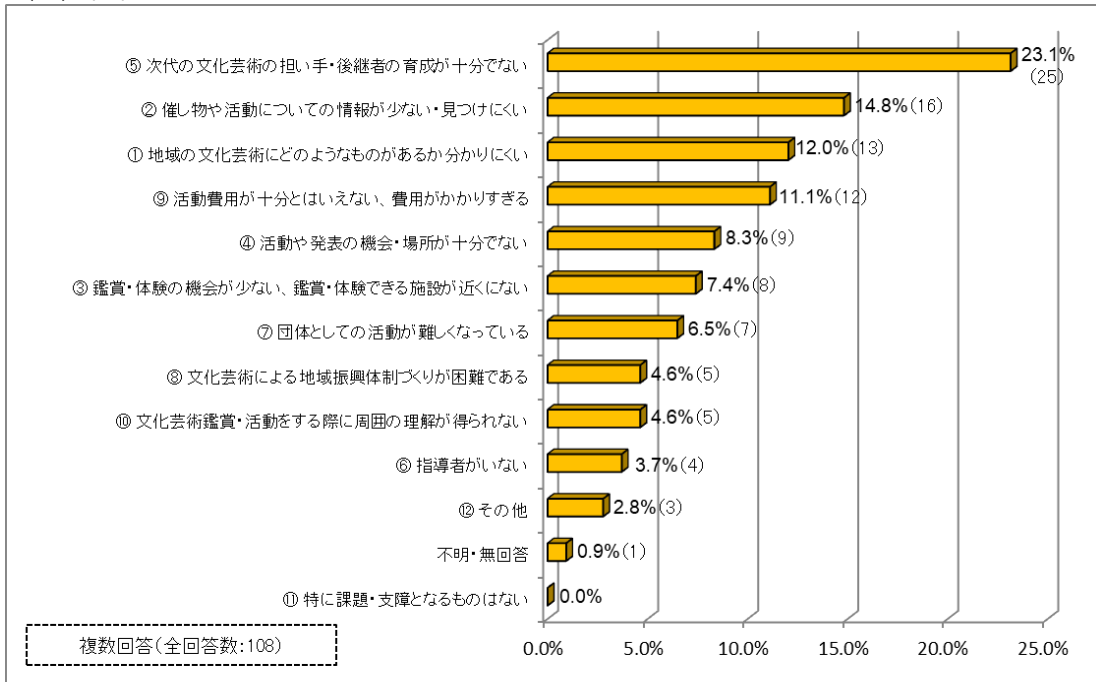
設問3 設問2で回答した文化芸術鑑賞や文化芸術活動において、現状どのような課題や支障があると感じていますか。(選択肢から3つまで選択)

- ① 地域の文化芸術にどのようなものがあるか分かりにくい
- ② 催し物や活動についての情報が少ない・見つけにくい
- ③ 鑑賞・体験の機会が少ない、鑑賞・体験できる施設が近くにない
- ④ 活動や発表の機会・場所が十分でない
- ⑤ 次代の文化芸術の担い手・後継者の育成が十分でない
- ⑥ 指導者がいない
- ⑦ 団体としての活動が難しくなっている
- ⑧ 文化芸術による地域振興体制づくりが困難である
- ⑨ 活動費用が十分とはいえない、費用がかかりすぎる
- ⑩ 文化芸術鑑賞・活動をする際に周囲の理解が得られない
- ⑪ 特に課題・支障となるものはない
- ⑫ その他

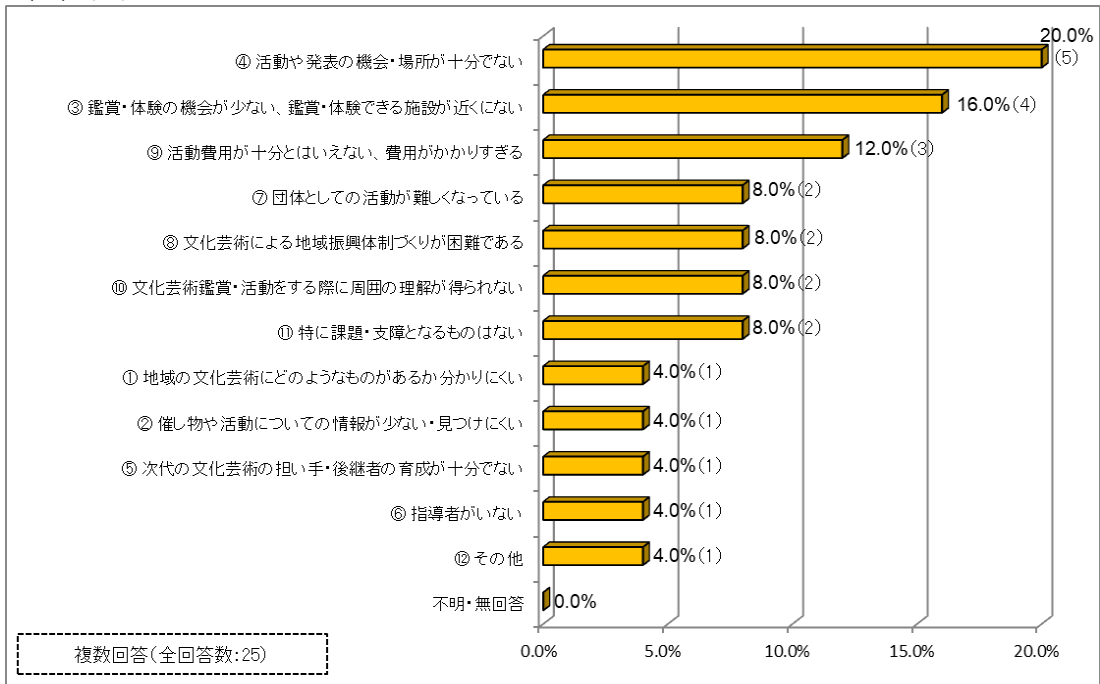
(1) 芸術・芸能



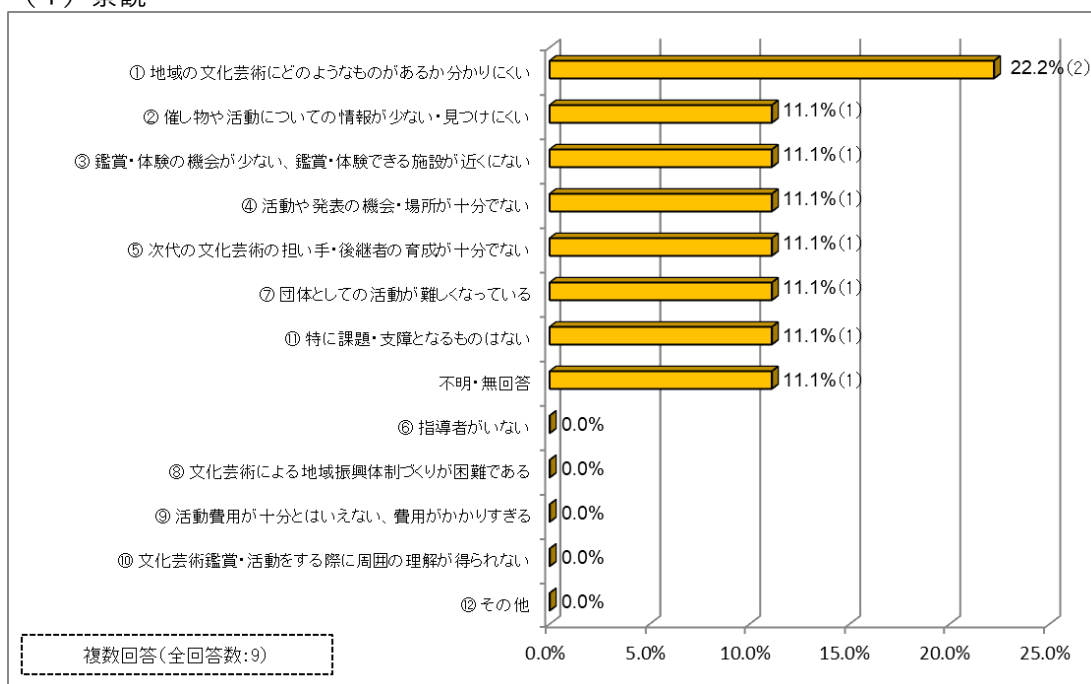
## (2) 伝統文化



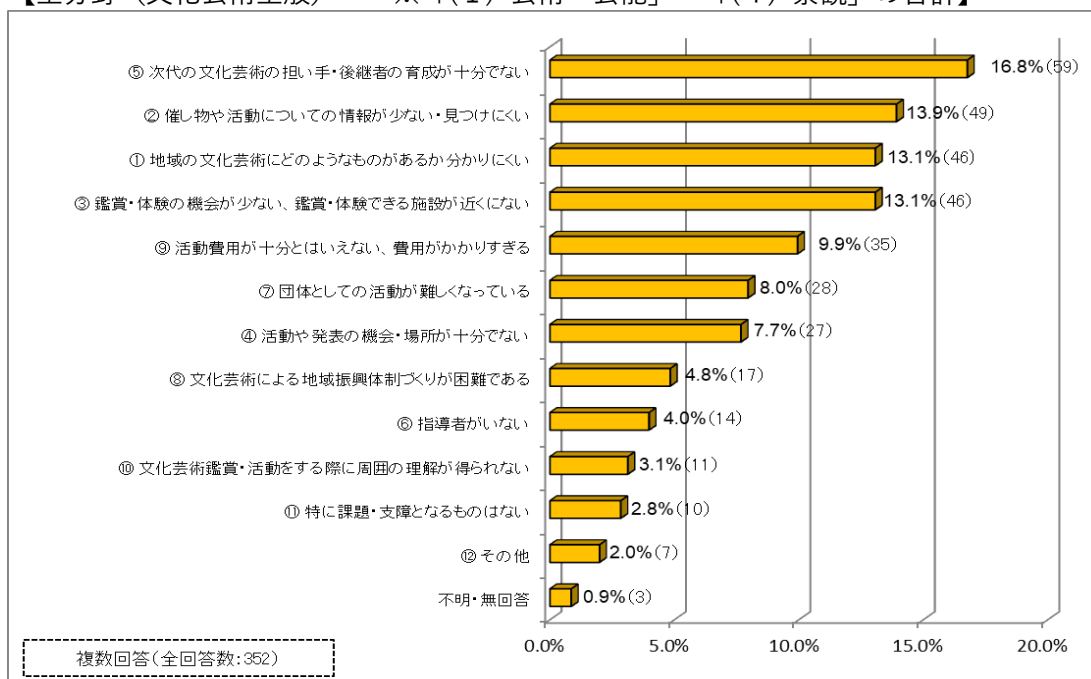
## (3) 伝統文化



#### (4) 景観



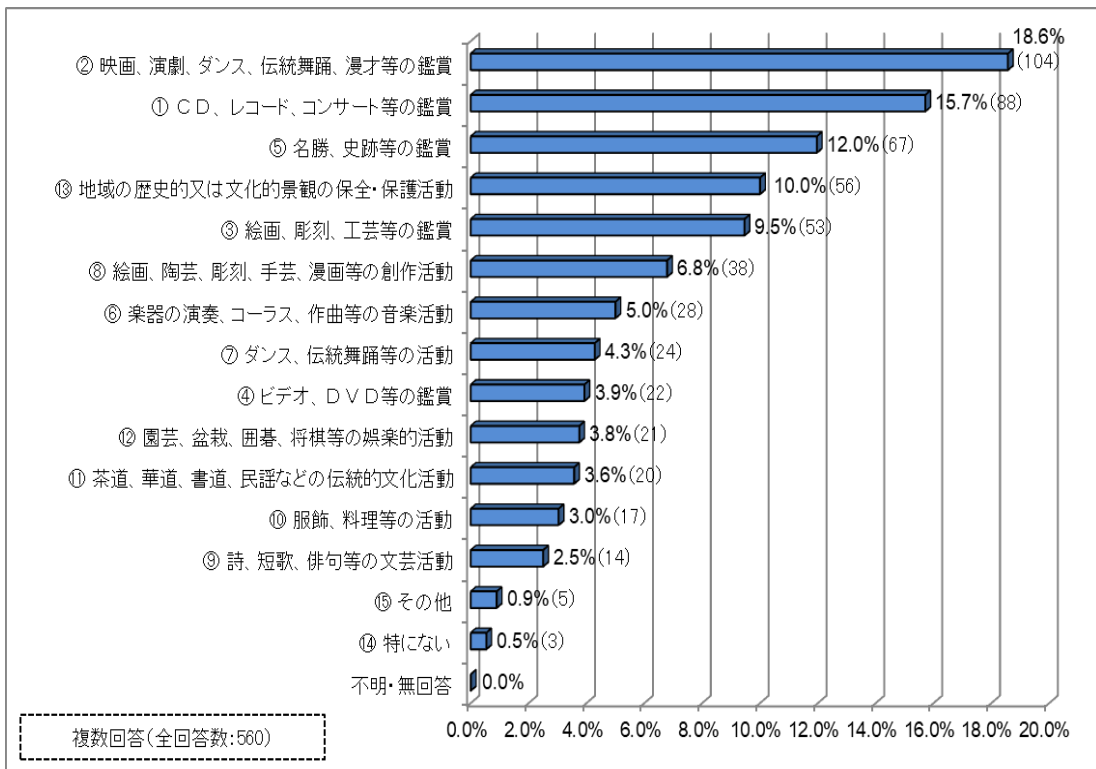
#### 【全分野（文化芸術全般） ※「(1) 芸術・芸能」～「(4) 景観」の合計】





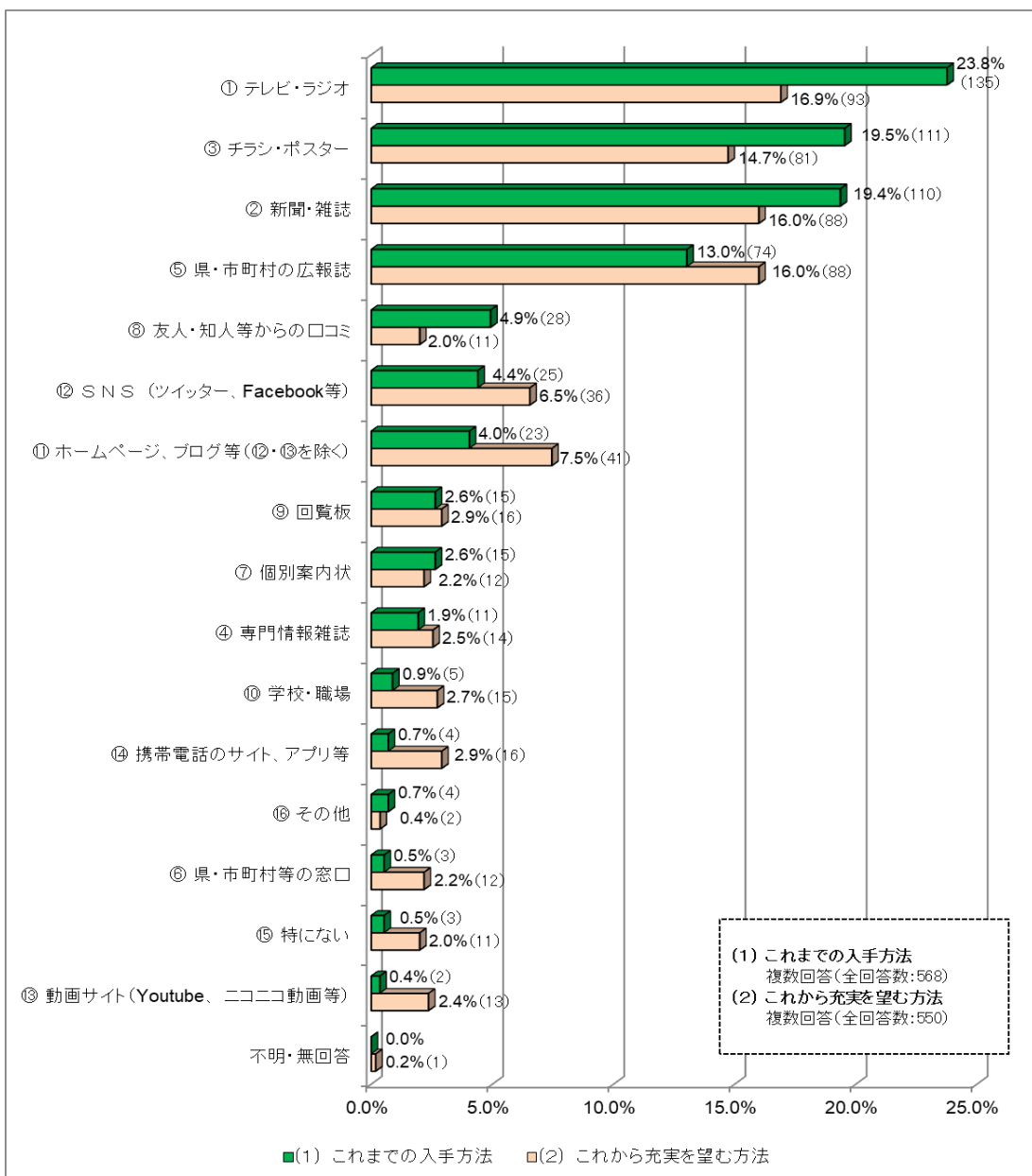
設問4 今後行ってみたい文化芸術鑑賞や文化芸術活動について（選択肢から3つまで選択）

- |                         |                         |
|-------------------------|-------------------------|
| ① CD、レコード、コンサート等の鑑賞     | ⑨ 詩、短歌、俳句等の文芸活動         |
| ② 映画、演劇、ダンス、伝統舞踊、漫才等の鑑賞 | ⑩ 服飾、料理等の活動             |
| ③ 絵画、彫刻、工芸等の鑑賞          | ⑪ 茶道、華道、書道、民謡などの伝統的文化活動 |
| ④ ビデオ、DVD等の鑑賞           | ⑫ 園芸、盆栽、囲碁、将棋等の娯楽的活動    |
| ⑤ 名勝、史跡等の鑑賞             | ⑬ 地域の歴史的又は文化的景観の保全・保護活動 |
| ⑥ 楽器の演奏、コーラス、作曲等の音楽活動   | ⑭ 特にない                  |
| ⑦ ダンス、伝統舞踊等の活動          | ⑮ その他                   |
| ⑧ 絵画、陶芸、彫刻、手芸、漫画等の創作活動  |                         |



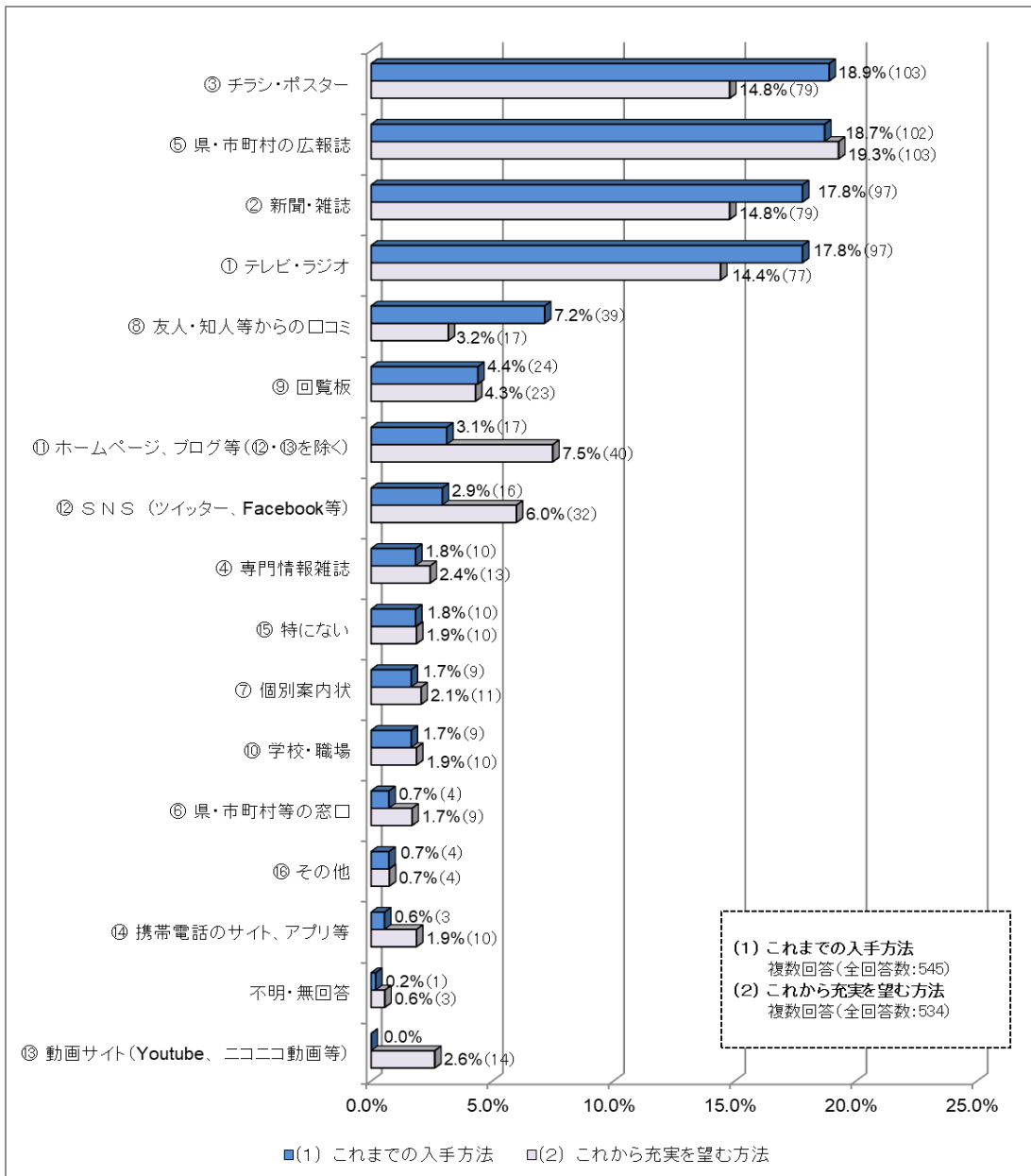
設問5 文化芸術鑑賞（例：コンサートホール・劇場・映画館・美術館・博物館等での公演や展示、各種芸術祭の公演などの鑑賞に関するもの）に関する情報をどのようなものから入手していますか。（(1) これまでの入手方法 と (2) これから充実を望む方法 について、選択肢から3つまで選択）

- |                |                          |
|----------------|--------------------------|
| ① テレビ・ラジオ      | ⑨ 回覧板                    |
| ② 新聞・雑誌        | ⑩ 学校・職場                  |
| ③ チラシ・ポスター     | ⑪ ホームページ、ブログ等（⑫・⑬を除く）    |
| ④ 専門情報雑誌       | ⑫ SNS（ツイッター、Facebook等）   |
| ⑤ 県・市町村の広報誌    | ⑬ 動画サイト（Youtube、ニコニコ動画等） |
| ⑥ 県・市町村等の窓口    | ⑭ 携帯電話のサイト、アプリ等          |
| ⑦ 個別案内状        | ⑮ 特にない                   |
| ⑧ 友人・知人等からの口コミ | ⑯ その他                    |



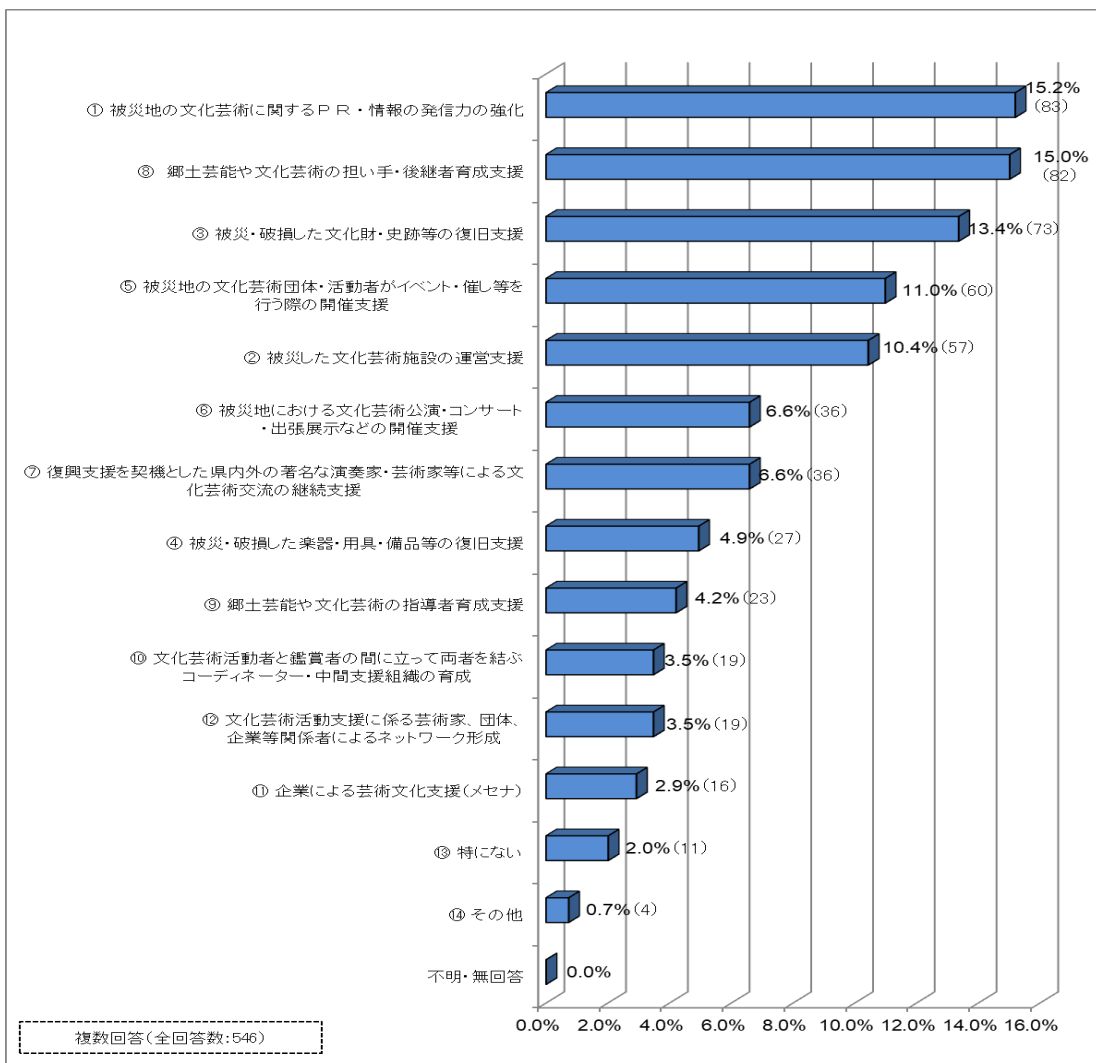
設問6 文化芸術活動への参加（例：文化芸術に係る習い事・創作活動・サークル等への参加、地域の芸能や祭りへの参加、文化財・景観等の保護活動への参加など）に関する情報をどのようなものから入手していますか。（（1）これまでの入手方法と（2）これから充実を望む方法 について、選択肢から3つまで選択）

- |                |                          |
|----------------|--------------------------|
| ① テレビ・ラジオ      | ⑨ 回覧板                    |
| ② 新聞・雑誌        | ⑩ 学校・職場                  |
| ③ チラシ・ポスター     | ⑪ ホームページ、ブログ等（⑫・⑬を除く）    |
| ④ 専門情報雑誌       | ⑫ SNS（ツイッター、Facebook等）   |
| ⑤ 県・市町村の広報誌    | ⑬ 動画サイト（Youtube、ニコニコ動画等） |
| ⑥ 県・市町村等の窓口    | ⑭ 携帯電話のサイト、アプリ等          |
| ⑦ 個別案内状        | ⑮ 特にない                   |
| ⑧ 友人・知人等からの口コミ | ⑯ その他                    |



設問7 平成23年3月の東日本大震災津波からの復興の先を見据えた被災地の文化芸術復興支援施策について、どのような取組が必要であると思いますか。(選択肢から3つまで選択)

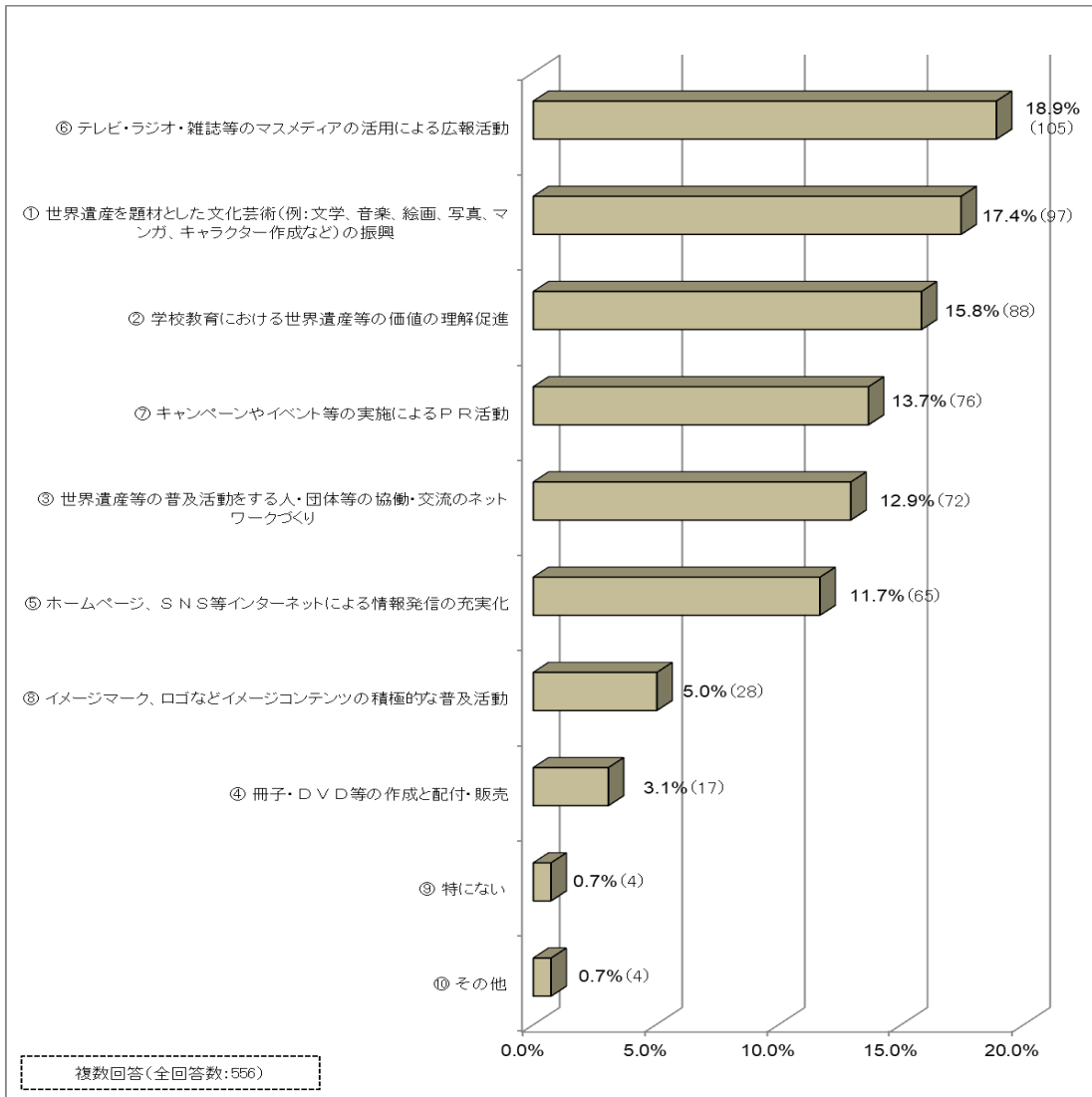
- ① 被災地の文化芸術に関するPR・情報の発信力の強化
- ② 復旧した文化芸術施設の運営支援
- ③ 被災・破損した文化財・史跡等の復旧支援
- ④ 被災・破損した楽器・用具・備品等の復旧支援
- ⑤ 被災地の文化芸術団体・活動者がイベント・催し等を行う際の開催支援
- ⑥ 被災地における文化芸術公演・コンサート・出張展示などの開催支援
- ⑦ 復興支援を契機とした県内外の著名な演奏家・芸術家等による文化芸術交流の継続支援
- ⑧ 郷土芸能や文化芸術の担い手・後継者育成支援
- ⑨ 郷土芸能や文化芸術の指導者育成支援
- ⑩ 文化芸術活動者と鑑賞者の間に立って両者を結ぶコーディネーター・中間支援組織の育成
- ⑪ 企業による芸術文化支援(メセナ)
- ⑫ 文化芸術活動支援に係る芸術家、団体、企業、行政等関係者によるネットワーク形成
- ⑬ 特になし
- ⑭ その他



設問8 平成23年に「平泉の文化遺産」、平成27年に「明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）」がユネスコの世界遺産に登録され、現在、「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」の世界遺産登録を目指した取組が進められています。

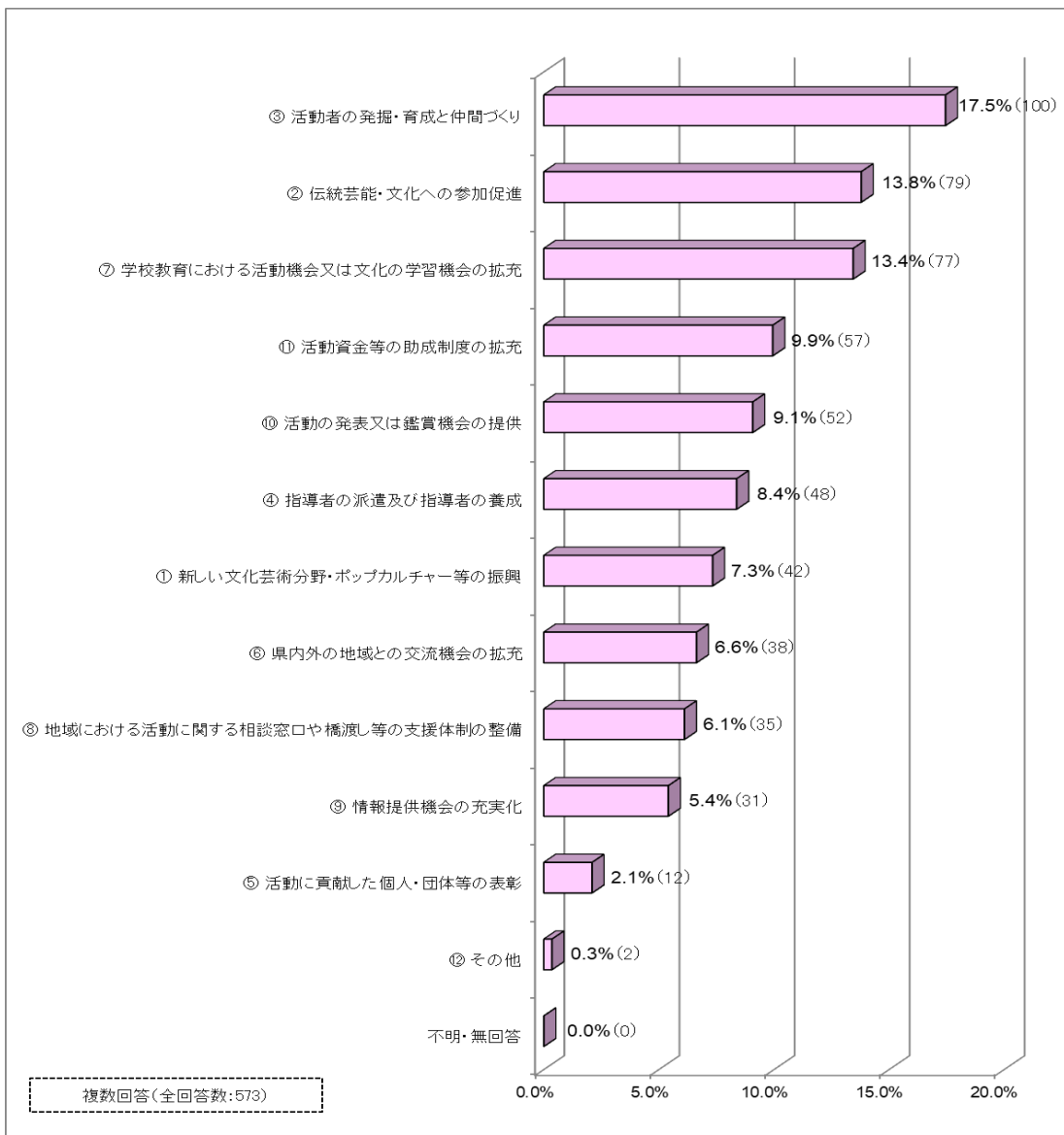
今後さらに岩手県の世界遺産等の魅力や情報を発信・普及していくためにはどのような取組が必要であると思いますか。（選択肢から3つまで選択）

- ① 世界遺産を題材とした文化芸術（例：文学、音楽、絵画、写真、マンガ、キャラクター作成など）の振興
- ② 学校教育における世界遺産等の価値の理解促進
- ③ 世界遺産等の普及活動をする人・団体等の協働・交流のネットワークづくり
- ④ 冊子・DVD等の作成と配付・販売
- ⑤ ホームページ、SNS等インターネットによる情報発信の充実化
- ⑥ テレビ・ラジオ・雑誌等のマスメディアの活用による広報活動
- ⑦ キャンペーンやイベント等の実施によるPR活動
- ⑧ イメージマーク、ロゴなどイメージコンテンツの積極的な普及活動
- ⑨ 特にない
- ⑩ その他



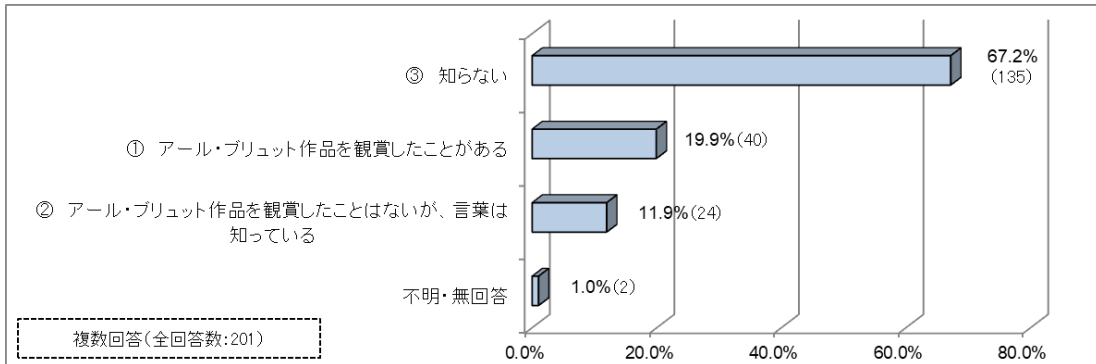
設問9 今後、若者がより積極的に文化芸術活動に参加していくためにはどのようなことが必要だと思いますか。(選択肢から3つまで選択)

- ① 新しい文化芸術分野・ポップカルチャー等の振興
- ② 伝統芸能・文化への参加促進
- ③ 活動者の発掘・育成と仲間づくり
- ④ 指導者の派遣及び指導者の養成
- ⑤ 活動に貢献した個人・団体等の表彰
- ⑥ 県内外の地域との交流機会の拡充
- ⑦ 学校教育における活動機会又は文化の学習機会の拡充
- ⑧ 地域における活動に関する相談窓口や橋渡し等の支援体制の整備
- ⑨ 情報提供機会の充実化
- ⑩ 活動の発表又は鑑賞機会の提供
- ⑪ 活動資金等の助成制度の拡充
- ⑫ その他



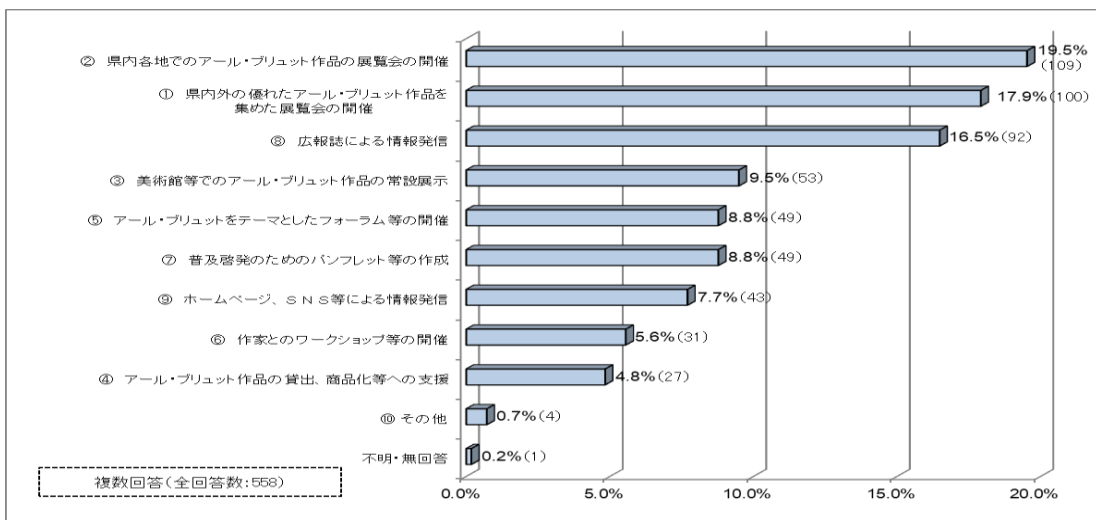
設問 10 伝統や流行・教育などに左右されず、自身の内側からわきあがる衝動のままに表現した芸術で、障がいのある人・子ども・素人芸術家らの作品を「アール・ブリュット」と言いますが、このアール・ブリュットのことを知っていますか。

- ① アール・ブリュット作品を観賞したことがある
- ② アール・ブリュット作品を観賞したことはないが、言葉は知っている
- ③ 知らない



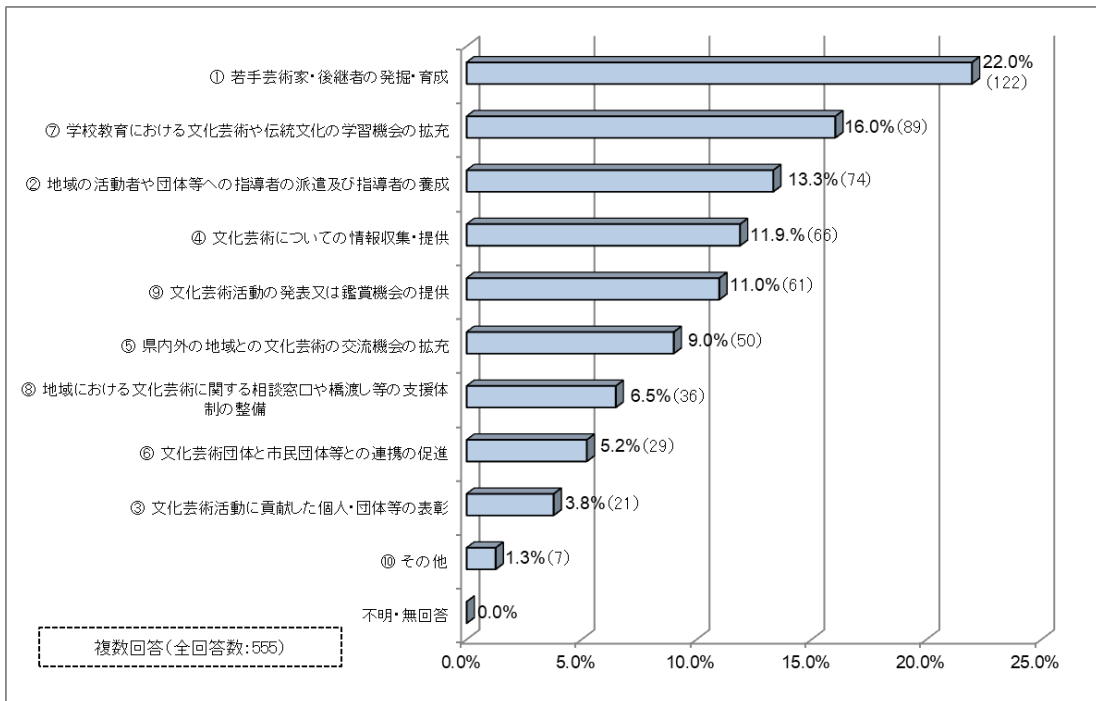
設問 11 岩手県では、アール・ブリュットを始めとした障がい者の文化芸術活動の推進に取り組んでいます。県民のアール・ブリュットへの関心を高めるためにはどのような方法が有効だと考えますか。(選択肢から3つまで選択)

- ① 県内外の優れたアール・ブリュット作品を集めた展覧会の開催
- ② 県内各地でのアール・ブリュット作品の展覧会の開催
- ③ 美術館等でのアール・ブリュット作品の常設展示
- ④ アール・ブリュット作品の貸出、商品化等への支援
- ⑤ アール・ブリュットをテーマとしたフォーラム等の開催
- ⑥ 作家とのワークショップ等の開催
- ⑦ 普及啓発のためのパンフレット等の作成
- ⑧ 広報誌による情報発信
- ⑨ ホームページ、SNS等による情報発信
- ⑩ その他



設問 12 文化芸術の担い手である県民に対する行政のサポートとして、どのようなものが大切だと考えますか。(選択肢から3つまで選択)

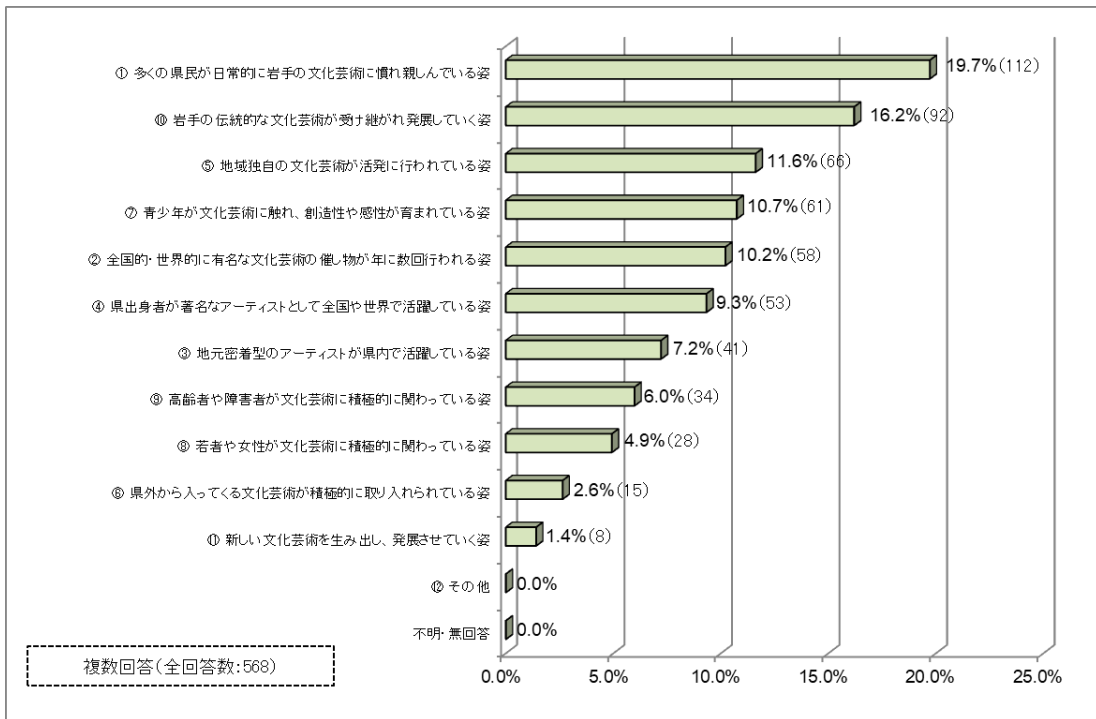
- ① 若手芸術家・後継者の発掘・育成
- ② 地域の活動者や団体等への指導者の派遣及び指導者の養成
- ③ 文化芸術活動に貢献した個人・団体等の表彰
- ④ 文化芸術についての情報収集・提供
- ⑤ 県内外の地域との文化芸術の交流機会の拡充
- ⑥ 文化芸術団体と市民団体等との連携の促進
- ⑦ 学校教育における文化芸術や伝統文化の学習機会の拡充
- ⑧ 地域における文化芸術に関する相談窓口や橋渡し等の支援体制の整備
- ⑨ 文化芸術活動の発表又は鑑賞機会の提供
- ⑩ その他





設問 13 岩手の文化芸術を構築・振興するうえで、より望ましい将来像・理想像はどのようなのだと考えますか。(選択肢から3つまで選択)

- ① 多くの県民が日常的に岩手の文化芸術に慣れ親しんでいる姿
- ② 全国的・世界的に有名な文化芸術の催し物が年に数回行われている姿
- ③ 地元密着型のアーティストが県内で活躍している姿
- ④ 県出身者が著名なアーティストとして全国や世界で活躍している姿
- ⑤ 地域独自の文化芸術が活発に行われている姿
- ⑥ 県外から入ってくる文化芸術が積極的に取り入れられている姿
- ⑦ 青少年が文化芸術に触れ、創造性や感性が育まれている姿
- ⑧ 若者や女性が文化芸術に積極的に関わっている姿
- ⑨ 高齢者や障がい者が文化芸術に積極的に関わっている姿
- ⑩ 岩手の伝統的な文化芸術が受け継がれ発展していく姿
- ⑪ 新しい文化芸術を生み出し、発展させていく姿
- ⑫ その他



### 資料3 岩手県文化芸術振興審議会委員名簿

(第6期：平成30年6月1日～令和2年5月31日)

職	氏名	所属・役職等
会長	佐々木 民夫	岩手県立大学名誉教授
副会長	菅野 洋樹 (令和元年6月26日まで)	公益財団法人岩手県文化振興事業団理事長
	高橋 嘉行 (令和元年8月1日から)	
委員	飯森 千加	いわて県南アートプロジェクト代表
〃	板垣 崇志	社会福祉法人光林会るんびにい美術館 アートディレクター
〃	小田島 正明 (令和元年5月21日まで)	公益社団法人全国高等学校文化連盟会長 岩手県立盛岡第四高等学校校長
〃	五日市 健 (令和元年6月1日から)	
〃	上田 吹黄	一級建築士ちいろば設計
〃	木村 敦子	「てくり」編集人 アートディレクター
〃	熊谷 常正	岩手県文化財保護審議会委員 盛岡大学文学部教授
〃	齋藤 桃子	岩手町立石神の丘美術館主任学芸員
〃	坂田 裕一	特定非営利活動法人いわてアートサポートセンター理事長
〃	柴田 和子	一般社団法人岩手県芸術文化協会会長
〃	田口 博子	日本弦楽指導者協会会員
〃	長坂 友太	戸呂町神楽保存会代表
〃	中嶋 奈津子	岩手県文化財保護審議会委員 佛教大学非常勤講師
〃	本村 健太	岩手大学人文社会科学部教授
〃	渡辺 靖	慶応義塾大学環境情報学部教授

※委員は五十音順に掲載

資料4 岩手県文化芸術振興審議会における審議経過

年月日	主な審議経過等	主な審議事項等
令和元年 6月18日	第26回岩手県文化芸術振興審議会	岩手県文化芸術振興指針の改訂について 「次期岩手県文化芸術振興指針の基本的方向」について諮問。
7月10日 ～7月24日	希望郷いわてモニターアンケート 「文化芸術に関する意識調査」実施	岩手県の文化芸術に関する現状、課題等の抽出のためのアンケート調査を実施
9月5日	第27回岩手県文化芸術振興審議会	岩手県文化芸術振興指針に基づく取組状況について 次期指針の骨子(案)について
9月11日 ～9月18日	市町村担当者等との意見交換会	県内6会場において、市町村や市町村芸術文化協会等と意見交換を実施
9月19日 ～9月20日	文化芸術団体等との意見交換会	文化芸術団体、障がい者芸術関係者等との意見交換を実施
11月19日	第28回岩手県文化芸術振興審議会	第3期岩手県文化芸術振興指針(素案)について
11月28日 ～12月27日	パブリック・コメント	第3期岩手県文化芸術振興指針(素案)へのパブリック・コメントを実施
令和2年 1月29日	第29回岩手県文化芸術振興審議会	第3期岩手県文化芸術振興指針(案)のとりまとめについて 第3期岩手県文化芸術振興指針を答申

## 資料5 指針策定に当たっての意見募集結果

本指針の策定に当たり、県民への周知を図るとともに、広く意見を聴き、策定の参考とするため、パブリック・コメント等により意見の募集を行った。

### 1 実施期間

令和元年11月28日（木）から令和元年12月27日（金）まで

### 2 実施方法及び周知実績

- (1) 県ホームページへの資料等掲載
- (2) 報道機関への発表
- (3) 各市町村、文化芸術団体、関係機関等への通知
- (4) コーディネーター会議等での説明（県内3か所）
- (5) その他（いわての文化情報大事典 Facebook、Twitter での告知）

### 3 寄せられた意見の実績

内 容	意見数
I 岩手県文化芸術振興指針策定の趣旨等	1件
II 岩手の文化芸術を取り巻く情勢と現状認識	5件
III 基本的方向性	7件
IV 施策の具体的推進	52件
V 指針の推進	4件
その他	2件
合 計	71件



### 第 3 期岩手県文化芸術振興指針（答申案）

---

令和2年1月29日

岩手県知事 達増 拓也 様

岩手県文化芸術振興審議会  
会 長 佐々木 民夫

次期岩手県文化芸術振興指針の基本的方向について（答申）

令和元年6月18日付け文振第51号により諮問のありました次期岩手県文化芸術振興指針の基本的方向について当審議会で検討を重ねた結果、第3期岩手県文化芸術振興指針については別添のとおりとすることが適当であるとの意見に達しましたので、答申します。